

平成 2 2 年度

法務省事後評価実施結果報告書（案）

平成 2 3 年 月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成22年度事後評価実施結果報告書	
(1)	一般事業	
	・社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
	・法務に関する調査研究	12
	・検察権行使を支える事務の適正な運営	24
	・矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	41
	・保護観察対象者等の改善更生	45
	・医療観察対象者の社会復帰	52
	・破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	56
	・債権管理回収業の審査監督	67
	・人権の擁護	72
	・国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	104
	・出入国の公正な管理	111
	・法務行政における国際協力の推進	124
(2)	成果重視事業	
	・登記情報システム再構築事業	140
	・地図管理業務・システムの最適化事業	144
	・出入国管理業務の業務・システムの最適化	149

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択

することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。)

- (5) **法教育の推進** (法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

- 3 **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

- 4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

- 5 **矯正処遇の適正な実施** (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進** (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

- 6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生** (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

- (2) **犯罪予防活動の促進** (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成22年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	基本法制の維持及び整備				
評価対象 施策名等	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 【政策体系上の位置付け：I-1-(1)】				
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。				
施策の予算額・ 執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額(百万円)	122	154	139	
	執行額(百万円)	83	105		
評価実施時期	平成24年8月 (平成23年度は中間報告)		所管部局	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課企画調査室	
評価方式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と事後チェック・救済型社会への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係する膨大な内容のものであるため、社会経済情勢の変化に対応していない部分や、経済界を始めとする各界からのニーズに応えることができていない分野が存在している。例えば、制定以来110年余りの間、実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。今後、速やかにこれらの立法ニーズに応えていかなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、企業の活動や資金調達にも悪影響を及ぼすこととなる。

一方、刑事基本法制については、コンピュータ・ネットワークが不可欠な社会的基盤となっている中で、これを脅かすサイバー犯罪が増加している状況にある。また、厳しい経済情勢が続く中で、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な手口による強制執行妨害事案が後を絶たない状況にある。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、社会経済情勢を反映したこれらの新たな犯罪事象に的確に対応することが重要である。

上記のように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢の変化を反映した犯罪事象に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・

救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、集中的に、経済活動に関わる基本法制の整備について取り組み、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、更に平成23年度末まで集中的に取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

法制整備の体制については、平成12年11月、通商産業省（現・経済産業省）・総務省からの応援を含むプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。平成13年4月には、更に積極的、集中的に法制整備を進めるため内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強した。現在は、約40名の民事・刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものであるとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成22年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成22年度に実施した政策（具体的内容）

【民事関係】

平成22年度に成立・公布された法律はない。なお、既に国会に提出した法律案のうち、平成22年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

○民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（平成22年3月提出、平成22年6月廃案、平成22年10月再提出、継続審査中）

【刑事関係】

平成22年度に成立・公布された法律はない。

平成22年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化に寄与できたものとするが、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題は多い。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成23年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に一定の成果を上げている。

サイバー犯罪及び強制執行妨害事案に対しては、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が、平成23年3月11日に閣議決定されており、今後の

国会審議の状況を踏まえ、円滑な施行に努めていきたい。また、企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備とは別に、抜本的に見直す必要があるか見極めるべく、今後も引き続き検討することとする。

6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
<p>【民事関係】</p> <p>児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。</p> <p>また、最近の家族をめぐる状況の変化に鑑み、既に平成8年に法制審議会から答申されている「民法の一部を改正する法律案要綱」を踏まえ、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化、女性の婚姻適齢の引下げ等の改正を行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法の親権に関する規定の見直し ・民法及び戸籍法の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の親権に関する規定の見直し 平成21年6月から12月まで、研究会において論点整理が行われ、平成22年1月に報告書を公表。研究会の報告書を踏まえ、平成22年2月に法制審議会に諮問され、児童虐待防止関連親権制度部会において調査審議が行われた。平成23年2月「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に対して答申された。法制審議会の答申等を踏まえ、民法、児童福祉法等を改正する「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、平成23年3月、第177回国会に提出したところである。 ・民法及び戸籍法の整備 平成22年の通常国会への提出をも視野に入れ、平成8年の法制審議会の答申を踏まえた民法等の改正法案を準備したが、選択的夫婦別氏制度の導入等について、各方面に様々な意見があり、法案提出には至らなかった。引き続き、関係各方面に、その内容等を十分に説明しながら、検討を行っているところである。
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の抜本的</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（債権関係）の見直し 	<p>民法（債権関係）の見直しについては、平成21年10月に法制審議会に諮問され、民法（債権関係）部会が設置されたところであり、平成22年度末時点までに25回開催され、引き続き調査審議が行われているところである。平成23年4月には「中間的な論点整理」を決定し、その後、中間試案の策定に向けた調査審</p>

<p>見直しを行う。</p> <p>来るべき大震災に備え、災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備を行う。 	<p>議を行う予定である。</p> <p>平成22年6月から、外部の研究会（学者・実務家等で構成。当省担当者もオブザーバとして参加。）において論点整理が行われており、平成23年3月に発生した東日本大震災が借地・借家関係に及ぼす影響も踏まえ、引き続き検討が行われる予定である。</p>
<p>近時、コーポレート・ガバナンス^{※1}の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを検討し、会社法他所管する法令の規定に関して、必要な整備を行う。</p> <p>また、会社の情報開示の在り方についても見直しの必要性が指摘されている上、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入の有無や会社の計算に関する規律への影響等を見定めつつ、過不足のない情報開示の在り方を見直し、適切な時期に必要な整備を行う。</p>	<p>〔会社法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、社外取締役及び社外監査役の「社外」要件の在り方等についてより一層望ましい企業統治の在り方を見直し、適切な整備を行う。 ・いわゆる企業結合法制として、多重代表訴訟制度の導入及び親会社の株主総会の権限拡大の是非等について検討し、会社を取り巻く幅広い利害関係者から一層の信頼を確保する観点から適切な整備を行う。 ・国際会計基準の導入に関する議論の状況を見極めた上で、必要な場合には、会社法への適用の在り方を見直し、この検討と併せて、会社法における会社の情報開示の在り方についても検討する。 ・その他会社法、社債、株式等の振替に関する法律他所管する法令について、実務における運用状況及び問題意識等を踏まえ、適切な整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法制の見直しについては、平成22年2月に法制審議会に諮問され、会社法制部会が設置されたところであり、平成22年度末時点までに10回開催され、引き続き調査審議が行われているところである。 ・国際会計基準が会社法の規律、特に分配規制^{※2}に対して与え得る影響について、技術的事項を中心に検討しているところである。
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。</p> <p>さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 <p>平成20年9月に法制審議会に諮問され、国際裁判管轄法制部会において調査審議が行われた。平成22年2月、「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に対して答申された。法制審議会</p>

的な見直しを行う。
 また、上記法整備及び非訟事件
 手続法・家事審判法の改正を踏ま
 え、人事に関する訴えなどについ
 ての国際裁判管轄法制の整備のた
 めの検討を行う。

の答申等を踏まえ、「民事訴訟
 法及び民事保全法の一部を改正
 する法律案」を立案し、平成22
 年3月、第174回国会に提出し
 た。同法案は廃案となり、その
 後平成22年10月第176回国会
 に再提出され参議院において継続
 審議となり、第177回国会にお
 いて審議が行われているところ
 である。

・非訟事件手続法及び家事審判
 法の見直し

平成21年2月に法制審議会に
 諮問され、非訟事件手続法・家
 事審判法部会において調査審議
 が行われた。平成23年2月、「非
 訟事件手続法及び家事審判法の
 見直しに関する要綱」が取りま
 とめられ、法務大臣に対して答
 申された。法制審議会の答申等
 を踏まえ、「非訟事件手続法案」、
 「家事事件手続法案」、「非訟事
 件手続法及び家事事件手続法の
 施行に伴う関係法律の整備等
 に関する法律案」を立案し、第17
 7回国会に提出予定である。

・人事に関する訴えなどについ
 ての国際裁判管轄法制の整備の
 検討

国際裁判管轄法制について
 は、諸外国の立法例、裁判実務
 等の状況を調査するなど立法に
 向けた基礎的な調査・準備作業
 を行うなど検討作業を開始する
 こととしている。

行政事件訴訟法の平成16年改正
 (平成17年4月施行)では、取消
 訴訟の原告適格の拡大、義務付け
 訴訟及び差止訴訟に関する規定の
 新設等、多岐にわたる改正が行わ
 れたところ、改正法の附則は、そ
 の施行後5年の経過後に施行の状
 況について検討を加え、必要があ
 ると認めるときは、その結果に基
 づいて所要の措置を講ずるものと
 定めている。そこで、改正法施行
 後の裁判例や実務の運用状況等に

〔行政事件訴訟法〕
 ・平成16年改正行政事件訴訟
 法の施行状況の検証

平成20年7月以降、日弁連等
 と改正法施行後の裁判例や実務
 の運用状況について基礎的な検
 証作業を行うとともに、平成22
 年12月からは、研究者、日弁連、
 最高裁が参加する研究会におい
 て検証作業を行っているところ
 である。

ついて検証作業を進める。

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するのが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none">・サイバー犯罪に対する罰則の整備・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備	<p>サイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法の整備並びに強制執行妨害行為に対する罰則整備を内容とする「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が3月11日に閣議決定され、第177回国会に提出される見通しである。</p>
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々かつ複雑な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none">・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備・企業の刑事責任の在り方	<ul style="list-style-type: none">・強制執行妨害行為に対する罰則整備については、上記のとおり。・企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際に、きめ細かな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めるとともに、企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性について引き続き検討を行っている。

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「分配規制」

剰余金の配当等株主に対する一定の会社財産の払戻行為について、当該行為により株主に対して交付される財産の総額が一定の金額（分配可能額）を超えてはならないという財源規制をいう（会社法第461条）。

平成22年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究				
評価対象 施策名等	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究） 【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】				
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。				
施策の予算額・ 執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額（百万円）	2	0	0	
	執行額（百万円）	2	0		
評価実施時期	平成23年8月		所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課	
評価方式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成20年において、一般刑法犯による検挙人員に占める再犯者（繰り返して犯罪を犯す者をいう。）の比率は約41パーセント、一般刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）による起訴人員に占める有前科者の比率は約48パーセント、入所受刑者に占める再入者の比率は約54パーセントを占めている。このような状況から、再犯防止は法務省にとって極めて重要な課題である。中でも覚せい剤取締法違反については、同種の再犯率が高いことから、再犯に至る経緯、原因等について実証的な調査・研究を行い、その結果に基づいて適切な処遇方策を検討することが必要である。

(2) 目的・目標

覚せい剤取締法違反を犯した者が初犯時の執行猶予判決をどのように受け止め、その後の社会生活でどのように再乱用に至ったかなどについて、実態調査及び意識調査を行い、再犯防止策の検討のための基礎的な資料（下記（3）イ（ア）～（ウ）を参照）を提供することを目的とする。

具体的には、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）において、同基準第3の3で、90点満点中72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と判定することとしていることから、相当程度以上に効果があったとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成21年度（1か年）

イ 研究内容

(ア) 覚せい剤取締法違反により執行猶予判決を受けた者に係る分析

覚せい剤取締法違反について、主な再犯要因を把握し、再犯防止のための具体的な処遇の検討に有用な資料を提供するため、覚せい剤取締法違反（使用又は単純所持事案に限る。）のみの罪名で執行猶予判決を受けた者であって、同一罪名での前科がなく、平成16年中に第一審で判決が確定したものを調査対象として、居住状況、就労状況、監督誓約の有無等と再犯の有無との関連性について調査分析を行う。

(イ) 覚せい剤取締法違反受刑者に係る分析

覚せい剤取締法違反による受刑者を同種再犯によって再入させないためには、どのような点に重点を置いて改善指導、保護観察等を行うべきかなどの具体的な方策についての検討に有用な資料を提供するため、覚せい剤取締法違反（覚せい剤の自己使用が含まれているものに限る。）の初入者（刑務所等への入所度数が1度の

者をいう。)及び2入者(刑務所等への入所度数が2度の者をいう。)を調査対象として、受刑に至った者の問題性を分析することを目的として、初入者と2入者との相違点も分析しながら、犯罪に至った動機・原因、背景事情、生活状況、対象者の意識等について調査分析を行う。

(ウ) 覚せい剤取締法違反受刑者の刑事手続上の処分等に対する意識に係る分析

覚せい剤取締法違反を犯した者が執行猶予、保護観察などの刑事手続上の処分等についてどのような認識を有しているかを明らかにし、再犯防止のためにどのような指導等が必要かを検討するために有用な資料を提供するため、覚せい剤取締法違反(覚せい剤の自己使用が含まれているものに限る。)による受刑者のうち、同一罪名により執行猶予判決を受け、又は仮釈放された前歴がある者について、単純執行猶予若しくは保護観察付執行猶予の期間中であること又は仮釈放中であることに関してどのような意識を持っていたかなどについて調査分析を行う。

なお、本研究では、窃盗についても上記(ア)～(ウ)の分析を行っている。

3. 事前評価の概要

平成20年5月27日に開催された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、以下のとおり事前評価を行った。

(1) 必要性

平成19年版犯罪白書の特集において法務総合研究所が実施した特別調査によると、総犯歴数¹別の人員構成比では、初犯者が71.1パーセントを占めているのに対して、再犯者(有罪の確定裁判を2回以上受けた者をいう。以下本項において同じ。)は、28.9パーセントにとどまっているが、総犯歴数別の犯歴の件数構成比を見ると、初犯者による犯歴の件数は42.3パーセントにとどまるのに対して、再犯者による犯歴の件数は57.7パーセントを占めており、再犯者による犯罪の累積傾向が明らかとなった。また、再犯事情はその罪名によって特徴が見られるが、その中でも覚せい剤取締法違反は再犯に及ぶ比率が平均より高い(別添1参照)。したがって、覚せい剤取締法違反による初犯者に対しては特に適切な処遇方策を講ずる必要があるところ、その検討のための基礎的な資料を提供するため、本調査研究を行う必要がある。

(2) 効率性

覚せい剤取締法違反を犯した者に対する効果的な処遇方策を検討するための基礎的な資料を提供するには、多くのデータを収集して量的分析を行うほか、犯罪者の詳細な属性、刑務所等における処遇状況等について実証的に調査し、その結果を分析する必要がある。本研究は、検察官、刑務官、保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため、データの収集においても、また実際の処遇状況の調査についても効率的に行うことが可能であり、手段の適正性・費用対効果の点から効率性は高い。

(3) 有効性

本研究の成果は、法務省関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後、覚せい剤取締法違反を犯した者の再犯を防止するための効果的な処遇方策の在り方を検討する上で、有用な資料となることが期待できる。

(4) 総合的評価

本研究は、上記のとおり必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、本研究における成果は、今後の矯正及び更生保護における処遇方策の在り方等を検討する上で、貴重な資料となることが見込まれることから、早期に研究すべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記2.(2)の目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会(学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成)において、評価基準第4に掲げる各評価項目において4段階(AからD)で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について評価する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成23年4月18日に開催された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究において、覚せい剤取締法違反を犯した者の実態調査、意識調査等及びその分析を行った成果は、以下のようなものであると認められる。

ア 執行猶予者について（上記2.（3）イ（ア））

覚せい剤取締法違反により執行猶予判決を受けた者に係る調査を行い、再犯傾向や再犯要因等の分析を行った結果明らかとなった主な点は、以下のとおりである。

- ・調査対象者の約3割が4年以内に再犯に及んでおり、そのうち8割以上が覚せい剤の再犯であり、同一の犯罪を繰り返す傾向が高かった。
- ・男女別では、男子の方が再犯率が高かった。また、女子については、「共犯あり」の比率が男子より明らかに高く、男子では、共犯の有無により再犯率に差がなかったのに対し、女子では、「共犯あり」の場合に再犯率が高い傾向がみられた。
- ・再犯要因としては、執行猶予判決を受けた事件時の居住状況や就労状況が不安定であるほど、再犯率が高かった。ただし、居住状況による再犯率への影響は、同時に調査した窃盗事犯者と比べると小さかった。また、居住状況が不安定であれば、就労状況にかかわらず、再犯リスクは大きいなど、就労状況の再犯の可能性への影響は、居住状況に比べ小さかった。
- ・執行猶予判決を受けた裁判時に監督を誓約する者がいなかった者では、これらの者がいた者と比べて再犯率が顕著に高く、監督者の存在が再犯の抑止要因として大きかった。
- ・保護観察の有無別に再犯状況をみると、保護観察に付された者は、保護観察に付されなかった者と比べ再犯率が若干高いものの、大差はなく、保護観察が再犯リスクが高い者に付されることが多いことを勘案すると、保護観察が、改善更生・再犯抑止に効果を上げていることがうかがわれた。
- ・覚せい剤取締法違反者については、暴力団等関係者であることは、相当大きな再犯の促進要因となっていた。

イ 受刑者について（上記2.（3）イ（イ））

覚せい剤取締法違反受刑者に係る調査を行い、再犯傾向や再犯要因等の分析を行った結果明らかとなった主な点は、以下のとおりである。

- ・覚せい剤を初めて使用した理由としては、「快感を得るため」を挙げる者が最も多かった。
- ・覚せい剤の使用開始年齢が低い者や有機溶剤の乱用経験を有する者は、再犯（再入所）に陥りやすいことが確認された。また、過去に、覚せい剤の使用頻度が高い、又は覚せい剤の使用を再開するまでの期間が短いということから覚せい剤への依存が強かったと推認される者は、その後も、強い依存を維持する傾向がうかがわれた。なお、こうした傾向は、低年齢で覚せい剤使用を開始した者など、問題性が大きい者に認められやすいこともうかがわれた。
- ・覚せい剤を使用する端緒としては、「友人知人からの誘惑」などを挙げた者が多く、交友関係を良好なものとすることが、再犯を抑止する上で重要であることがうかがわれた。他方、2度目の入所の受刑者に最初の釈放後の取組に関して聞いたところ、更生のために必要と考えていた事項のうち、「友人知人との付き合い方を変える」ことを実行できずに再入した者が多く、交友関係を良好なものにできなかったことが再犯につながった原因の一つとなっていることがうかがわれた。
- ・刑事施設内における処遇に関しては、初入時に受けていけば更生に役立ったと考える指導等として「薬物依存離脱指導」を挙げる者が最も多く、「薬物依存離脱指導」の充実は、受刑者においても期待していることがうかがわれた。

ウ 刑事手続上の処分等に対する意識（上記2.（3）イ（ウ））

覚せい剤取締法違反受刑者の刑事手続上の処分等に対する意識調査を行い、その分析を行って明らかになった主な点は、以下のとおりである。

- ・「執行猶予期間又は仮釈放期間であることを意識したか」について、単純執行猶予の判決を受けた者では、「初めからあまり意識していなかった」、「初めのうちは意識していたが、次第に意識しなくなった」と安易に受け止めていた者が半数を超え、保護観察付執行猶予者（50.0%）、仮釈放者（22.2%）でも、その比率は相当高かった。
- ・保護観察中に遵守事項や生活行動指針を「守れなかった」と回答した者は、仮釈放者では約2割であったが、保護観察付執行猶予者では半数を超えており、その理由として、「守っていなくても、執行猶予が取消しになるようなことはないと思っていたから」、「遵守事項の内容を忘れていたから」など、安易に考えていた者が多かった。
- ・覚せい剤取締法違反による保護観察中に簡易薬物検出検査の受検歴があった者に同検査に対する感想を聞くと、その意義について肯定的な感想が多かった。

エ 成果物

上記の本研究の成果は、平成21年版犯罪白書の特集として要旨（URL：<http://haksyol.moj.go.jp/jp/56/nfm/mokuji.html>）が公表されているほか、研究部資料57として基礎データが公開されている。そして、これらは、法務省再犯防止対策推進会議の下に設けられた「就労・福祉等による社会復帰支援施策検討プロジェクトチーム」での検討資料として用いられたほか、薬物事犯者等の処遇に対する取組、刑の一部執行猶予制度に対する対応の検討等にも用いられた。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価したところ、別添2のとおりとなった。

すなわち、必要性を評価する3項目について検討すると、再犯防止施策の充実が法務省の重点施策の一つであるところ、覚せい剤取締法違反は再犯に及ぶ者の比率が特に高い犯罪であることから、本研究は法務省の重要施策に関連するとともに、早期に研究を実施する必要性があったこと、刑事事件記録等に基づいて、検察、矯正、保護等の刑事司法の各段階を網羅して行った総合的研究であって、法務省以外での実施は著しく困難であったことなどが認められることから、必要性に関する評点は30点中30点となった。

効率性を評価する3項目について検討すると、本研究は調査対象者を覚せい剤取締法違反による執行猶予判決を受けた者519人、覚せい剤取締法違反受刑者540人としているが、調査の実施上、対象者数を限定することはやむを得ないことであるものの、対象者数をもう少し多くすることも検討すべきであったと言える。分析の視点については、調査分析の手法は適切なものであったと認められるものの、覚せい剤以外の前科を持つ者や他の薬物も所持又は使用していた混合型の者との対比を視野に入れた分析も考慮されるべきであったことなどから、効率性に関する評点は30点中24点となった。

有効性を評価する3項目について検討すると、本研究は、施策立案等の検討にどう利用されたかという点で、保護観察付執行猶予者が保護観察を甘く見ているという評価に対して今後社会内処遇をどうしていくべきかといった政策論的な配慮が十分でなかった面も指摘される。しかし、研究の成果は、同時に実施した窃盗事犯者についての調査の分析結果と共に、平成21年版犯罪白書の特集として公開され、実務家以外の一般国民にも分かりやすい形でまとめられた上、広く報道され大きな社会的注目を集めたこと、分析のために収集した基礎的なデータについても分かりやすい形で表にまとめられ、法務総合研究所研究部資料57として提供されていることなどから、有効性に関する評点は30点中27点となった。

以上の各項目の評点を合計したところ、90点中81点となったものであり、本研究の目標は達成された。

（3）総合評価

上記のとおり、本研究は、事前評価と同様、必要性、効率性、有効性の観点からも高く評価され、評点の合計は81点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められ、2.（2）記載のとおり、覚せい剤取締法違反を犯した

者の再犯防止策を検討するために基礎的な資料を提供するとの目的を達成したと評価できる。

6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)

第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

- ① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化
- ⑧ 保護観察における処遇の充実強化
- ⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

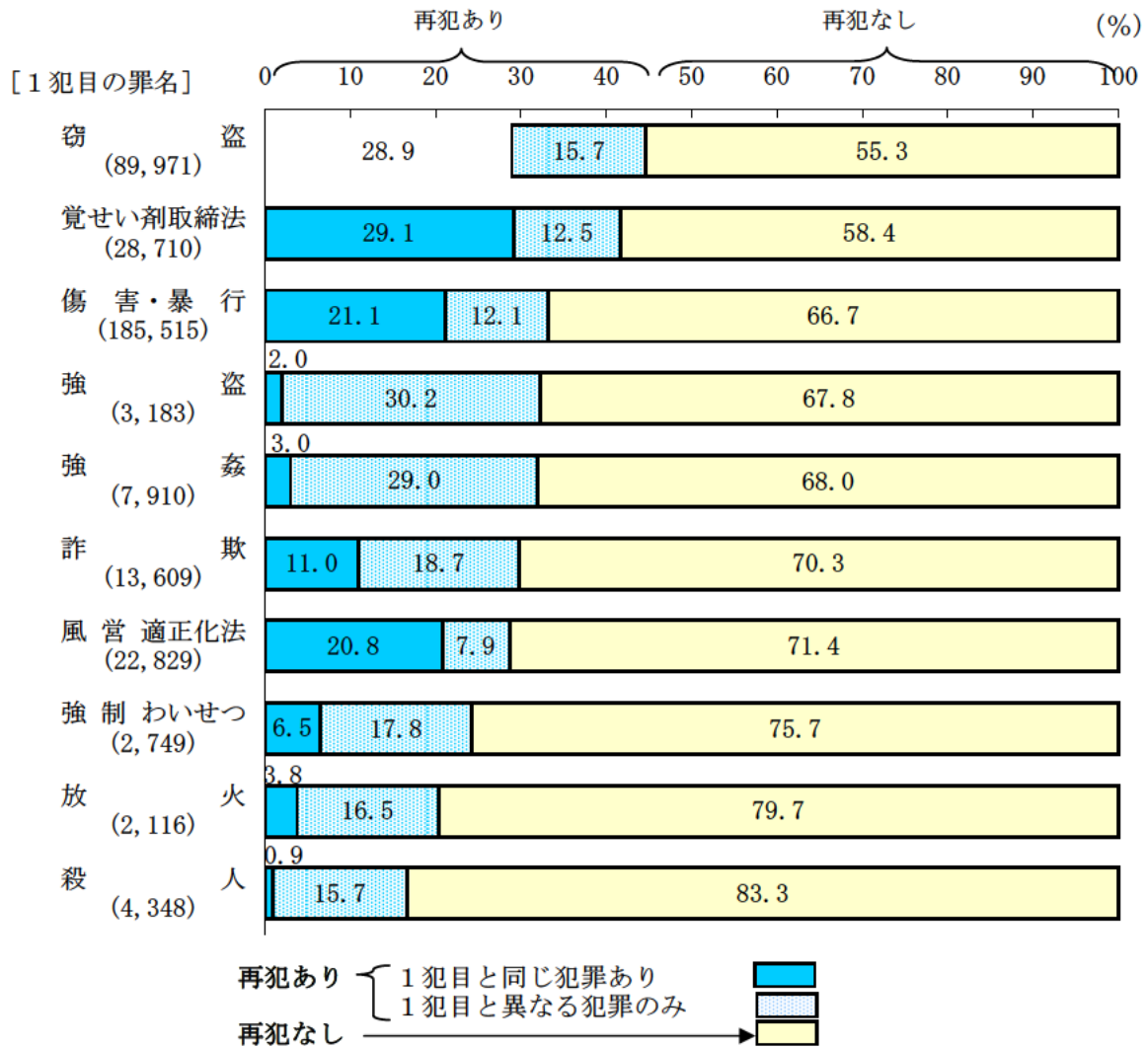
なし

9. 備考

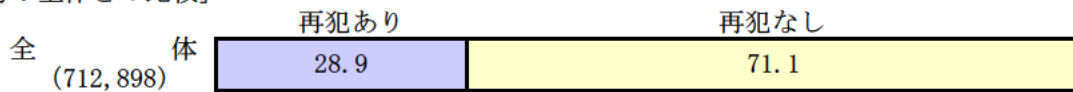
*1 「総犯歴数」

犯歴の件数を一つの確定裁判ごとに一犯歴として数えることとした場合において、一人の者が犯した犯歴の件数の合計をいう。

1 犯目の罪名別・再犯の有無別構成比



[参考：全体との比較]



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1 犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

【覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究】

観点	評価項目	評価の基準		評価
必要性	1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。	A (10点)	法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。	A (10点)
		B (7点)	法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望のあった研究であり、実施の必要性が高い。	
		C (5点)	法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。	
		D (0点)	法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。	
	2 代替性のない研究であるか。	A (10点)	他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。	A (10点)
		B (7点)	他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。	
		C (5点)	他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。	
		D (0点)	他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。	
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A (10点)	早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。	A (10点)
		B (7点)	早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。	
		C (5点)	早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。	
		D (0点)	早期に研究を実施する必要性がないテーマである。	
効率性	4 調査分析対象の範囲が適度であるか。	A (10点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。	B (7点)
		B (7点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。	
		C (5点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。	
		D (0点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。	
	5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。	A (10点)	分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。	B (7点)
		B (7点)	分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。又は分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。	
		C (5点)	分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。	
		D (0点)	分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。	
	6 調査分析の手法は適切であるか。	A (10点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。	A (10点)
		B (7点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いている。	
		C (5点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれかを用いている。	
		D (0点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれも用いていない。	

有効性	7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A (10点)	実務家以外の者にとっても分かりやすい。	A (10点)
		B (7点)	実務家以外にとって分かりやすい。	
		C (5点)	実務家にとっておおむね分かりやすい。	
		D (0点)	実務家にとっても理解に時間を要する。	
	8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。	A (10点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に大いに利用された。	B (7点)
		B (7点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に利用された。	
		C (5点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。	
		D (0点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれにも利用されなかった。	
	9 当該研究が、法務省以外の場で用いられたり、社会的な注目を集めたか。	A (10点)	法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。	A (10点)
		B (7点)	法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。	
		C (5点)	法務省以外の場で用いられた。	
		D (0点)	法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。	

評点合計 81点

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点10点

B…評点7点

C…評点5点

D…評点0点

- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 72点以上 … 大いに効果があった。

合計点 63点以上 72点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 45点以上 63点未満 … 効果があった。

合計点 45点未満 … あまり効果がなかった。

- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれ

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。

- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとってもおおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外で用いられた。
- D…法務省以外で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

平成22年度事後評価実施結果報告書

（法務省Ⅱ-4-(2)）

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営				
施策の基本目標	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。				
取組内容	①適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。 ②犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。 ③検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額（百万円）	3,007	3,154	2,717	
	執 行 額（百万円）	2,823	2,913	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条 ○犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定） ・V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。」 ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） ・第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 「国際的な犯罪に的確に対処するため、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。」				

測定指標	取組内容	指標 (通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査)	実績値					
			20年度	21年度	22年度			
			別添1-1のとおり					
		目標値等	研修を有意義とする回答を90%超					

測定指標	取	指標	実績値
-------------	----------	-----------	------------

組 内 容 ②	(被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		別添2-1のとおり					
	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超					

測定指標	取組内容③	指標 (広報活動の実施回数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	目標値等	1,200回超						

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>取組内容①について、平成22年6月3日から6月4日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人70名が参加する通訳人セミナーを実施した(別添1-2のとおり)。同セミナーでは刑事手続法・刑事実体法に関する各講義や通訳人と検察官との意見交換等を行うことなどにより、取調べにおける通訳に必要な知識及び技能の習得を図った。平成22年度における改善点としては、参加者を50名から70名に増員し、より多くの通訳人がセミナーに参加することができる機会を設けた上、セミナーを通して収集された内容等については、全国の検察官・通訳人に周知すべく、従来どおり、その概要を取りまとめて各庁に情報提供することとした。セミナー終了後に、研修の効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、研修参加者全員に対してアンケート調査を実施し、同研修に参加した70名中67名から回答を得ることができた。その中で67名(95.7パーセント)が、同セミナーについて「有意義である」旨回答しており、目標値である90パーセント超を達成した(別添1-1参照)。</p> <p>取組内容②について、平成22年11月26日、全国の地方検察庁から被害者支援員等80名が参加した被害者支援担当者中央研修を実施した(別添2-2のとおり)。同研修では、被害者支援をめぐる最近の動向や被害者保護のための諸制度の運用と実情、関係機関等と連携した被害者支援に関する講義のほか、外部講師である臨床心理士に依頼し、心理学の専門家としての立場から見た犯罪被害者との接し方についての講義を実施し、被害者支援員として必要な知識・技能の修得を図った。研修終了後に、研修の効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、研修参加者全員に対してアンケート調査を実施し、同研修に参加した80名中78名から回答を得ることができた。その中で73名(91.3パーセント)が、同研修について「有意義である」旨回答しており、</p>
----------------	---------	--

	<p>目標値である90パーセント超を達成した（別添2-1参照）。</p> <p>取組内容③について、平成22年度中には、これまでの広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用しながら、検察活動の意義・役割について国民に正しく理解してもらうため、刑事手続の流れ、捜査・公判手続、起訴・不起訴の処分、裁判における検察の役割、検察官の仕事などを説明する出前・移動教室、講演会・説明会などの広報活動を、小・中・高校生を始め、大学生や一般などの幅広い国民層に対し1,287回実施し、目標値である1,200回超を達成した（別添3参照）。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>各研修後に実施したアンケートにおいて「有意義である」との回答が90パーセントを超えており、各研修員において、必要な知識及び技能が習得され、また、資質向上に役立ったと考えられ、検察機能の強化という観点から、本取組が有効であったということが認められる。また、中央で研修を行うことにより、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに講師の時間や費用を最小限に抑えることができ、効率性も認められる。</p> <p>また、検察活動の意義・役割を説明する広報活動を、1,287回にわたり幅広い層の国民に対して実施したことで、国民における検察に対する理解が深まったといえ、有効性が認められる。さらに、裁判員制度広報啓発活動を通じて培ったネットワークを活用することや、全国統一的なパンフレットを利用し、職員が自ら説明を行う広報活動を実施したことから、広報活動が効率的に実施されたといえる。</p> <p>こうした取組内容を通じて、社会情勢に対応した検察機能の強化を図り、検察権の適正・迅速な行使のために必要な国民の理解や協力を得ることができたといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>国際化の進展に伴い外国人が関与する事件は依然として高い水準で推移している上、取調べの適正に対する社会の関心が高まっていることから、これら事犯を適正に処理するためには通訳の正確性・公平性が担保されることが不可欠であるため、全国統一的に、捜査手続における通訳の正確性・公平性を確保することが引き続き必要である。また、犯罪被害者等に対する保護の必要性が強く訴えられるようになった社会背景をもとに、「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が明文で求められているほか、被害者保護法制が活用されるためには、様々な被害者等のニーズに応じて、きめ細やかに被害者等をサポートする人員の育成が急務である。そのため、今後とも研修及び研修後のアンケートの意見や要望を参考にし、更に効果的な実施方法を検討しながら、それぞれの研修を引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、昨今、検察に対して国民の厳しい目が向けられており、そうした状況の中で、検察の使命や検察活動の意義・役</p>

	<p>割について、国民から正しい理解を得るためにも、これまで以上に、出前・移動教室などの検察広報活動を積極的に展開するとともに、検察庁ホームページの充実を図るなど、幅広い層の国民に対して、一層の理解が得られるよう、より多様な広報活動を実施する必要がある。</p> <p>よって、今後も引き続き、検察が社会情勢の変化を適切に把握し、的確に対応できるよう、検察機能のより一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。</p>
--	---

政策評価懇談会の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要
---------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳人セミナー全体及び各講義等についてのアンケートに関する調査結果は、刑事局公安課において保管している。 ・被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	---

所管部局	刑事局総務課企画調査室	評価実施時期	平成23年8月
------	-------------	--------	---------

○取組内容①

通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査

(目標値：90%超)

指 標	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有意義とする回答の割合	95.4%	92.0%	95.7%
有意義とする回答数※	252	46	67
アンケート回答者数	44	50	67
参加人数	49	50	70

※ 平成20年度においては、実施された6コマの講義等の内容について、それぞれ「5」から「1」の5段階で回答を求める方式でアンケート調査を行っており、その結果を集計する際は、「3」以上の回答を有意義として整理した。本アンケートについてはセミナー参加者49人中44人から回答を得て、全6コマに対する回答数の合計が264、うち有意義とする回答数が252となり、有意義とする回答の割合が95.4%であった。

これに対し、平成21年度から、通訳人セミナー全体について「3」を「有意義である」、「2」を「どちらともいえない」、「1」を「有意義ではない」とする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者50人全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が46となり、有意義とする回答の割合が92.0%であった。

平成22年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名中67名から回答を得て、うち有意義とする回答数が67となり、有意義とする回答の割合が95.7%であった。

参考資料

別添1-2 平成22年度通訳人セミナー日程

別添1-3 「平成22年度通訳人セミナー」に関するアンケートのお願い

平成 22 年度通訳人セミナー日程

日程 平成 22 年 6 月 3 日（木）～ 4 日（金）

会場 法務総合研究所第 1 教室ほか

月日	時 間	事 項
6 月 3 日 （木）	13:00	集合 ※第 1 教室
	13:10 ～ 13:30	オリエンテーション
	13:30 ～ 13:45	開始式
	13:45 ～ 15:15	講義(1) 「刑事手続について」 (裁判員制度広報用DVD上映含む) 刑事局付 (公安課) 刑事局付 (裁判員制度調査PT)
	15:15 ～ 15:30	休憩
	15:30 ～ 16:50	講義(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」
	16:50 ～ 17:05	休憩
6 月 4 日 （金）	17:05 ～ 18:15	講義(3) 「通訳に関する具体的事例について」 刑事局付 (公安課)
	9:30	集合 ※第 1 教室
	9:35 ～ 10:35	講義(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」 東京地方検察庁検事
	10:35 ～ 10:50	休憩 (各分科会会場に移動)
	10:50 ～ 12:00	検察官との座談会 分科会 ※ 1 班 (第 3 教室), 2 班 (第 1 セミナー室), 3 班 (図書資料室) 4 班 (第 4 教室), 5 班 (第 6 教室)
	12:00 ～ 13:00	休憩 (昼食)
	13:00 ～ 13:20	検察官との座談会 分科会 (午前の分科会から引き続き)
	(13:20 ～ 13:30)	(休憩, 第 1 教室に移動)
	13:30 ～ 14:30	検察官との座談会 全体会 ※第 1 教室
	14:30 ～ 14:40	休憩
14:40 ～ 15:00	終了式 (解散)	

別添 1 - 3

「平成 22 年度通訳人セミナー」に関するアンケートのお願い

この度「通訳人セミナー」に参加された皆様から、本セミナーに対する御感想や御意見、御要望を伺い、今後のセミナー等を一層充実したものにしたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

なお、本アンケートに対する御回答は、平成 22 年 6 月 14 日（月）までに皆様の推薦庁に御提出されるようお願いいたします。

推薦庁 _____ 地方検察庁 _____ 氏名 _____

1 「有意義である」を 3，「どちらとも言えない」を 2，「有意義ではない」を 1 とした 3 段階で評価した上，該当するものを○で囲んでください。

(1) 本セミナー全体について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(2) 講義(1)「刑事手続について」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(3) 講義(2)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(4) 講義(3)「通訳に関する具体的事例について」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(5) 講義(4)「検察官から見た捜査通訳の留意点」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(6) 「検察官との座談会 分科会」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

(7) 「検察官との座談会 全体会」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2又は1を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[]

2 本セミナーの講義等について

本セミナーの講義等の内容について，御感想や御意見，御要望を記載してください（分かりやすかった点，あるいは逆にもう少し説明してほしい点など）。

(1) 「刑事手続について」

[]

(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」

[]

(3) 「通訳に関する具体的事例について」

[]

(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」

[]

(5) 「検察官との座談会 分科会」

[]

(6) 「検察官との座談会 全体会」

[]

3 本セミナーの日程等について

本セミナーの日程，開催場所，運営方法について，御感想や御意見，御要望を記載してください。

(1) 日程について

[]

(2) 開催場所について

[]

(3) 運営方法について

[]

4 本セミナーの内容について

今後、同様のセミナーを開催する場合、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等についての御意見を記載してください。

[]

5 配布資料について

本セミナーで参考配布しました「刑法入門」，「刑事手続概要」，「捜査と通訳」等の資料に関する御感想や御意見，御要望を記載してください。

[]

6 その他

その他本セミナーに対する感想がありましたら何でも結構ですので記載してください。

[]

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

(目標値：90%超)

指 標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有意義とする回答の割合	97.1%	94.4%	90.1%	94.3%	96.2%	91.3%
有意義とする回答数	68	67	64	66	51	73
アンケート回答者数	70	71	70	70	53	78
参 加 人 数	70	71	71	70	53	80

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	73	91.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者対応のため、必要な新しい情報を得ることができた。 ・普段、被害者支援全般について学ぶ機会がないため、全体の取組を再確認することができた。 ・他庁の活動（支援員の仕事の実情）を知る機会として大変有意義である。 ・被害者参加制度や法令・法規について詳しい説明があり、勉強になった。
どちらとも言えない	3	3.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・制度等の説明が中心であるため、具体的な取組事例の紹介があると良い。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	2	2.5%	
不提出	2	2.5%	

参考資料

別添2-2 被害者支援担当者中央研修日程

別添2-3 被害者支援担当者中央研修に関するアンケート

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成22年11月26日(金)	
時 間	実 施 内 容
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 11:30	講 義「被害者支援をめぐる最近の動向について」 刑事局付(総務課) 栗木 傑
11:30 ~ 13:00	昼休憩
13:00 ~ 14:15	講 義「被害者保護のための諸制度の運用と実情について」 刑事局付(総務課) 神渡史仁
14:30 ~ 15:30	講 義「関係機関・団体等と連携した被害者支援について」 内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 河原誉子
15:40 ~ 16:40	講 義「犯罪被害者等との接し方について」 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 臨床心理士 白井明美
17:00 ~ 17:30	フリーディスカッション (注)
17:30 ~ 18:00	事務連絡等

(注)フリーディスカッションには、栗木刑事局付、内閣府犯罪被害者等施策推進室河原参事官、国際医療福祉大学大学院白井臨床心理士が出席する。

被害者支援担当者中央研修に関するアンケート

本年度の研修は、今後の被害者支援活動に活かしていただくため、犯罪被害者支援をめぐる最近の施策の動向や関係機関・団体等の動き及び犯罪被害者等との接し方に関する講義等を行いました。

今後の研修や被害者支援業務の一層の充実を図る観点から、皆様の御意見・御感想をお聞かせください。

なお、数字を選択する質問に関しては、回答欄に数字を御記入ください。

質問・評価等		回答欄 (数字を記入)
1. 研修全体		
開催時期(11月26日)	1. 早い 2. 適当 3. 遅い (1・3の場合)適当な開催時期	
期間(1日)	1. 長い 2. 適当 3. 短い (1・3の場合)適当な期間	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない 理由	
	今日の研修を受けて今後の被害者支援活動に活用できることはありますか。	
感想		
2. 刑事局講義(刑事局付 栗木 傑)		
時間(1時間10分)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない 理由	

3. 刑事局講義(刑事局付 神渡史仁)		
時間(1時間15分)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
4. 講義(内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 河原誉子)		
時間(1時間)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
5. 講義(国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 臨床心理士 白井明美)		
時間(1時間)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
6. フリーディスカッション		
時間(30分)	1. 長い 2. 適当 3. 短い	
内容	1. 有意義である 2. どちらとも言えない 3. 有意義でない	
	理由	
7. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由		
講義等の内容		
理由		
8. その他, 御意見等がございましたら, 御自由にお書きください		

○取組内容③

広報活動の実施回数

(目標値：1,200回超)

指 標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
広報活動の実施回数	667回	717回	828回	1,087回	1,339回	1,287回

平成22年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数	参加人数
出前・移動教室	677回	18,516人
講演会・説明会	386回	10,056人
模擬裁判	89回	2,772人
イベントの実施・参加	65回	1,537人
その他	70回	1,304人
合 計	1,287回	34,185人

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成22年度事後評価実施結果報告書

(法務省Ⅱ-5-(3))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な運営に必要な民間開放の推進				
施策の基本目標	過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託 ² を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。				
取組内容	既存の民間委託の取組に加え、被収容者の性質等に留意しながら民間開放を推進し、民間のノウハウやアイデアを活用した矯正処遇について更に充実させるとともに、運営コストの削減を図る。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額 (百万円)	—	483	1,510	
	執 行 額 (百万円)	—	446	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号） ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号） ○構造改革特区基本方針（平成15年1月24日閣議決定） ○公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定，平成22年7月6日改定） ○国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定） ○平成22年度以降の定員管理について（平成21年7月1日閣議決定） ○経済財政改革の基本方針2008について（平成20年6月27日閣議決定） 				

測定指標	取組内容	指標1 (民間の創意工夫による再犯防止を踏まえた矯正処遇の充実)	実績値
		新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数：29項目増加 【別添のとおり】	
	目標値等	新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数の増加：4項目以上	
	指標2 (競争の導入による公共サービス改革に関する法律に基づく民間委託対象刑事施設における運営経費の削減)	実績値	
<ul style="list-style-type: none"> ○静岡刑務所並びに笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託 約54,397千円削減 (契約期間である7年間の合計) ○静岡刑務所，笠松刑務所並びに黒羽刑務所における作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務に係る業務委託 約152,861千円削減 (契約期間である7年間の合計) 			
目標値等	国が実施した場合に想定される必要経費と比較して削減		

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく民間委託対象刑事施設（静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所）において、例えば、職業訓練については、洗濯技能科において、クリーニング師の資格取得を可能とするため、一般リネン工場における主力機器と同等の高性能洗濯機が導入されたことにより、資格取得を目的とした職業訓練の実施が可能となった。また改善指導については、ワークブック形式による認知行動療法的プログラム等が導入されたことにより、全受刑者を対象とした改善指導の実施が可能となった。このように、民間事業者から、既存刑事施設の設備や整備の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用した提案がなされたことにより、新たな職業訓練及び改善指導プログラムについては、黒羽刑務所で10項目、静岡刑務所で9項目、笠松刑務所で10項目の合計29項目の増加を図ることができ、目標は十分に達成している。</p> <p>また、静岡刑務所並びに笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託契約に関しては、契約期間である7年間の合計で約54,397千円、静岡刑務所、笠松刑務所並びに黒羽刑務所における作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務に係る業務委託に関しては、契約期間である7年間の合計で約152,861千円、それぞれ運営経費を削減しており、必要経費の削減がなされていることから、目標は達成している。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>本施策については、大半の業務が平成23年1月に運営を開始したところであり、現段階においてその全てを評価することは困難であるため、現段階の評価に過ぎないが、公共サービス改革法の趣旨である公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に関し、一定の効果が認められている。ただし、事業者の決定から業務開始までの期間がわずか1か月間であり、官民双方で十分な準備期間を確保できなかったこと、また、複数施設における同種業務を一括して委託対象としたにもかかわらず、施設ごとに業務実施方法が異なっていることなど、発注方法等に改善の余地があり、新たに事業を実施するに当たっては、これらを解決することにより、更なる効果が期待される。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>公共サービス改革法及び「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成22年度事業の実施状況を検証するとともに、シェアード・サービス（業務集約化）による効率的な委託を可能とするためのBPR（業務実施方法等の見直し）についても併せて検討しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について、引き続き検討を行う。</p>

政策評価懇談会の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要
---------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし		
所管部局	法務省矯正局総務課	評価実施時期	平成23年8月

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉。

*2 「民間委託」

「民間委託」とは，刑事施設の運営に係る業務の民間委託のほか，P F I手法を活用した施設整備の推進についても含んだものである（「P F I」とは，公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことであり，民間委託の手法の一つ。P r i v a t e F i n a n c e I n i t i a t i v eの略。）。

別添

職業訓練及び改善指導実施状況一覧

○職業訓練

訓練科目	訓練定員	期間／年回数	取得可能な資格
調理師科(基礎科)	黒羽 40名 静岡 36名 笠松 28名	12ヶ月／年1回	(調理師免許受験の実務時間)
調理師科(応用科)	黒羽 20名 静岡 16名 笠松 12名	12ヶ月／年1回	(調理師免許受験の実務時間)
洗濯技能科	黒羽 50名 静岡 40名 笠松 30名	12ヶ月／年1回	クリーニング師
環境整備科	黒羽 15名 静岡 10名	黒羽 6ヶ月／年2回 静岡 12ヶ月／年1回	(ビルクリーニング技能士受験可能程度の知識・技能習得)
D I Y科	笠松 6名	12ヶ月／年1回	
農園芸科	黒羽 15名	8ヶ月／年1回	日本農業技術検定3級
コールセンター科	笠松 10名	6ヶ月／年1回	秘書検定3級
ネイリスト科	笠松 6名	3ヶ月／年2回	(ジェルネイル技能検定3級程度の知識・技能習得)
社会復帰科	黒羽 15名	6日／年24回	
情報ビジネス科	静岡 10名	12ヶ月／年1回	(ビジネス能力検定2級程度の知識習得)

○改善指導

プログラム名称	実施施設：実施人数	期間／年回数
ファンダメンタルプログラム	こころのトレーニング 黒羽：全受刑者 静岡：全受刑者 笠松：全受刑者	12ヶ月／年1回
	仕事ワーク 黒羽：全受刑者 静岡：全受刑者 笠松：全受刑者	12ヶ月／年1回
反犯罪性思考プログラム	黒羽：15名まで 静岡：15名まで 笠松：15名まで	3ヶ月／年1回
アディクションコントロール	黒羽：15名まで	3ヶ月／年1回
作業療法	リハビリスポーツ 笠松：10名まで	3ヶ月／年1回
	つくろうプログラム 静岡：10名まで	3ヶ月／年1回

平成 22 年度事後評価実施結果報告書

（法務省Ⅱ-6-（1））

施策名	保護観察対象者等 ¹ の改善更生				
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。				
取組内容	①保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。 ②更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額（百万円）	11,057	11,155	11,841	
	執 行 額（百万円）	9,838	9,836	/	/
関係する法令、施政方針演説等（主なもの）	○「更生保護法」（平成19年法律第88号） ○「更生保護事業法」（平成7年法律第86号） ○「犯罪から子どもを守るための対策」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） 保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。 ○「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） ・第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保 「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」 ・第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化 「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。」				

測定指標	取組内容	指標1 （性犯罪者処遇プログラム ² 受講者の受講前後の問題性 の変化）	実績値
	①	目標値等	別添（別表1）のとおり
			プログラム受講者の問題性（評点 ³ の平均）が低下すること
		指標2	実績値

	(保護観察終了者に占める無職者の割合)	別添(別表2)のとおり
	目標値等	対前年減
	指標3 (社会参加活動 ^{*4} 参加者を対象とする有益性に関する調査)	実績値 別添(別表3)のとおり
	目標値等	処遇効果が確認できた参加者の割合が80%超
	参考指標1 (性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数)	実績値 別添(別表4)のとおり
	参考指標2 (協力雇用主 ^{*5} の数)	実績値 別添(別表5)のとおり

測定指標	取組内容②	指標1 (全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員))	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			75.1%	75.7%	74.6%	75.0%	75.4%	76.5%
		目標値等	対前年度増					
		指標2 (更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		6,458人	7,885人	7,927人	7,954人	8,390人	8,538人	
目標値等	対前年度増							

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>取組内容①の指標1において、性犯罪者処遇プログラム(以下「プログラム」という。)では、性犯罪を許容する認知、問題解決スキル、他人への共感性などの点を評点とし、問題性の程度を点数化しているため、プログラム受講前後の評点を比較して、改善を判断することができる。指標1では、評点が低下していることから、プログラムの受講の結果、改善がされたと認められる。なお、平成19年9月から平成22年末までの期間、プログラム受講者数2,982人のうち、再犯者数は57人であった(参考指標1)。</p>
------------	--

	<p>指標 2 については、対前年比で無職者の割合は微増し、目標を達成できなかった。これは、近年の厳しい経済・雇用情勢により、保護観察対象者等が自力で就労することが一層困難になっていることが大きく影響しているものと考えられる。</p> <p>また、仮釈放者についてみると、保護観察終了者のうち、保護観察歴の多い者や年齢が高い者の方が無職者の割合が高く、再犯を重ねたり、高齢であることが就労を更に困難にしていることがうかがわれる上、仮釈放者に占める高齢者の割合が上昇していることもその一因であると考えられる。</p> <p>しかしながら、法務省と厚生労働省との連携により実施している刑務所出所者等総合的就労支援対策により毎年2,000人を超える就労を確保し、かつ、地域の経済団体等に働きかけを継続したことにより、新たに700以上もの協力雇用主を確保できた（参考指標 2）。</p> <p>指標 3 については、調査結果によれば、多数の社会参加活動参加者に、自己有用感、達成感、社会性の獲得、規範意識の醸成が認められた。</p> <p>取組内容②の指標 1 については、全更生保護施設の年間保護率は、平成19年度に若干低下したものの、平成20年度以降は対前年度増であり、指標 2 については、更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は、平成17年度以降対前年度増であった。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>保護観察対象者に対する処遇の充実強化及び更生保護施設の積極的な活用を通じた保護観察対象者等の自立更生の促進のいずれの取組についても達成されており、「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」との基本目標は達成された。</p> <p>性犯罪者処遇プログラムでは、受講後において評点の低下が明らかであり、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、プログラム受講者の問題性の改善に有効であるといえる。</p> <p>また、社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査では、社会参加活動は、対人関係技能の習得、社会性の獲得等に効果的な手法であり、調査の結果から有益性が認められる。</p> <p>保護観察終了者に占める無職者の割合は、増加傾向にあり、背景には、昨今の雇用情勢の悪化があるものと考えられる。仮釈放者についてみると、保護観察歴の多い者や年齢が高い者の方が無職者の割合が高い。また、無職の保護観察対象者の再犯率は、有職者に比べ高水準であることなどからも、就労支援の実施は保護観察対象者等の改善更生のために不可欠な措置である。</p> <p>全更生保護施設の保護率及び更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数では目標を達成している。これは、近年、更生保護施設職員に対する研修を充実強化したことにより、同職員の処遇能力が向上し、その結果、</p>

	<p>更生保護施設の処遇内容が充実したことによるものである。このことから、保護観察対象者等の改善更生を図るために有益な取組であったと認められる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>就労支援と就労先の確保の重要性から、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進し、矯正施設収容中から釈放後の職場定着に至るまでの継続的な支援を充実させる。また、民間事業者である協力雇用主を開拓し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する必要がある。</p> <p>さらに、昨今の厳しい経済社会情勢等を踏まえると、今後も、刑事施設等を出所しても、行き場がなく、自力では改善更生が困難な者が高水準で推移するものと考えられることから、更生保護施設での受入れ態勢を強化していく必要がある。</p> <p>保護観察対象者等の改善更生を促進し、再犯を防止して社会を保護することは、国民や社会のニーズに沿うものであることから、引き続き本施策を実施し、更なる改善更生の促進については再犯防止を図っていく必要がある。</p>
--	--

政策評価懇談会の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要
---------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」 (保護局観察課, 平成23年3月作成, 平成22年1月～平成22年12月) ・「性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数に関する調査」 (保護局観察課, 平成23年3月作成, 平成19年9月～平成22年12月) ・「社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査」 (保護局観察課, 平成23年4月作成, 平成22年4月～平成23年3月) ・「協力雇用主の数に関する調査」 (保護局更生保護振興課, 平成23年5月作成, 平成19年4月1日～平成23年4月1日) ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課, 平成17年4月1日～平成23年3月31日)
---------------------------	--

所管部局	法務省保護局観察課, 更生保護振興課	評価実施時期	平成23年8月
------	--------------------	--------	---------

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者，更生緊急保護対象者。

*2 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム。

*3 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方，再び性犯罪をしないための動機付け，具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。

*4 「社会参加活動」

保護観察対象者に有益な社会的諸活動を直接体験させて，社会の一員としての自覚を高め，自立性や社会性をはぐくむことを目的とする処遇方法の一つ。

*5 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主。

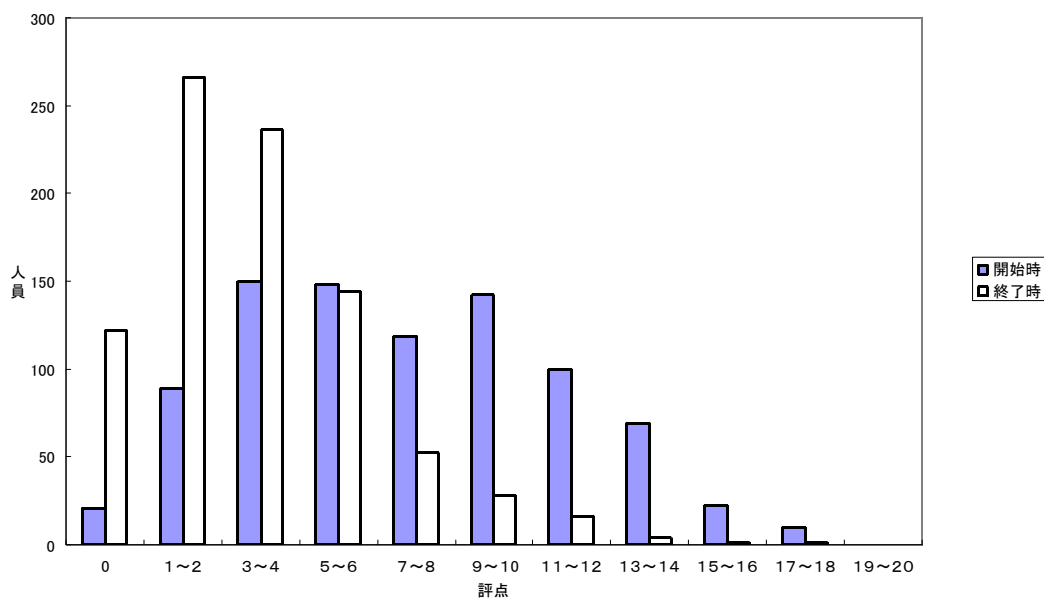
別添

別表1〔指標1〕 性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の評点の状況（目標値：プログラム受講者の問題性（評点の平均）の低下）

	受講前	受講後
評点（平均）	7.2点	3.3点

（保護局調査による。速報値）

コア・プログラム終了者の受講前後の評点の状況



（注）平成22年1月から同年12月までに、性犯罪者処遇プログラムを終了した870名に対し、プログラム受講開始時及び受講終了時に、性犯罪リスク要因に関する評価項目のチェックを行い、各評価項目の問題性の程度を点数化した。

別表2〔指標2〕 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

（目標値：対前年減）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全体	21.4% 9,622人	20.0% 8,561人	19.8% 8,104人	23.7% 9,316人	24.2% 9,109人
保護観察処分少年	12.6% 2,551人	11.0% 2,055人	10.6% 1,862人	12.9% 2,151人	11.7% 1,895人
少年院仮退院者	22.7% 1,102人	18.7% 830人	20.3% 803人	22.6% 879人	21.8% 842人
仮釈放者	27.5% 4,171人	26.5% 4,011人	26.3% 3,936人	32.4% 4,653人	35.3% 4,828人
保護観察付執行猶予者	38.6% 1,798人	37.6% 1,665人	34.5% 1,503人	38.1% 1,636人	39.4% 1,544人

（平成22年は速報値）

(注1) 表中上段は無職者の割合，下段は無職者数を示す。

(注2) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

(注3) 無職者は，定収入の有る無職者，学生・生徒，家事従事者を除く
本数値は，保護統計年報により算出しているもの。

別表3〔指標3〕 社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果(平成22年度)

質問事項	意見の内容	割合
(1) 自己有用感についての質問	「今日は，人から感謝されたり，頼りにされたりしてうれしかった。」等	90.2%
(2) 達成感についての質問	「今日の活動をしている自分も悪くないと感じた。」等	95.6%
(3) 社会性についての質問	「今日の活動では，他の人といろいろと話をすることができた。」等	89.3%
(4) 規範意識についての質問	「今日の活動に参加して，これまでの自分の行いで悪かったところを直そうと思った。」等	89.3%

(注) 平成22年4月以降に社会参加活動に参加した保護観察対象者225人に対して行った調査結果を集計したもの。

別表4〔参考指標1〕 性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数(平成22年)

		平成22年末までの累計人員
受講者数		2,982人
うち再犯者数		57人

(保護局調査による。速報値)

(注1) 「受講者数」は，平成19年9月から平成22年末までの期間中に性犯罪者処遇プログラムの受講を開始した者の人員を示す。

(注2) 「再犯者数」は，性犯罪者処遇プログラムを受講後，上記期間中に性犯罪（強姦，強制わいせつ等）により起訴等された者（保護観察終了後に再犯をした者を含む。）の人員を示す。

別表5〔参考指標2〕 協力雇用主の数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
協力雇用主数	5,750	6,556	7,749	8,549	9,346
被雇用者数	655人	685人	435人	505人	570人

(注) 本調査は，保護観察所を対象として各年4月1日現在の状況を調査しているもの。

平成22年度事後評価実施結果報告書

(法務省Ⅱ-6-(3))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰				
施策の基本目標	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。				
取組内容	関係機関相互間の連携確保により、地域社会における処遇を充実強化する。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額 (百万円)	282	240	247	
	執 行 額 (百万円)	246	195	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)				

測定指標	取組内容	指標 (保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*2} 件数)	実績値				
			18年	19年	20年	21年	22年
			2件	17件	38件	50件	59件
	目標値等	対前年増					
	参考指標 (地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議 ^{*3})の開催回数)	施策の進捗状況(実績)					
		18年	19年	20年	21年	22年	
	149回	464回	799回	1839回	2096回		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>指標の保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数は、対前年増の目標を達成している。また、参考指標のケア会議の開催回数も毎年増加している。</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会における処遇の三本柱である、①医療、②精神保健観察、③援助が適正に実施される必要がある。医療とは、指定通院医療機関に通院することであり、精神保健観察とは、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行うものであり、援助とは、医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等を受けることである。</p> <p>これらを適正かつ円滑に実施するために、保護観察所は、</p>
------------	---------	--

		<p>関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定めている。各機関は、この実施計画に基づいて処遇を実施することとされており、保護観察所は、実施計画が有効に機能するよう、関係機関の協力体制を整備し、医療観察対象者の情報共有や処遇方針の統一を図ることなどを目的としたケア会議を実施して相互の緊密な連携の確保に努めているところである。</p> <p>参考指標のとおり、ケア会議の開催回数は毎年増加していることから、関係機関相互間の連携に関する取組は、十分になされていると評価でき、地域社会における処遇が充実強化されているといえる。その結果、保護観察所や関係機関から十分な支援等を受けて社会復帰を実現した医療観察対象者が増加し、これらの者について、保護観察所長が医療観察法による医療の必要性について慎重に検討し、その必要性がないと認められる者について速やかに処遇終了の申立てを行っているため、処遇終了決定件数も毎年増加しているものといえる。</p> <p>また、医療観察制度施行後、現在までの5年間は一貫して精神保健観察事件数が増加しているところ、精神保健観察係属事件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数の割合は毎年増加している（別添参照）ことから、定められた期間よりも早期に社会復帰を実現した者の割合が増えているといえ、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されていることが分かる。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>各指標から、関係機関相互間の連携が確保され、地域社会における処遇が充実強化されていることが分かり、本取組内容が医療観察対象者に対する処遇上、非常に有効に機能しているため、定められた期間よりも早期に社会復帰を果たす医療観察対象者が増加しているといえる。よって、本取組内容は、施策の基本目標である医療観察対象者の社会復帰の促進に有効であり、着実にその成果が現れているといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>施策の基本目標は着実に達成されているものと考えられることから、今後も、関係機関相互間の連携を確保し、地域社会における処遇の充実強化を図ることとする。</p>
<p>政策評価懇談会の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

所管部局	保護局総務課精神保健観察企画官室	評価実施時期	平成23年8月
------	------------------	--------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

別添

○精神保健観察係属事件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数の割合

	処遇終了 決定件数	精神保健観察 係属事件数	割合(%)
18年	2	122	1.6
19年	17	247	6.9
20年	38	364	10.4
21年	50	465	10.8
22年	59	524	11.3

平成22年度事後評価実施結果報告書

（法務省Ⅱ－７－（１））

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施				
施策の基本目標	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。				
取組内容	<p>①オウム真理教の活動状況を明らかにし、国民の不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、オウム真理教に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施する。</p> <p>②公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。また、情報収集及び分析・評価能力を向上させる。</p>				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額（百万円）	2,640	2,323	2,152	
	執 行 額（百万円）	2,613	2,297	/	/
関係する法令、施政方針演説等（主なもの）	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条</p> <p>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条</p> <p>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条</p> <p>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">・第3－6－⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等</p> <p>○第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）</p> <p style="padding-left: 20px;">「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」</p> <p>○カウンターインテリジェンス^{*2}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」</p> <p>○第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）</p> <p style="padding-left: 20px;">「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」</p> <p>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">・2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」</p> <p style="padding-left: 20px;">・2－（2）－② その他の情報収集機能の強化</p>				

「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)」

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

・第6 テロの脅威等への対処

4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化

4-② カウンターインテリジェンス機能の強化

6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス³⁾に関する対策の強化

7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等

8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化

○第174回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）

「拉致問題については、新たに設置した拉致問題対策本部のもと、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くしてまいります。」

○情報セキュリティ2010（平成22年7月22日情報セキュリティ政策会議決定）

・Ⅱ-1-(1)-サイバーテロへの対処に係る国際連携の強化-ウ)

サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化

「サイバーテロへの対策を強化するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を強化するなどして、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。」

・Ⅱ-1-(2)-対処に資する情報の収集・分析・共有体制の強化-エ)

サイバーテロの予兆の早期把握と情報収集・分析の強化

「サイバーテロへの対策を強化するため、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢を整備し、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。」

○第177回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成23年1月24日）

「拉致問題については、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くします。」

測定指標	取組内容 ①	指標1 (活動状況及び危険性の解明(立入検査の実施回数等))	実績値				
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		実施回数	19	18	19	23	15
		施設数	62	41	36	35	50
		動員数	883	683	628	682	705
		別添1のとおり					
		目標値等	—				
		指標2 (関係地方公共団体の長か	実績値				

	らの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		請求を行った関係地方公共団体数	16	17	22	18	19
		提供回数	48	46	53	49	58
		平均所要日数	37.5	56.1	38.8	30.1	20.1
目標値等		所要日数を過去5年間の平均所要日数（40.0日）より短縮					

測定指標	取組内容②	指標1 （提供情報の正確性、適時性、迅速性）	実績値				
		別添2-1のとおり					
		目標値等	—				
		指標2 （ホームページへのアクセス件数）	実績値				
			19年度	20年度	21年度	22年度	
		アクセス件数	155,752	105,507	133,722	165,357	
		目標値等	10万件以上				
		指標3 （カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果）	実績値				
			20年度	21年度	22年度		
別添2-2のとおり							
目標値等	研修の有効性を認める旨の研修参加者の回答が90%以上						

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>取組内容①について、平成22年度は、オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分の実施のため、団体規制法に基づき、教団施設に対する立入検査を合計15回、延べ50施設、公安調査官延べ705人を動員して実施した。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした（詳細は別添1参照）。平成22年度の関係地方公共</p>
------------	---

	<p>団体の長からの調査結果提供請求への対応では、19関係地方公共団体の長から延べ55回にわたり情報提供の請求を受け、延べ58回にわたり情報提供を行い、請求から提供までの平均所要日数は20.1日であったことから、「平均所要日数40.0日より短縮する」という指標2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容②について、平成22年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析に注力し、情勢の変化に応じて柔軟に対応するとともに、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供した（詳細は別添2-1参照）。また、平成22年度の公安調査庁ホームページにおいて、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し、それらのアクセス件数は、165,357件であり、「アクセス件数10万件以上」とする指標2の目標を達成したと評価できる。カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果では、研修の有効性を認める旨の研修参加者の回答が95.8パーセントであったことから、「研修の有効性を認める旨の回答90%以上」とする指標3の目標を達成したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>取組内容①において、教団施設に対する立入検査を実施して、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、取組内容②において、緊急性の特に高い情報は随時、政府等へ直接提供し、また、当庁のホームページに「最近の内外情勢」等を掲載するなどの達成状況から、公共の安全の確保を図るという施策の基本目標については、おおむね達成したと考える。</p> <p>取組内容①については、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに教団から徴取した報告の真偽を検証することにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにできた。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しても、当庁が可能な限り迅速に対応したことは、国民の不安感の解消・緩和に資するものであった。</p> <p>取組内容②について、我が国の公共安全を確保するため、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時・適切に関係機関に提供することができた。また、国民に対する情報提供の状況についても、当庁ホームページへのアクセス件数は増加傾向にあった。情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の取組の一環としてのカウンターインテリジェンス啓発研修についても、研修の有効性を認める旨の研修参加者の回答も95.8パーセントであった。</p> <p>以上の結果を踏まえ、いずれの取組内容についても、有効性、効率性が高いものとする。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>オウム真理教は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った</p>

	<p>首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、平成22年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、2 地方公共団体及び1 団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、今後もその不安感を払拭する必要がある。そのため、団体規制法の規定に基づき引き続き教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、調査結果の提供についても、提供先の関係地方公共団体からの要望に迅速に対応する必要がある。</p> <p>また、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題も依然として存在する。そのため、今後とも国内外の情報の正確・適時・迅速な収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。また、国民に対する情報提供の状況確認のための「ホームページへのアクセス件数」の目標値設定、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の一環として実施している「カウンターインテリジェンス啓発研修」についても継続して実施する必要がある。</p>
--	---

政策評価懇談会の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要
---------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。 <p>(公安調査庁総務部総務課，平成23年5月作成，対象期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)</p>
---------------------------	--

所管部局	公安調査庁総務部総務課	評価実施時期	平成23年8月
------	-------------	--------	---------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，同法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査，同法第7条第2項）。

なお，観察処分に基づく調査の結果については，関係地方公共団体の長から請求があったときは，これを提供することができる（同法第32条）。

*2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動。

*3 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動。

別添 1

【取組内容①】

〔指標 1〕活動状況及び危険性の解明（立入検査の実施回数等）

以下のとおり、教団に対する観察処分を厳正に実施した。

○教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成22年5月、8月、11月及び平成23年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、

- ・平成22年12月31日現在、国内に出家信徒約500人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約200人を擁し、また、国内に15都道府県下31か所の拠点施設及び約80か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
- ・現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
- ・教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
- ・組織拡大に向けて活発な活動を展開している
- ・組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんの的である

ことなどが明らかになるとともに、教団の活動状況を継続して明らかにする必要が認められた。

別添 2

【取組内容②】

1 「指標 1」提供情報の正確性、適時性、迅速性

破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報を提供するため、以下の項目を実施した。

(1) 情報収集及び分析・評価能力の向上

- ・官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。
- ・本庁において分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。
- ・これらの各種会議、検討会等の結果を本庁内関係部署、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- ・外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- ・北朝鮮関係では、平成22年3月の韓国哨戒艦沈没事件、同年11月の韓国・延坪島砲撃事件などによって軍事的緊張が高まったことから、こうした事態に応じて、関連情報の収集・分析態勢を強化した。さらに、担当調査官の増員によって調査体制を強化し、情報収集能力の向上を図った。
- ・国際テロ関係では、テロ組織等に関する証拠の準備を担当する「国際破壊活動対策室」を平成19年4月に本庁に新設して以降も、国内外の関係機関との協力関係を一層強化するなど、国際テロ関連立証体制を整備することで調査態勢を強化し、情報収集能力の向上を図った。
- ・平成22年11月に開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議及び関連会合の安全開催に寄与するため、「日本APEC関連特別調査本部」（平成21年11月20日設置）の下、国際テロ調査体制を地方レベルでも拡充・整備するなど、調査態勢を強化した。
- ・カウンターインテリジェンス関係では、担当調査官を対象として各種研修を実施するなど、外国情報機関による我が国での情報収集活動の実態解明に向け、情報機関員の疑いのある者の特定やこれらによる情報収集活動の実態把握等に努めた。
- ・大量破壊兵器拡散関係では、国内外の関係機関との緊密な情報交換を実施した。
- ・サイバーテロ関係では、担当調査官を対象として各種研修を実施するなど、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢の整備を進めた。また、諸外国関係機関との情報交換を行うなどして、サイバー攻撃の主体・方法等に関する情報収集・分析を継続して実施した。
- ・中国関係では、平成22年9月の尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件などの事態に応じて、関連情報の収集・分析態勢を強化した。
- ・ロシア関係では、平成22年11月のメドヴェージェフ大統領の北方領土訪問を始め、ロシア政府関係者の北方領土訪問が相次いだことを受け、関連情報の収集・分析態勢を強化

した。

(2) 破壊的団体等に対する調査

破壊的団体等に対する調査のため、以下の取組を実施した。

- ・北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、日本人拉致問題や核・ミサイル問題をめぐる動向等、我が国の公共の安全に影響を及ぼす諸活動につき情報収集を行った。

- ・国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働き掛け及び出入国の動向等の適時・的確な把握に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。

- ・カウンターインテリジェンス関係では、我が国の政治、経済、先端技術及び軍事に関する秘匿された重要情報等の保護に資する情報の収集に努めるとともに、外国情報機関員の情報関心及び収集手法等の把握に取り組んだ。

- ・中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の党・政府・軍の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港、台湾の活動家の動向及び反日デモの動向など、我が国の主権や国益に影響を及ぼす動向について重点的に情報収集を行った。

- ・ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の言動等に関する情報収集に努めた。

- ・国内公安動向では、在日米軍再編問題や成田空港問題などをめぐる過激派等の動向、中国漁船衝突事件や領土問題等をめぐる右翼団体の活動等に関して調査を実施した。

- ・これらの調査に当たっては、外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。

上記取組の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するとともに、以下のとおり、それら関連情報を情報の質やニーズの緊急性に応じて適切かつ効率的に政府・関係機関等に提供することに努めた。

- ・情報収集及び分析・評価能力の向上並びに破壊的団体に対する調査を通じて収集・分析した情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。

- ・出入国管理及び難民認定法に基づく、いわゆる法務大臣のテロリスト認定に適切に対応するとの観点から収集した情報について、関係機関への提供に努めた。

- ・平成22年12月に、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。

2 〔指標3〕カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果

カウンターインテリジェンス関係では、平成20年4月から施行（一部を除く）された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、職員のカウンターインテリジェンス意識啓発を目的とした研修等を実施した。

なお、平成22年度のアンケートの内容については、別添3のとおりである。

○平成20～21年度カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果
 (研修全般の内容について)

	平成20年度	平成21年度	
回答区分	割合	割合	主な感想
意識が向上した	95%	97%	カウンターインテリジェンス意識が向上し有効
意識は変わらなかった	5%	3%	以前からカウンターインテリジェンスについて承知していた

○平成22年度カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果
 研修内容の有効性の有無(参考になったか、意識の向上につながったか)

回答区分	割合	主な感想
ある	62.4%	カウンターインテリジェンスに関する意識の向上及び徹底のためには、定期的かつ反復的に研修を実施することが重要
比較的ある	33.4%	
どちらともいえない	3.5%	以前から一定レベルのカウンターインテリジェンス意識を有しており、研修による変化はなかった 実際にあったカウンターインテリジェンス事案を紹介してほしい 実際にカウンターインテリジェンス事案が発生した際の対処法を教えてほしい
比較的ない	0.2%	
ない	0.4%	

研修員 番号	
-----------	--

研修アンケート調査

以下の項目について、該当する箇所にチェック（レ）してください。

Q 1. [Redacted]

- [Redacted] [Redacted]

[Redacted]

Q 2. [Redacted]

- [Redacted] [Redacted]

Q 3. [Redacted]

- [Redacted] [Redacted]

研修内容への評価

Q 4. [Redacted]

- [Redacted]
-

Q 5. 研修内容の有効性の有無（参考になったか、意識の向上につながったか）

- ある 比較的ある どちらともいえない 比較のない ない
-

Q 6. 意見等 ⇨ Q 4～Q 5において、「どちらともいえない」以下の評価をマークした場合は、その理由も記載願います。

[Large empty rounded rectangular box for comments]

平成22年度事後評価実施結果報告書

(法務省Ⅲ-9-(3))

施策名	債権管理回収業の審査監督				
施策の基本目標	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。				
取組内容	①債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、債権回収会社に対する立入検査の実施率の向上を図る。 ②債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、前回立入検査において指摘した問題点（指摘事項）につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率）の向上を図る。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額（百万円）	9	11	10	
	執 行 額（百万円）	9	10	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）				

測定指標	取組内容	指標	実績値					
		（債権回収会社に対する立入検査実施状況（実施率＝実施会社数÷営業会社数×100）【別添（別表1）のとおり】）	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			37.9%	37.6%	40.0%	35.6%	41.6%	43.3%
			目標値等					
測定指標	取組内容	参考指標	実績値					
		（債権回収会社に対する立入検査事業所数）	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			41か所	41か所	49か所	55か所	47か所	50か所

測定指標	取組内容	指標	実績値					
		（債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項*1の改善状況（自主的改善率＝対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100）【別添（別表2）】）	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			90.9%	70.6%	72.2%	57.5%	73.9%	78.1%

	のとおり】						
	目標値等	対前年度比増					
	参考指標 1 (立入検査における指摘事項全体の自主的改善率)【別添(別表3)のとおり】	実績値					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		65.0%	49.0%	45.8%	42.5%	54.8%	67.0%
	参考指標 2 (立入検査における指摘事項数)	実績値					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		77件	87件	146件	119件	136件	79件
	参考指標 3 (債権回収会社に対する行政処分件数)	実績値					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		0件	2件	2件	1件	6件	2件

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p><取組内容①></p> <p>平成22年度における債権回収会社に対する立入検査の実施率は、前年度の41.6パーセントから43.3パーセントに向上し、実績値において、目標値(対前年比増)を達成している。</p> <p>立入検査の実施率を見ると、おおむね前年度の実施率を上回っているが、平成20年度の実施率は減少している。</p> <p>これは、同年度に実施した立入検査は、本店のみならず支店等に対しても検査を実施するケースが多かったことから、検査実施の会社数が減少したことによるものである。</p> <p><取組内容②></p> <p>平成22年度における債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の自主的改善率は、前年度の73.9パーセントから78.1パーセントに向上し、実績値において、目標値(対前年比増)を達成している。</p> <p>平成20年度の自主的改善率が低下しているが、その理由としては、①経済活動の多様化等により生じてきた多種多様な債権が特定金銭債権(債権回収会社を取り扱うことのできる債権)に該当するか否かの判断で誤りが生じやすかったこと、②経済情勢の悪化等の影響から、利益確保を重視するあまりコンプライアンス面が軽視されたため、内部監査等が十分に行われなかったことのために、自主的改善が図られないケースがあったことによるものと考えられる。</p> <p>法務省は、このような事態を受けて、平成20年度に立入検査を行った債権回収会社のうち自主的な改善能力が十分に備</p>
----------------	---------	---

		<p>わっていないと認められる7社に対し、同20年度から21年度にかけて行政処分を行い、これを公表するなどの取組を行った。</p> <p>平成22年度における自主的改善率の向上及び立入検査における指摘事項数（参考指標2）の減少の原因は、債権回収会社各社において、公表された上記行政処分やその理由等进行分析することにより、内部統制態勢等の充実による業務の適正化が図られたことなどによるものと考えられる。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標達成状況の分析】</p> <p>施策の基本目標である「債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。」については、前記のとおり、全体として達成されたものと考えられる。</p> <p>立入検査の結果、法令違反行為又は法令違反につながるおそれのある不適切な行為が判明した場合には、必要に応じて業務改善命令等の行政処分を発令し、これを公表していることから、立入検査の実施は、その対象となった債権回収会社の業務改善につながるという点において、前記基本目標の達成のために有効であり、また、自主的改善率の向上に現れているように、行政処分の公表等を通じて、他の債権回収会社に対しても業務態勢の自主的な改善を促すという効果があるという点においても、前記基本目標の達成のために有効かつ効率的なものである。</p> <p>さらに、立入検査の結果、行政処分を発令するまでの必要はないと判断した事案であっても、債権回収会社に対し、書面によって不備事項を具体的に指摘して、その原因分析及び改善策の構築を自主的に行うことを求めているところであり、実際に自主的改善率が向上していることから、立入検査の実施は、前記基本目標の達成のために有効であると考えられる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹となるものといえる。サービサー制度が確立し10年超となるが、今後は、更に効果的な立入検査の実施方法を検討していくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保することとしたい。</p>
<p>政策評価懇談会の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権回収会社に対する立入検査実施状況に関する調査」 （大臣官房司法法制部審査監督課，平成23年5月作成，対象期間：平成17年4月1日～平成23年3月31日） ・「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項に関する調査」 （大臣官房司法法制部審査監督課，平成23年5月作成，対象期間：平成17年4月1日～平成23年3月31日） ・「債権回収会社に対する行政処分に関する調査」 （大臣官房司法法制部審査監督課，平成23年5月作成，対象期間：平成17年4月1日～平成23年3月31日） 		
<p>所管部局</p>	<p>大臣官房司法法制部審査監督課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成23年8月</p>

*1 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は，①業務規制に関する指摘事項（法第17条乃至19条関係），②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（法第2条関係），③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（法第12条関係），④法定帳簿に関する指摘事項（法第20条関係），⑤受取証書に関する指摘事項（法第15条関係），⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち，①から③までは，当該指摘事項が改善されないことにより，債務者等に対して被害を与えるおそれや，およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから，これらを対象指摘事項とした。

別添

別表1 債権回収会社に対する立入検査実施状況（取組内容①）

項目\年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施会社数(a)	36社	38社	40社	37社	42社	42社
営業会社数(b)	95社	101社	100社	104社	101社	97社
実施率(a/b)	37.9%	37.6%	40.0%	35.6%	41.6%	43.3%

※ 別表1は、当該年度末現在において許可を得て営業を行っている債権回収会社数(b)に対する立入検査を実施した債権回収会社数(a)の割合を示したものである。

別表2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（取組内容②）

項目\年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
対象改善事項数(a)	20件	12件	13件	23件	34件	25件
前回立入検査対象指摘事項数(b)	22件	17件	18件	40件	46件	32件
自主的改善率(a/b)	90.9%	70.6%	72.2%	57.5%	73.9%	78.1%

※ 別表2は、前回立入検査対象指摘事項数(b)に対する改善事項数(a)の割合を示したものである。

※ 対象指摘事項とは、脚注に記載した指摘事項の6類型のうち、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項である①業務規制に関する指摘事項、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項をいう。

別表3 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘全体の改善状況（取組内容②・参考指標1）

項目\年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全体改善事項数(a)	39件	25件	27件	37件	66件	65件
前回全体検査対象指摘事項数(b)	60件	51件	59件	87件	125件	97件
自主的改善率(a/b)	65.0%	49.0%	45.8%	42.5%	52.8%	67.0%

※ 別表3は、前回指摘事項数全体(b)に対する改善事項数全体(a)の割合を示したものである。

平成22年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	人権の擁護				
評価対象 施策名等	人権の擁護 【政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)】				
施策の基本目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。				
施策の予算額・ 執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額(百万円)	3,582	3,507	3,205	
	執行額(百万円)	3,571	3,462		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局		人権擁護局総務課	
評価方式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現がより一層求められている。

(2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権相談及び人権侵害事件の調査救済活動は、①全国の法務局・地方法務局と約14,000人の人権擁護委員（法務省の人権擁護機関）によって、全国的に展開されている、②特定の分野に限定することなく、あらゆる人権侵害事案に対応して行われている、③法務省の人権擁護機関が自ら事実関係の調査を行い、その結果に基づいて救済措置を行っている、④司法手続よりも簡易・迅速・柔軟な行政救済手続で、人権侵害事案の解消・解決を図っている、などの点に特色がある。

したがって、人権侵害事案の発生を広く把握できるよう、いつでも気軽に相談できる体制を整える必要があるほか、あらゆる人権侵害事案に対応でき、かつ、人権侵害を見逃さず、的確に調査・救済手続につなげることができるよう、人権相談の人的・質的充実を図る必要がある。さらに、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることができるような調査救済体制を整えておく必要がある。

(3) 具体的内容

ア 人権啓発の更なる推進

国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、①国民の幅広い層に対して、人権に関心を持ってもらう機会を提供する「接触・認知型」、②発達段階の児童・生徒や人権に関する関心の高い層を対象として、その発達や関心の度合いに応じて人権に関する理解を深める「心理変容型」及び③両者の要素を備える「複合型」の啓発活動を行う。

具体的には、青少年や地域社会等に大きな影響力を有するJリーグ等スポーツ組織と連携・協力した啓発活動を実施する（①接触・認知型）。

また、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、平成22年度は「第30回全国中学生人権作文コンテスト」及び表彰式を実施する（②心理変容型）。

加えて、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消することを目的としたハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を、宮城県と静岡県で開催する（②心理変容型）。

さらに、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、「人権啓発フェスティバル」を大阪府と岩手県において開催する（③複合型）。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

国民からアクセスしやすい体制を整えるという観点から、法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整える。

特に、子ども、高齢者、障害のある人、女性等に関する人権問題については、

（ア）専用相談電話「子どもの人権110番」・「女性の人権ホットライン」の設置及び同強化週間の実施

（イ）手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布

（ウ）高齢者施設、知的障害者更生施設等の社会福祉施設等における特設人権相談所の開設、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施及び「人権相談所案内用リーフレット」の配布

等により、人権侵害等の状況の把握に努める。

また、人権相談により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速かつ的確に救済措置を講じ、人権相談と連動した実効的な調査救済体制の整備を図る。

3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の接触状況及び啓発活動参加者に対するアンケート（参加者の属性、当該啓発活動を知ったきっかけ、満足度、人権に関する関心や理解の深まり度合いなども含む。）等の情報を収集する。そして、「接触・認知型」、「心理変容型」といった啓発活動の分類に応じて、収集した情報を分析し、評価を行う。

なお、全国中学生人権作文コンテストについては、同コンテストに応募した中学生が、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通じて人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたことの具体的事例として、平成22年度入賞作文の概要を実施結果報告書に記載することとする。

また、厚生労働省の「平成21年度社会福祉行政業務報告」及び「平成21年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」並びに内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）」等を活用して、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（取り分け、潜在化しやすい子ども、高齢者、障害のある人、女性等に対する人権侵犯事件）並びに人権相談の内容・件数との比較検討を行う。これにより、法務局等の人権相談・調査救済の取組の方向性について検証する。

さらに、内閣府の「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」を活用し、人権

課題（子ども，高齢者，障害のある人，女性等）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。

これらにより，本施策の問題点等を把握し，その要因を分析・評価する。

4. 評価結果等

(1) 平成22年度に実施した政策（具体的内容）

ア 人権啓発の更なる推進

(ア) Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施（①接触・認知型）

各地域における人権啓発活動ネットワーク協議会が中心となり，Jリーグ等全国46チームのスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動を実施した。

具体的な活動事例は，次のとおりである。

活動事例1 北海道日本ハムファイターズと協力し，多様な人権啓発活動を実施

北海道では，「北海道日本ハムファイターズ（プロ野球）」と協力し，社会福祉施設における人権啓発を目的とした交流イベントや選手による一日人権擁護委員，人権作文コンテスト表彰式，トークショーを実施した。

トークショーのアンケート（別紙1）結果では，「人権を尊重することの必要性，重要性について理解を深めることができた」との回答が90パーセント，「今後，人権擁護に関する講演会やトークショーに参加したい」との回答が75パーセント等となり，イベント来場者に人権について考える機会を広く提供することができた。また，イベントの様子はテレビや新聞によって報道されるなど，人権啓発活動を更に広く周知する活動となった。

活動事例2 名古屋グランパスと協力し，公式戦における人権啓発を実施

愛知県では，「名古屋グランパス（Jリーグ）」と協力し，名古屋グランパスマスコットに一日人権擁護委員を委嘱してラッピングバスの出発式を行うとともに，翌日の公式戦において，人権PRイベントとして，人権啓発に関する場内アナウンス，横断幕の掲出，人権啓発映像の放映等を行った。

公式戦は34,000人もの来場者があったほか，テレビ中継，テレビや新聞による報道がされるなど，広く人権について周知する活動となった。人権PRイベントのアンケート（別紙2）では，「こうしたイベントは開催すべきである」との回答が98パーセントを超えた。また「PR活動をもう少し目立つようにやった方が良いと思う」との内容の回答もあったことから，更に充実した活動の実施が求められているといえる。

活動事例3 ザスパ草津・群馬ダイヤモンドペガサスと協力し，県内全小学生への啓発カードの配布を始め，多様な啓発活動を実施

群馬県では，地元の2大スポーツ組織である「ザスパ草津（Jリーグ）」「群馬ダイヤモンドペガサス（BCリーグ（プロ野球独立リーグ）」）と連携協力し，多様な人権啓発活動を実施した。

ザスパ草津と連携協力した活動については，県内の全小学生約12万人に，ザスパ選手・ロゴ等を印刷した「子どもの人権110番」周知用のカードを小学校を通じて配布した。また，公式戦において，啓発看板を掲示したほか，啓発メッセージを横断幕，電光掲示板，場内アナウンス等で掲出，放送した。

群馬ダイヤモンドペガサスと連携協力した活動については，公式戦を「人権啓発スペシャルマッチ」として開催し，横断幕，電光掲示板，場内アナウンス等による啓発活動を始め，地元少年野球チームを一日人権擁護委員に委嘱し，始球式のほ

か、試合中（5回終了時）に「いじめがなくなるよう、思いやりのある人になる」などと元気に述べる「ぼくたちの人権宣言」を実施した。

また、両チームそれぞれに、小学生とその保護者を対象として人権トークショー・スポーツ教室を開催し、選手と共に人権の大切さをアピールする活動を行った。

これらの模様は、新聞による報道がされたほか、「人権スペシャルマッチ」では、人権宣言を行った少年野球チームがラジオ局のインタビューに「将来は、人権を守れる大人になりたい」と回答するなど、啓発効果が感じられる結果となった。

これらの活動事例にあるように、Jリーグ等のスポーツ組織は、青少年や地域社会に大きな影響力を有する組織であり、また、公式戦等においては、多くの来場者があることから、試合会場における啓発活動を始めとするスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動は、人権についての必要性、重要性を広くアピールすることができるほか、テレビや新聞による報道等、二次的効果も期待できる有益な活動であると考えられる。

(イ) 全国中学生人権作文コンテストの実施（②心理変容型）

平成22年度は、第30回全国中学生人権作文コンテストを実施した。

全国中学生人権作文コンテストは、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、昭和56年度から実施している。

実施に当たっては、毎回特にテーマを定めることなく、中学生が日常の生活等を通じて人権の重要性や必要性について考えたことなどについての作文を広く募集している。

第30回全国中学生人権作文コンテストにおける応募作品をテーマ別に見ると、「いじめ」に関するものが27.2パーセント（241,246編）と最も多く、中学生にとって「いじめ」が極めて身近で重大な人権問題として認識され、今なお深刻な状況にあることがうかがえる。次に多いのが、「戦争・平和」に関するものが11.8パーセント（104,292編）、「障害のある人に関する問題」に関するものが9.6パーセント（84,990編）となっている。また、「児童虐待」に関するものが5.5パーセント（48,635編）と、前回（1.4パーセント（12,194編））と比べて増加が顕著である。

応募作品については、各地の法務局・地方法務局やその支局において、担当職員や人権擁護委員等が中心となって審査し、優秀な作品については、地区大会から県大会、中央大会（全国大会）へと推薦される。中央大会における審査の結果、優秀な作品については、内閣総理大臣賞や法務大臣賞等が授与されるほか、法務省において発行する入賞作文集に掲載される（法務省ホームページにも掲載、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>）。

第30回大会における入賞作品の概要は、次のとおりである。

なお、落合恵子審査員長の審査講評は、別紙3のとおりである（第30回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集に掲載）。

内閣総理大臣賞 「身近で無意識な人権侵害」

人権侵害は、立場の弱い人たちに対する差別や偏見からくるものと思っていた作者は、入院した時に知り合った患者から目が不自由だからとまるで小さな子供のようになぐられ傷つくことがあると聞かされた。善意であっても押しつけでは自己満足であり、優劣の壁を取り払い、その人にとっての「いちばん」は何かを見極めることが大切だ。

法務大臣賞 少しずつ…一歩ずつ…

目の不自由な父が電車の中で、時間が知りたくて携帯電話を開いたとき、「こんなところで電話したらアカンやろ！」と乗客に怒鳴られた。障害者が暮らしやすいように機器は発達してきていること、健常者が当たり前にできることができない人たちがいることの正しい理解と知識を広めていかなければならない。

文部科学大臣奨励賞 「差別のない世界へ」

アメリカ人の父を持つ作者。髪質も肌の色も父に似た作者は、幼稚園時代に「髪がチリチリだしハーフだからグループに入れない。」と言われ、自分がみんなと違うんだと思った。中学でも「黒いぞ。外国人はくさいからな。」と言われ、傷つけられた。外見は違っても同じ人間、心を持った人間。相手の立場になって考えればいじめや差別はなくなるはずだ。

法務副大臣賞 私の大好きなふる里

作者の大好きなふる里は、過去に公害という大きな被害を受けた水俣。水俣病患者やそうでない人までも長い間差別を受けてきた。差別や偏見は、正しい知識を深めるために学習することでなくなるのではないか。水俣の悲しい過去を変えることはできないが、この美しい自然を守り、真実を語り継いでいきたい。

法務大臣政務官賞 「家族」とは何か

作者は、事情があって家族とは離れて暮らしている。かつては、そのことから、母親を恨んだこともあったが、作者の周りにはいつも支えてくれる人たちがいることに気づき、その人たちに感謝の気持ちを持つとともに、産んでくれた親に感謝するようになった。同じ屋根の下で暮らし、作者を支え励ましてくれる人たち全員が、作者にとっての「家族」であり、この「家族」を大切に生きていきたい。

全国人権擁護委員連合会長賞 忘れてはならないこと

作者は、授業でハンセン病について学び、ハンセン病罹患者と向き合いたいと思い、栗生楽泉園を訪れ、罹患者の方から話を聞いた。その話の内容は恨みではなく、たくさんの人の理解・協力への感謝の言葉であった。その経験から、「思い込みや無知が偏見や差別を生み出す」ことを強く感じ、同じ間違いを繰り返さないためにも、事実を語り継いでいく必要性を感じた。

社団法人日本新聞協会会長賞 ハンセン病について考えたこと

昆虫が大好きな作者は、森の中に「町」があることを知って、不思議に思った。そこは、ハンセン病の療養所だった。強制隔離を命じる「らい予防法」が20世紀の末まで廃止できなかったことや、一生療養所で過ごす子どもたちのこと、ハンセン病患者に対する社会的差別の存在を知った。いまだに残る差別意識は、社会がそうした過去に対する反省をしていないからだ。古い建物が取り壊され、不思議さが伝わらないのは残念だ。

日本放送協会会長賞 悔いのない最期を

膵臓癌で余命3か月の曾祖父に、家族は病の宣告をしなかった。曾祖父は病院で歩いては転倒するため、ベッドに縛り付けられていた。強い痛み止めと強い睡眠剤を使い、後に静かに亡くなった曾祖父。作者は、その幼い頃の記憶から、自己決定権の大切さを思い、高齢者には感謝の気持ちで、本人の希望をできるだけ叶えられるよう努力していきたいと考えた。

法務事務次官賞 差別のない社会に（パピーウォーカーの経験から学んだこ

と)

盲導犬候補の子犬を育てるボランティアを通して、多くのことを学んだ作者。盲導犬が、視覚に障害のある方が失いそうになった尊厳を取り戻す手助けをすること。また、受刑者自身が、盲導犬候補の子犬を育てることによって、自分の価値を再確認できること。決して差別をすることのない犬と過ごした経験を生かして差別のない社会作りに努力していきたい。

法務事務次官賞 祖父への靴下

車椅子で生活することが多い作者。作者の祖父は去年の夏、脳梗塞で倒れて右手がうまく動かせなくなった。作者は、祖父のために脱ぎ履きしやすい靴下を作った。障害者にも高齢者にも健常者にも人権はある。お互いの人権を大切にすることが明るい未来に繋がっていく。早く祖父に作った靴下を届けたい。

法務事務次官賞 いじめをなくすために、今

福岡の小学5年のときにいじめられていた子がいた。「死ぬ」と言われていた。それは6年になっても続いた。そんなとき、父親が亡くなった。死というものの悲しさ、つらさ、意味の重さ。「命は一瞬にして消え、二度と戻ってこない。」母の実家のある徳島へ引っ越す前に、いじめていた子に言葉の重みも知らないのに言っただけでいいと自分の思いを伝え、わかってもらった。命を大切に、今を大切にしたい。

次に、過去5か年における全国中学生人権作文コンテストの実施状況は次のとおりである。

(表1) ○全国中学生人権作文コンテストの実施状況

実施年度	応募者数	全中学生数	参加割合	応募校数	全中学校数	参加割合
平成18年度	799,103人	3,625,149人	22.0%	6,450	11,998	53.8%
平成19年度	841,558人	3,639,426人	23.1%	7,235	11,968	60.5%
平成20年度	866,269人	3,704,740人	23.4%	6,593	11,941	55.2%
平成21年度	883,746人	3,717,354人	23.8%	6,624	11,894	55.7%
平成22年度	887,012人	3,558,169人	24.9%	6,311	10,814	58.4%

全国中学生人権作文コンテストについては、応募者数が過去最高の887,012人、応募校数が6,311校となった。同作文コンテストについては、アンケート等は実施していないが、作文を書くことそのものが、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めることができる活動と考える。同作文コンテストの募集は、通常、夏休みの宿題等の一環として、中学1年から3年までのうちの特定の学年で実施される場合が多く、各中学生が3年間のうちに作文に応募する割合は全中学生の3分の1を母数と考えることができる。

したがって、各年度における応募者数が全中学生の2割を超える場合、中学3年間のいずれかの学年で作文に応募する生徒の割合は、単純計算で6割以上となり、全中学生の半数以上が作文を書き、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたと考えられることから、十分な効果があったと評価できる。

また、平成22年度は、第30回を記念する大会であったことから、高円宮妃殿下に御臨席を賜り、約400名の来場者の下、中央大会の表彰式を平成22年12月に執り行った。表彰式は、「表彰式」(第一部)、「各賞受賞作品の朗読」(第二部)、「コンサート」(第三部)の3部構成で行った。

表彰式において実施したアンケート結果の概要は次のとおりである。

なお、アンケートについては、アンケート用紙（別紙4）を来場者に配布し、会場内において回収する方法で実施した。アンケートの回収数は、173件である。

（表2）○アンケート提出者の年齢別の人数表

年齢	人数	全体に占める割合
20歳未満	5人	2.9%
20代	0人	0.0%
30代	5人	2.9%
40代	25人	14.5%
50代	57人	32.9%
60代以上	80人	46.2%
無回答	1人	0.6%
合計	173人	100.0%

○表彰式の満足度

回答	第一部		第二部		第三部	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
大変満足	96人	55.5%	131人	75.7%	103人	59.5%
まあ満足	61人	35.3%	30人	17.3%	31人	17.9%
やや不満足	2人	1.2%	1人	0.6%	1人	0.6%
大変不満足	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
無回答	14人	8.0%	11人	6.4%	38人	22.0%
合計	173人	100.0%	173人	100.0%	173人	100.0%

○表彰式に参加することによる人権問題についての理解の深まり度合い

回答	人数	全体に占める割合
大変深まった	73人	42.2%
深まった	75人	43.3%
まあ深まった	15人	8.7%
深まらなかった	1人	0.6%
無回答	9人	5.2%
合計	173人	100.0%

表彰式のアンケート結果によると、「大変満足」、「まあ満足」と回答した人は、第一部が90.8パーセント、第二部が93.0パーセント、第三部が77.4パーセントであり、第二部の各賞受賞作品の朗読に対する満足度が高かった。また、人権に対する理解の深まり度合いについても、85.5パーセントの人々が「大変深まった」、「深まった」と回答していることから、所期の目的に対し、十分な効果があったと評価できる。

（ウ）ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」の実施（②心理変容型）

平成17年度から、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を法務省の人権擁護機関が主体となって開催しており、平成22年度は仙台市及び静岡市で開催した。同シンポジウム

は、ハンセン病施設を有する都道府県において、小・中・高校生及びその家族、学校関係者を始めとする地域住民に対し、正しくハンセン病を理解してもらうため、「医療関係者、ハンセン病元患者の基調講演と中・高校生によるパネルディスカッション」、「ファミリーコンサート」、「ハンセン病啓発ビデオの上映」の3部構成で行っている。

過去5か年の同シンポジウムの実施状況は次のとおりである。

(表3) ○ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況

開催年度	開催都道府県	会場	開催日	参加者数
平成18年度	青森県	県民福祉プラザ	7/26(水)	300人
平成19年度	鹿児島県	サンエールかごしま	7/31(火)	400人
平成20年度	岡山県	さん太ホール	7/27(日)	300人
	群馬県	前橋テルサ	8/4(月)	400人
平成21年度	香川県	アルファあなぶきホール	8/22(土)	400人
	沖縄県	パレット市民劇場	8/30(日)	440人
平成22年度	宮城県	太白区文化センター	8/21(土)	300人
	静岡県	しずぎんホール ユーフォニア	8/28(土)	300人

ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」については、毎年アンケートを実施しており、アンケート結果の概要は次のとおりである。

なお、アンケートはアンケート用紙(別紙5)を来場者に配布し、会場内において回収する方法で実施している。

○アンケートの結果

開催年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度		平成21年度	平成22年度		
開催都道府県	青森	鹿児島	岡山	群馬	香川	沖縄	宮城	静岡
参加者数	300人	400人	300人	400人	400人	440人	300人	300人
アンケート回収数	77	153	184	96	228	269	140	158
高評価者数※	76	133	177	91	206	250	130	145
高評価率	98.7%	86.9%	96.2%	94.8%	90.4%	92.9%	92.9%	91.8%

※ 「高評価者数」とは、平成20年度以前は「シンポジウムがハンセン病やハンセン病に関する差別などを知ることに役立ったか」との問いに対して、「とても役に立った」、「役に立った」と回答した者の総数を示す。平成21年度以降については、「ハンセン病についての関心や理解は深まりましたか」との問いに対して、「大変深まった」、「まあ深まった」と回答した者の総数を示す。

平成22年度においては、昨年度と比較すると、アンケート回収率の平均は9.4パーセント低下したが、高評価率は、昨年度に引き続き、宮城、静岡両会場ともに90パーセントを超える高い結果となった。ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するという所期の目的に対して十分な効果があったと評価できる。

(エ) 人権啓発フェスティバルの実施(③複合型)

平成22年度は、岩手県及び大阪府において、人権啓発フェスティバルを開催した。

人権啓発フェスティバルは、法務省をはじめ、文部科学省、開催自治体、全国人権擁護委員連合会等の多様な主体が同じ時間、空間を活用して、シンポジウム、人権パネル展、啓発映画上映、物産展、コンサート等を一体的、総合的に行うもので

ある。法務省の人権擁護機関では、主催者の一員として人権啓発フェスティバル実行委員会に参加する等運営に積極的に関わり、人権に関するパネル、ポスター等の展示のほか、シンポジウム、人権啓発資料展等を委託により実施した。人権啓発フェスティバルは、明るく楽しい雰囲気の中で、幅広い世代が参加できる形態の総合的な啓発事業であり、参加した多くの地域住民に対して、人権啓発を行った。

過去5か年における人権啓発フェスティバルの実施状況は次のとおりである。

(表4) ○人権啓発フェスティバルの実施状況 (参加者数は延べ人数)

開催年度	開催地	会場	開催日	参加者数
平成18年度	大分県	ビーコンプラザ	9/30(土) 10/ 1(日)	21,000人
	北海道	北海道立道民活動センター	11/ 3(祝) 11/ 4(土)	6,000人
平成19年度	福島県	ビッグパレットふくしま	10/ 7(日) 10/ 8(祝)	52,000人
	和歌山県	和歌山ビッグホエール	11/17(土) 11/18(日)	52,500人
平成20年度	東京都	東京都庁周辺	8/23(土) 8/24(日)	41,000人
	京都府	みやこめっせ	11/ 8(土) 11/ 9(日)	48,580人
平成21年度	岐阜県	長良川国際会議場	9/19(土) 9/20(日)	21,000人
	宮城県	夢メッセみやぎ	10/ 3(土) 10/ 4(日)	42,600人
平成22年度	岩手県	アイーナいわて県民情報交流センター	9/25(土) 9/26(日) ※9/20(祝)プレ フェスティバル	20,000人
	大阪府	A T Cホール	11/ 6(土) 11/ 7(日)	62,430人

平成22年度の人権啓発フェスティバルにおいて実施したアンケート結果の概要は次のとおりである。

なお、アンケートはアンケート用紙(別紙6, 7)を来場者に配布し、会場内において回収するほか、アンケートの回収率を上げるため、対面での調査も実施している。アンケートの概要は、次のとおりである。

アンケートの回収数は、岩手454件、大阪1,007件となっている。

○アンケート提出者の年齢別人数表

年齢	岩手	全体に占める割合	大阪	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
20歳未満	89人	19.6%	221人	21.9%	310人	21.2%
20代	67人	14.8%	70人	7.0%	137人	9.4%
30代	91人	20.1%	259人	25.7%	350人	24.0%
40代	89人	19.6%	200人	19.9%	289人	19.8%
50代	55人	12.2%	97人	9.6%	152人	10.4%

60代以上	62人	13.7%	97人	9.6%	159人	10.9%
無回答	1人		63人	6.3%	64人	4.3%
合計	454人	100.0%	1,007人	100.0%	1,461人	100.0%

○人権啓発フェスティバルを知ったきっかけ（複数回答可）

媒体等の種類	岩手	大阪
	全体に占める割合	全体に占める割合
自治体広報紙	13.9%	9.5%
学校	6.0%	8.9%
新聞	7.6%	
フリーペーパー・広告		6.7%
テレビ・ラジオ	27.5%	
ポスター・チラシ	19.7%	15.9%
インターネット	5.3%	6.6%
知人・家族	13.6%	11.8%
ATCに来て知った・ATCの広告		25.2%
その他	6.4%	15.4%
回答者数	100.0%	100.0%

○人権啓発フェスティバル全体の満足度

回答	岩手	全体に占める割合	大阪	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
大変満足	172	37.9%	391	38.8%	563	38.6%
まあ満足	234	51.5%	551	54.7%	785	53.7%
やや不満足	12	2.7%	48	4.8%	60	4.1%
大変不満足	1	0.2%	2	0.2%	3	0.2%
無回答	35	7.7%	15	1.5%	50	3.4%
合計	454	100.0%	1,007	100.0%	1,461	100.0%

○イベントに参加することによる人権問題についての関心・理解の深まり度合い

回答	岩手	全体に占める割合	大阪	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
大変深まった	113	24.9%	266	26.4%	379	26.0%
まあ深まった	267	58.8%	586	58.2%	853	58.4%
あまり深まらなかった	23	5.1%	106	10.5%	129	8.8%
まったく深まらなかった	1	0.2%	14	1.4%	15	1.0%
無回答	50	11.0%	35	3.5%	85	5.8%
合計	454	100.0%	1,007	100.0%	1,461	100.0%

アンケートの結果によると、人権啓発フェスティバル全体の満足度について、90パーセント以上の人々が「大変満足」、「まあ満足」と回答していること、人権問題についての関心や理解の深まり度合いについても80パーセント以上の人々が「大変深まった」、「まあ深まった」と回答していることから、所期の目的に対し、十分な効果があったと評価できる。

また、アンケート提出者の年齢別の構成について、20代未満及び20代の参加者の割合が昨年度（20代未満が11.0パーセント、20代が8.0パーセント）と比較して伸びており、より幅広い世代の参加が認められる。

人権啓発フェスティバルを知ったきっかけについては、岩手会場については、テレビ・ラジオのほか、比較的 low コストで実施できる自治体広報紙やポスター・チラシによる広報の効果が大きかったが、大阪会場については、フェスティバル会場が商業施設等が併設された複合施設であったことから、来場して知った、当該会場の広告で知ったとの回答が25パーセントを超えており、他の目的で来場した人についても、フェスティバルへの参加に誘導できたという結果となったといえる。

なお、人権啓発フェスティバルは、これまで全国2か所で実施してきたが、費用対効果の観点や各地域でミニフェスティバルが実施されている実情にあること等から、平成23年度については、実施を見合わせることにした。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

(ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の活用

① 全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談回線「子どもの人権110番」について、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成22年6月28日から同年7月4日までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、子どもや保護者等からの相談に応じた結果、同強化週間中の相談件数は計1,783件となり、通常時の約2.7倍となった。

○「子どもの人権110番」における相談件数

	暴行・虐待	いじめ	体罰等	その他	合計
平成18年	359	2,582	1,905	8,039	12,885
平成19年	690	4,728	2,915	14,587	22,920
平成20年	722	3,517	2,467	14,647	21,353
平成21年	688	3,345	2,329	16,485	22,847
平成22年	741	3,447	2,700	20,822	27,710

② 全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談回線「女性の人権ホットライン」について、ポスター、リーフレット、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成22年11月15日から同月21日までの7日間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた結果、同強化週間中の相談件数は計1,995件となり、通常時の約3.1倍となった。

○「女性の人権ホットライン」における相談件数

	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	ストーカー	その他	合計
平成18年	2,241	2,404	707	257	19,676	25,285
平成19年	2,447	2,004	545	281	17,292	22,569
平成20年	2,657	2,271	447	379	18,243	23,997
平成21年	2,369	2,195	446	291	18,125	23,426
平成22年	2,003	1,920	355	301	18,710	23,289

強制・強要はセクハラ、ストーカーを除く。

(イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」の全国の

小・中学生への配布

身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」などに関する悩みごとを認知するため、返信用封筒と便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小学校及び中学校の児童・生徒全員を対象に配布した。

○児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数

	通数
平成19年	20,253
平成20年	14,255
平成21年	14,552
平成22年	22,593

(ウ) 社会福祉施設等における特設相談所の開設等

高齢者施設・知的障害者更生施設等の社会福祉施設や精神病院に出向いて特設人権相談所を開設し、ふだん法務局・地方法務局で人権相談を受ける機会の少ない施設入所者をはじめとする関係者に対して、人権相談の機会を提供するとともに、法務省の人権擁護機関の周知を図った。

また、平成22年9月6日から同月12日までの7日間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、高齢者や障害者からの相談に応じた結果、同強化週間中の相談件数は計2,149件となり、通常時の約2.1倍となった。

○社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数

	開設件数
平成18年(6月から12月まで)	287
平成19年	539
平成20年	708
平成21年	695
平成22年	635

(エ) インターネットが普及している現状を踏まえ、人権擁護機関の窓口を国民にとって利用しやすいものとするため実施しているインターネットによる人権相談について、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、新聞等で周知を図った。

○インターネットによる人権相談

	相談件数
平成19年(2月から12月まで)	913
平成20年	2,124
平成21年	4,039
平成22年	5,044

(オ) 上記(ア)から(エ)の施策等により、特に、子ども、高齢者、障害のある人、女性等に関する人権問題について人権侵害等の状況の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速的確に救済措置を講じた。

また、法務省の人権擁護機関がインターネット上の人権侵害情報の削除依頼等を受けた場合は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づき、これを積極的に活用し、削除要請を行うよう努めた。

○子どもに対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰	合計
平成18年	532	178	0	1,547	2,257
平成19年	593	179	0	3,137	3,909
平成20年	627	216	1	2,802	3,646
平成21年	740	161	1	2,704	3,606
平成22年	770	204	1	3,802	4,777

○高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設 における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成18年	476	30	57	385	948
平成19年	441	39	77	299	856
平成20年	471	39	82	288	880
平成21年	479	49	62	307	897
平成22年	523	38	53	374	988

○障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設 における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成18年	52	41	226	24	343
平成19年	54	34	229	14	331
平成20年	65	19	190	15	289
平成21年	58	57	227	31	373
平成22年	44	64	213	25	346

○女性に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	差別待遇	強制・強要	セクハラ	ストーカー	合計
平成18年	3,381	76	2,359	646	219	6,681
平成19年	3,147	49	1,791	486	249	5,722
平成20年	3,149	67	1,759	412	280	5,667
平成21年	3,087	48	1,616	365	219	5,335
平成22年	2,843	30	1,579	320	288	5,060

強制・強要はセクハラ、ストーカーを除く。

○インターネット上における人権侵犯事件の対応件数

	取扱件数
平成18年	279
平成19年	410
平成20年	534
平成21年	758
平成22年	680

(注) 人権侵犯事件の件数は、「前年からの継続件数」、救済手続を開始した時点をとらえて集計する「救済手続開始件数」と、終局的な対応を行った時点をとらえて集計する「対応件数」で把握しているところ、本施策の達成度は「対応件数」に基づき、分析している。

(カ) 人権侵犯事件の対応件数及び具体的事例

- ① 平成22年中に対応した人権侵犯事件数は21,500件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は4,608件、私人間の人権侵犯の事件数は16,892件である。

対応区分別にみると、「援助」^(注1)が20,193件（全処理件数の93.9パーセント）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が222件（1.0パーセント）、「説示」^(注3)が160件（0.7パーセント）、「調整」^(注4)が78件（0.4パーセント）、となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が42件（0.2パーセント）、「侵犯事実不存在」が88件（0.4パーセント）、「侵犯事実不明確」が606件（2.8パーセント）となっている。

なお、上記の措置に併せて、事案に応じて「啓発」^(注6)を行ったものが176件（0.8パーセント）ある。

（注1）「援助」とは、法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

（注2）「要請」とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）「説示」とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）「調整」とは、被害者と相手方との話を仲介すること。

（注5）「措置猶予」とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）「啓発」とは、事件の関係者や地域社会において、事案に応じた啓発を行うこと。

② 具体的事例

事例1 夫による妻に対する暴力事案

聴覚障害のある妻から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、夫から再三暴力を受けているというもの。

人権擁護委員が、妻の求めに応じ、同人と夫との関係の調整を試みたが、夫が反省の態度を示さなかったことから、妻は、夫から離れて生活することを希望した。そこで、法務局において自治体の福祉相談センターに妻の一時保護を要請する一方、人権擁護委員が妻の避難先を探していたところ、避難に適した借家があることが判明したことから、同人権擁護委員が当該借家の借用手続にも協力し、妻は当該借家に避難するに至った。（措置：「援助」）

事例2 実父による娘に対する虐待事案

被害者（中学生）から子どもの人権SOSミニレターが送付され、調査を開始した事案である。内容は、実父から性的虐待を受けているというもの。

被害者の安全を第一に考え、直ちに学校及び児童相談所に対して情報提供を行い、児童相談所とともに被害者との面談を行ったところ、被害事実が確認されたことから、被害者は速やかに児童相談所に保護されるに至った。（措置：「援助」）

事例3 孫による祖母に対する暴行事案

被害者が入院する病院職員からの情報提供を端緒に、調査を開始した事案である。内容は、孫から再三暴力を受けているというもの。

被害者の娘は、孫は精神的疾患に罹患しており、暴力行為をやめる見込みがないこと、また、被害者の認知症が相当程度進行していることから、被害者を介護老人福祉施設等へ入所させることを希望した。そこで、法務局が被害者の介護申請手続にも協力し、被害者は介護老人福祉施設に入所するに至った。（措置：「援助」）

事例4 インターネット掲示板におけるプライバシー侵害事案

被害者から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、インターネット上の掲示板に、何者かが被害者自身が書き込んだかのように、被害者の氏名及び住所地域を特定し、被害者の私生活に係る不実の内容を掲載したというもの。

調査の結果、当該書き込みは、被害者のプライバシーを著しく侵害するものと認められたことから、当該掲示板を開設しているプロバイダに対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成）に定められた方式に則って行ったところ、対象情報は速やかに削除された。（措置：「要請」）

事例5 いじめに関する学校の対応事案

女子児童の母親から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、女子児童が複数の男子児童から集団によるいじめを受けているにもかかわらず、学校はいじめ解消のための適切な措置を講じていないというもの。

調査の過程で、学校の本件いじめに関する認識が不足していたことから、母親が学校に対し不信感を抱き、双方の信頼関係が崩壊していることが認められた。そこで、母親と学校の協議の場を設けて信頼関係の回復を試みたところ、母親は学校側のいじめへの対応に理解を示し、双方間で良好な関係が構築された。その後、母親から、女子児童に対するいじめも収束し、元気に登校しているとの報告を受けた。（措置：「調整」）

事例6 聴覚障害者に対する宿泊拒否事案

聴覚障害を有する被害者から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、旅館へ宿泊の申込みをしたところ、聴覚障害を有することを理由に宿泊を拒否されたというもの。

調査の結果、同旅館は、被害者からの申込みについて、火災や地震などの緊急事態の際、聴覚障害を有する被害者が安全に宿泊するための体制が整っていないことからこれを断ったが、被害者に対し十分な説明がなされていなかったことが認められた。そこで、被害者と旅館の話し合う場を設けて旅館から本件経緯について説明したところ、被害者は旅館の説明に理解を示すに至った。（措置：「調整」）

事例7 児童自立支援施設職員による入所児童に対する暴行事案

新聞報道を端緒に調査を開始した事案である。内容は、児童自立支援施設において、職員による入所児童に対する暴行が行われたというもの。

調査の結果、同施設において、職員が入所児童の顔や上半身を蹴る、髪を持って引きずり地面に顔を押しつけるなど暴行を行っていた事実が認められた。

そこで、同職員に対して、当該行為の不当性を強く認識の上自戒し、人権尊重の理念に対する理解を深め、再び不当な行為を行わないよう説示するとともに、同職員を指導監督する施設長に対しても、施設職員に対して、人権尊重の理念に対する理解を深めさせ、更に適切な指導監督の措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

厚生労働省の平成21年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）によれば、平成21年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は44,211件で、前年度の42,664件から1,547件（前年度比3.6パーセント）増加している。

また、同省の平成21年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果によれば、養介護施設従事者等による高

高齢者虐待について、平成21年度に相談・通報のあった件数は、408件であり、前年度より43件（前年度比9.5パーセント）減少したものの、養護者による高齢者虐待については、平成21年度に相談・通報のあった件数は、23,404件であり、前年度より1,712件（前年度比7.9パーセント）増加している。

さらに、内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）」において、メディアにおける性・暴力表現による問題点について聞いたところ（複数回答可）、「女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている」（41.7パーセント）を挙げた者の割合が比較的高いほか、同府が実施した「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」（URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>）において、今後、国は人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ（複数回答可）、①「学校内外の人権教育を充実する」（55.4パーセント）、②「国や地方自治体、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」（46.4パーセント）、③「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」（46.0パーセント）を挙げた者の割合が高いこと、また、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」（44.1パーセント）を挙げた者の割合が最も高く、以下、「高齢者」（40.5パーセント）、「子ども」（35.0パーセント）、「インターネットによる人権侵害」（32.7パーセント）、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」（31.5パーセント）、「女性」（25.0パーセント）等の順となっており、前回調査（平成15年2月調査）（URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-jinken/index.html>）に比べると、「高齢者」（35.2パーセント→40.5パーセント）、「子ども」（30.8パーセント→35.0パーセント）、「インターネットによる人権侵害」（27.7パーセント→32.7パーセント）を挙げた者の割合が増加している。

以上の調査結果から、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」及び「女性」に関する人権問題や「インターネットによる人権侵害」について、国民や社会のニーズが高いことを示しており、引き続き人権侵害被害者の実効的な救済・支援のための取組を強化することが重要と考えられる。

イ 国が行う必要性

人権の擁護に関する事務は、日本国憲法の下で、全ての国民に享有が保障されている基本的人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することを使命とする。したがって、各自治体の人権擁護施策の充実を図ることはもちろんであるが、全国的な処理の統一や全国的な一定水準の確保が求められることから、人権の擁護の事務は、引き続き国が行う必要がある。

また、人権侵害を未然に防止するためには、全ての国民が人権尊重の理念を等しく理解しなければならない。そのためには、地方自治体の規模や財政状況等にかかわらず、国の関与により、全国的に一定の水準を確保した形で啓発活動を行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

基本的人権は憲法上保障された権利であり、国民に等しく保障されなければならない。しかし、児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」等の人権侵害が跡を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような状況を踏まえると、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」及び「女性」に関する人権問題や「インターネットによる人権侵害」に対し、緊急に施策を講じる必要がある。

また、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」（URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>）によれば、日本で人権が侵害されるようなことが次第に「多くなってきた」と答えた者の割合が42パーセント

と過去最高となっており、引き続き人権尊重理念の普及を図り、人権侵害の防止に努めていくことが緊要である。

(3) 効率性（効果とコスト）

人権啓発の推進については、人権啓発フェスティバルにおけるシンポジウム等を民間に委託しており、Jリーグ等スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動については、各地域の人権啓発活動ネットワーク協議会が主体となって実施している。各啓発活動実施後においては、可能な限りアンケート調査等を行っており、その結果についてはおおむね高評価を得ている。また、Jリーグ等スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動のように、多くの来場者に周知することができるとともに、マスメディアによる報道などにより二次的効果が期待できる活動を実施している。

したがって、限られた行政資源において、十分な効果を上げることができた活動結果であったと考える。

なお、人権啓発フェスティバルは、中央が主催し、地域における啓発活動の起爆剤としての役割等を担うものとして、これまで全国2か所で実施してきた。また、その実施におけるノウハウを活かし、より活発な啓発活動へと導く役割を果たしてきたところである。しかし、各地域で同様の人権啓発フェスティバルが実施されてきている実情にあることから（各地域で実施されている人権啓発フェスティバルをミニフェスティバルという。）、中央で主催する人権啓発フェスティバルは、平成23年度においては実施を見合わせることにした。

人権相談・調査救済体制の整備については、平成22年においては、上記（1）イ（ア）から（エ）の施策等により280,977件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案21,500件については人権侵害事件として対応したことから、実効的な被害者救済に役立つものとして、効果的であったと評価することができる。

特に、

- ①「学校におけるいじめに関する人権侵害事件」の対応件数（2,669件：対前年比148.5パーセント）が大幅に増加したこと
- ②「高齢者に対する人権侵害事件」の対応件数（988件：対前年比110.1パーセント）が大幅に増加したこと
- ③「子どもの人権110番」における相談件数（27,710件：対前年比121.3パーセント）が大幅に増加したこと

を考慮すると、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で、上記のような効果を上げられたことは、効率的な運用であったと評価することができる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

全ての国民に対して人権尊重理念の普及を図っていくためには、ふだん、人権問題等に関心の低い国民に対して、人権問題について考えてもらう機会を提供することが重要である。人権啓発フェスティバル等のイベント的要素を取り入れた啓発活動は、明るく楽しい雰囲気の中で、自然な形で人権問題に興味を持ってもらう場を提供することが可能である。平成23年度の人権啓発フェスティバルの実施については、上記理由により見合わせることにしたが、フェスティバルのアンケート調査結果を見ても、このような活動は、人権尊重理念普及の第一歩として有効な手段と評価できる。

さらに、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」等の講演会・シンポジウムや全国中学生人権作文コンテスト等の啓発活動については、人権問題について、より深い理解を促すものであり、最終的に人権尊重理念の普及を図っていくためには、有効な手段と評価できる。

なお、全国各地で展開している啓発活動については、人権啓発活動ネットワーク協議会を利用し、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体

と連携・協力の上、地域の実情に即した形で実施している。

また、人権相談体制を充実・強化させることは、誰にも相談することができず悩みを抱えている方に問題を解決する機会を提供することに直結しており、人権侵犯事件に対して適正かつ迅速に調査・対応をすることは、被害者を救済し、その被害の拡大を防止する上で、直接的に作用している。

以上のことから、人権相談体制等の充実・強化は、人権が尊重される社会の実現のために、妥当な手段であると評価できる。

イ 所期の事業効果の発現状況

平成22年度において実施した各種人権啓発活動は、前述の4(1)ア(ア)ないし(エ)のアンケート調査結果において、理解度や満足度等について、参加者からおおむね高評価を得ている。

また、人権相談・調査救済体制の整備により、上記(1)イ(カ)②のとおり、人権侵害を受けた被害者の実効的救済のほか、その被害の拡大防止を行っている。

したがって、これらの活動によって、おおむね所期の事業効果があったものと評価できる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制の整備については、必要性、効率性及び有効性が認められ、引き続き、これらの施策を推進していく必要がある。

なお、平成23年度においては、人権啓発フェスティバルの実施を見合わせているが、一方、各地域におけるミニフェスティバルは引き続き実施されるものと考えてるので、各都道府県とともに、より地域の実情に応じた事業の実施として、幅広い世代の地域住民に人権尊重の理念が行きわたるための方策を検討して実施する必要がある。

また、一昨年、内閣府行政刷新会議において、政府の広報・イベント経費は、費用対効果の徹底的な検証をする方向で取り組むよう指摘されており、イベント的要素を取り入れた啓発活動については、より一層その効果を検証し、実施方法等の見直しについて検討する必要があるとされていることから、今後、ミニフェスティバルの実施方法等についても、見直しを検討していく。

6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第4条
- 子ども安全・安心加速化プラン(平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承)
 - ・Ⅲ-1-(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

- ・「平成18年度～22年度人権啓発フェスティバル報告書」
(人権擁護局人権啓発課、平成19年度～平成23年度の各年度で作成、対象期間：平成

18年4月1日～平成23年3月31日)

- ・「ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」結果報告」
(人権擁護局人権啓発課, 平成18年度～平成22年度の各年度で作成, 対象期間: 平成18年4月1日～平成23年3月31日)
- ・「第26～30回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」
(人権擁護局人権啓発課, 平成18年～平成22年度の各年度で作成, 対象期間: 平成18年4月1日～平成23年3月31日)
- ・「Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事例集」
(人権擁護局人権啓発課, 平成22年度～平成23年度の各年度で作成, 対象期間: 平成22年4月1日～平成23年3月31日)
- ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年1月1日～平成22年12月31日)
- ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年1月1日～平成22年12月31日)
- ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成22年12月31日)
- ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年4月1日～平成22年12月31日)
- ・「インターネットによる人権相談に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成19年2月22日～平成22年12月31日)
- ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年1月1日～平成22年12月31日)
- ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年1月1日～平成22年12月31日)
- ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年1月1日～平成22年12月31日)
- ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年1月1日～平成22年12月31日)
- ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課, 平成23年3月作成, 対象期間: 平成18年1月1日～平成22年12月31日)

○評価の過程で使用した公的統計

- ・平成21年度 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (厚生労働省)
- ・平成21年度 社会福祉行政業務報告 (厚生労働省)
- ・男女共同参画社会に関する世論調査 (平成21年10月調査) (内閣府)
- ・人権擁護に関する世論調査 (平成19年6月調査) (内閣府)

○評価の過程で使用したアンケート調査等

- ・アンケート調査結果は, 人権擁護局人権啓発課において保管している。

9. 備考

アンケートにご協力願います

愛知人権啓発ネットワーク協議会

13時15分からハーフタイム終了までに、メインスタンド側・場内インフォメーションか、バックスタンド側・イベント広場人権ブースにお持ち下さい。アンケートを書いていただいた方に、先着で記念品をご用意しております。

回答は、あてはまる番号に ○ をしてください。

問1 1 男 2 女

問2 1 ~9才 2 10代 3 20代 4 30代
5 40代 6 50代 7 60才以上



問3 本日の催し(人権PR)が開催されることを知っていましたか。

- 1 知っていた (問4もお答えください)
2 知らなかった(問5へすすんでください)

問4 問3で1と答えた方にお聞きします。人権PRがあることを何で知りましたか。(複数回答可)

- 1 ポスター 2 知人 3 家族 4 グランパスホームページ
5 ホームページ(具体的に)
6 会場で 7 その他()

問5 今後もこのような人権PR活動を積極的に開催すべきだと思いますか。

- 1 積極的に開催すべきである 2 時々開催すべきである
3 あまり開催しない方がよい 4 開催しない方がよい

問6 あなたは人権擁護委員を知っていましたか。

- 1 知っていた 2 知らなかった 3 本日会場で知った

問7 問6で1と答えた方にお聞きします。人権擁護委員の仕事として知っているものに○をつけてください。(複数回答可)

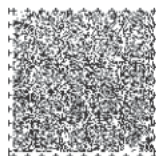
- 1 人権啓発(PR) 2 人権相談 3 人権救済

問8 本日の催し(人権PR)についてのご意見など、自由にお書きください。

審査講評

「時代のページを、ひらく」

落合 恵子



二〇一〇年の年の暮れに、この講評を書いている。

資料など紙類の最後の収集はいつだった？ 明日？ 明後日？ 分別ゴミの収集日を確認しながら、その前に、新聞などの連載の仕上げがいつまで？ と年始休休が入るこの時期は、なにかと気ぜわしい。

気分、前のめり状態なのだが、わたしたちの多くは、ゴミは出してしまえば、それで落着。わたしの原稿も、担当のかたにメールで送ってしまったえば、終わりである。

けれど、その向こう側には、この寒空（今朝は特に寒さが厳しい）のもと、わたしたちが出したものを集める仕事をされているかたがたがいる。わたしたちが書いたものを印刷してくれるかたがたもいる……。

こうして、ひととひとは、ひとと暮らしは有機的に繋がっているのだと改めて思うのも、年の暮れだからなのか。いや、人権についての素晴らしい姿勢と視点に溢れた「あなた」の作品を今朝も一度読み返したせいなのかもしれない。

第三〇回を迎えた全国中学生人権作文コンテスト。全国（今回は海外からの作品もあったが）の中学生の、四人にひとりはこの作文を書いてくださった、とうかがった。

すごいことだ。嬉しいことだ。素晴らしいことだ、と心が震える。

たとえばいま、大人たちに人権に関する作文を書いてください、と言って、どれほどのひとが賛同し、実際に書いてくれるだろう。考えることと、実行することの間には深い溝がある。

それも、これほど瑞々しい感受性と論理性に裏打ちされた作品である。

毎回書いているような気がするが、この作文コンテストに選考委員のひとりとして加わる唯一の苦しみは、応募作品に順位をつけることにある。

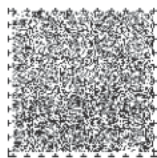
どれもキラリと光る芽を持った作品に、いったい順位をつけることが可能なのか。読み手であり、選考する側の、わたしたち大人の「人権意識」が、ある意味、試されているような緊張がいつもある。

何度も何度も読み返し、それでも迷うことがあることも告白しておこう。

内閣総理大臣賞を受賞された江川麻理香さんの「身近で無意識な人権侵害」。

入院先で出会ったひとから聞いた、悪意不在の、けれど「もうひとつの差別」。

目が不自由であることから、子どものように「扱われること」への、居心地の悪さ



について、そういった傾向がわたしたちの内にもないかを問い返した優れた作品である。

それは、「される側」からの柔らかな異議申し立てであり、問題提起でもある。

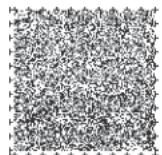
認知症の母を自宅で介護していたおよそ七年間。わたしも病院などで母にかけられる言葉がとても気になった。言葉の多くが、幼児へのそれに似ていて、「優しく接すること」が、幼児言葉である、という習慣のようなものは、わたしたちの暮らしの中のいろいろな場面にある。ひととして親切であることと、相手に対する想像力を働かせることと、幼児に向けてのような言葉を使うことは、まったく別なことなのだが。

悪意不在であるがゆえに、かえって問題提起しにくいテーマを、江川さんは見事に拓いてくださっている。

辻本桃佳さんの作品。目の不自由なお父様が、ある日、電車の中で出会ったことを通して、「個人的な体験」を普遍的なテーマに広げ、深めることに成功した作品だ。

人種と「見た目」の違いをテーマにしたローリンズリコさんの作品。水俣という愛する郷里の酸鼻な歴史と、そこから生まれた差別と偏見について丁寧を描いた井上由紀子さん。事情があって、家族とは離れて暮らす大田葵さんが今考える、拓かれた「家族」とは。かつて、偶然に出会ったひとたちが、偶然を必然に変えて新しい結縁の家族を作っていく小説を書いたわたしには、特に心に響く作品だった。

文字数の関係ですべてに触れることはできないが、心に響く作品たちを読んでいる間は、ささ



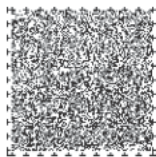
やかながら人権の活動をしてきた「かつての中学生のひとり」として、とても充たされた思いの中でした。

ありがとう！と心から「あなた」にお伝えしたい。

そして、若い季節に人権を自分に引き寄せ、こうして作品にまとめあげた体験は「あなた」に準備されているたくさんの明日に光をもたらしてくれるはず……と書いて、ふっと思う。自分の暮らしの核に人権を置くことは、素晴らしいことであると同時に、ある意味、ストレスを抱え込むことでもあるのではないかと。それは、気づいてしまうストレスでもある。社会にはまだまだ差別がある。人権についてセンシティブであればあるほど、それに気づき、失望し、傷つくことも少なからずあるはずだ。

それでも、とわたしは「あなた」にお伝えしたい。気づかない人生よりも、気づく人生、そして気づいたことを少しでも「拓いていく」人生のほうが、容易ではないが、はるかに充実しているはずだ、と。

オーディオセットから、大好きなクリス・ウィリアムソンとメグ・クリスチャンの曲が流れている。♪……わたしたちは新しい時代を作るため、新しいページを開くために時代のステージにいま登ったところだ、と。ふたりとも歌を通してアメリカで人権の活動をしているアーティストである。海のこっち側のわたしたちも、いま新しい時代のページを開く時、そのステージの上にいる。



第30回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式

アンケートのお願い



1. 年齢
- ・10代
 - ・20代
 - ・30代
 - ・40代
 - ・50代
 - ・60歳以上
2. 性別
- ・男性
 - ・女性
3. 職業
- ・学生
 - ・会社員
 - ・自営業
 - ・公務員
 - ・その他（ ）
4. 今回の表彰式を何で知りましたか（複数回答可）。
- ・法務省の広報誌・ホームページ
 - ・（財）人権教育啓発推進センターの広報誌・ホームページ
 - ・学校
 - ・勤務先
 - ・ポスター・チラシ
 - ・インターネット
 - ・知人・家族
 - ・その他（ ）
5. 今回の表彰式の内容は、満足のいくものでしたか。
- 第一部
- ・大変満足だった
 - ・まあ満足だった
 - ・やや不満足だった
 - ・大変不満足だった
- 第二部
- ・大変満足だった
 - ・まあ満足だった
 - ・やや不満足だった
 - ・大変不満足だった
- 第三部
- ・大変満足だった
 - ・まあ満足だった
 - ・やや不満足だった
 - ・大変不満足だった
6. これまでに人権に関するイベント等に出席したことはありますか。
- ・ある
 - ・ない
7. 今回のイベントに参加して人権に対する理解は深まりましたか。
- ・大変深まった
 - ・深まった
 - ・まあ深まった
 - ・深まらなかった
8. 「第30回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式」に関する御意見・御感想を御記入ください。

[]

*** 御協力ありがとうございました***

法務省／財団法人人権教育啓発推進センター

ハンセン病に関する親と子のシンポジウムアンケート調査票

設問 1. ご自身について、あてはまるものに○をつけてください。

- (1)年齢： 1. ~9歳 2. 10代 3. 20代 4. 30代
 5. 40代 6. 50代 7. 60歳以上
- (2)性別： 1. 男性 2. 女性
- (3)職業： 1. 小学生 2. 中学生 3. 高校生 4. 専門学校・大学生
 5. 会社員 6. 自営業 7. 公務員 8. 主婦・主夫
 9. アルバイト・パート 10. 派遣・契約社員 11. 無職 12. その他 ()

設問 2. ハンセン病に関する親と子のシンポジウムをどのように知りましたか。(複数回答可)

1. ポスター 2. チラシ 3. 新聞 4. テレビ 5. 知人
 6. 学校 7. 勤務先 8. ホームページ 9. バナー広告
 10. 会場で 11. その他 ()

設問 3. 今回のシンポジウムの満足度についてお聞きします。

(1) 今回のシンポジウムは全体として満足 of いくものでしたか。(○は1つ)

1. 大変満足だった 【→(2)にお進みください】
 2. まあ満足だった 【→(2)にお進みください】
 3. やや不満足だった 【→(4)にお進みください】
 4. 大変不満足だった 【→(4)にお進みください】

(2) (1)で「1. 大変満足だった」または「2. まあ満足だった」とお答えいただいた方にうかがいます。その理由をお聞かせください。(複数回答可)

1. イベント内容が良かったから
 2. 親子で一緒に考えることができたから
 3. ハンセン病についての理解が深まったから
 4. 会場の設備など、環境が良かったから
 5. その他 ()

(3) 特に満足したイベントを1つ選んで○をつけてください。

1. 基調講演
 2. パネルディスカッション
 3. コンサート
 4. 映画上映

(4) (1)で「3. やや不満足だった」または「4. 大変不満足だった」とお答えいただいた方にうかがいます。その理由をお聞かせください。(複数回答可)

1. イベント内容が良くなかったから
 2. 親子で一緒に考えることができなかったから
 3. ハンセン病についての理解が深まらなかったから
 4. 会場の設備など、環境が良くなかったから
 5. その他 ()

(裏面にも質問があります)

設問4. 基調講演の内容についておうかがいします。

1. よく理解できた 2. 理解できた 3. やや難しかった
4. 難しかった

設問5. パネルディスカッションの内容についておうかがいします。

1. よく理解できた 2. 理解できた 3. やや難しかった
2. 難しかった

設問6. 今回のシンポジウムの参加による意識や行動の変化についてお聞きします。

(1) 今回のシンポジウム以前に、ハンセン病についてどのくらい関心や理解がありましたか。

1. まったくなかった 2. 少しはあった 3. おおいにあった

(2) シンポジウムを終えて、ハンセン病についての関心や理解は深まりましたか。

1. 大変深まった 2. まあ深まった 3. あまり深まらなかった 4. まったく深まらなかった

(3) シンポジウムに参加して、何か行動しようと思いましたが? 当てはまるものに○をつけてください。
(複数回答可)

1. ハンセン病に偏見をもったり、差別をしないようにする
2. ハンセン病についてもっと知識を深めたり勉強する機会をもつ
3. シンポジウムの内容を友だちや家族に説明し話し合う
4. 他の人権イベントにも機会があれば参加する
5. その他 ()

設問7. これからも、このようなシンポジウムを行うべきだと思いますか。

1. 積極的に行うべきである 2. 時々行うべきである
2. あまり行わないほうが良い 4. 行わないほうが良い

設問8. 本シンポジウムなど、国としてじんけんけいはいつじぎょう広く人権啓発事業を行っているのは、じんけんようごきかん 人権擁護機関 (法務省・法務局・人権擁護委員) ほうむ であることを知っていましたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

設問9. 本日のシンポジウムについてのご意見などを、ご自由にお書きください。

設問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

ヒューマンフェスタ2010いわて 来場者アンケート

本日は、ご来場いただきましてありがとうございます。

今後の人権啓発事業の参考にさせていただくため、皆様のご意見をお聞かせください。

(※あてはまるものに○を記入してください。)

1. 年齢： ①20歳未満 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60歳以上
2. 職業： ①学生（小、中、高、大学、その他） ②会社員 ③公務員
④自営業 ⑤その他（ ）
3. 住所： 岩手県内（ ）市町村） 県外（ ）都道府県（ ）
4. 今回のイベントを何で知りましたか？（複数回答可）
①県広報（広報紙、ホームページ） ②市町村広報 ③学校 ④新聞
⑤テレビ ⑥ラジオ ⑦ポスター・チラシ ⑧インターネット
⑨知人・家族 ⑩その他（ ）
5. 今回のイベントについて
(1) イベントは全体として満足のいくものでしたか？
①大変満足 ②まあ満足 ③やや不満足 ④大変不満足
(2) 特に良かったイベントに○を記入してください。（複数回答可）

9月25日(土)のプログラム	9月26日(日)のプログラム
オープニングセレモニー	松本哲也&あんべ光俊 歌えばともだち！人権トーク&ライブ
菊地幸夫弁護士の人権講演会	川嶋あいハートフルコンサート
雫石高校の生徒による人権啓発劇	グラッドフィナーレ
IBCラジオ「水越かおるのすっぴん土曜日」公開生放送	シンポジウム「排泄・発声・歩行・視聴覚等障害者の自立について」 [(社)日本オストミー協会岩手県支部など]
男女共同参画講演会 [岩手県青少年・男女共同参画課]	DV被害者支援基礎セミナー [岩手県青少年・男女共同参画課]
デートDV防止講演会 [岩手県青少年・男女共同参画課]	CAPおとなワークショップ [CAP岩手]
CAP教職員ワークショップ [CAP岩手]	桂枝太郎ハートフル寄席
人権啓発映画「新・あつい壁」	地域社会における権利擁護に関する講演会 [岩手県社会福祉協議会]
「老いとこれからの生き方を考える」セミナー [岩手県・岩手県高齢者総合支援センター]	犯罪被害者支援講演会 [(社)いわて被害者支援センター]
	大学生が伝える「デートDV」予防セミナー [NPO法人参画プランニング・いわて]
	人権シンポジウム [(財)人権教育啓発推進センター]
	あん摩・マッサージ体験 [(福)岩手県視覚障害者福祉協会]
9月25日(土)、26日(日)両日のプログラム	
それいけ！アンパンマンショー	法律出前講座 [盛岡地方法務局]
人権の花展示(アイーナ3階入口付近など)	人権啓発ブース・パネル展示 (アイーナ4階県民プラザ、5階ギャラリーアイーナ、国際交流センターなど)
人権啓発資料展(アイーナ6階世代間交流室) [(財)人権教育啓発推進センター]	県立図書館人権啓発関連資料展示
その他	
具体的に()	

6. 今回のイベント以前に、人権問題についてどのくらい関心や理解がありましたか？

- ①まったくなかった ②少しはあった ③おおいにあった

7. イベントに参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか？

- ①大変深まった ②まあ深まった ③あまり深まらなかった
④まったく深まらなかった

8. イベントに参加して、何か行動しようと思われましたか？

- ①人権問題に関心を持ち、偏見を持ったり、差別をしないようにしたい
②人権問題について、もっと知識を深めたり、勉強したりする機会をもちたい
③今回のイベントの内容を、友だちや家族に説明し、話し合いたい
④ほかの人権問題に関するイベントにも、機会があれば参加したい
⑤その他 ()

9. 今回のイベントなどのように、国や県が、広く人権啓発事業を行っていることは知っていましたか？

- ①知っていた ②知らなかった

10. 人権啓発イメージキャラクターについて

(1) 人KENまもると人KENあゆみちゃんを知っていましたか？

- ①知っていた ②知らなかった

(2) キャラクターに対し、どのような感想をお持ちですか？

(複数回答可)

- ①人権啓発のキャラクターとしてふさわしい。
② " 親しみが持てる
③ " ふさわしくない
④ " 親しみが持てない
⑤その他 ()



11. 今回のイベントについてのご意見や今後開催してほしいテーマなど、自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

アンケートは、アイーナ5階のギャラリーアイーナの受付で回収させていただきます。

ご協力いただいた方には抽選で粗品をプレゼントいたします。

「ハートフルおおさか2010」来場者アンケートのお願い

本日は、ご来場いただきありがとうございます。今後の事業の参考にさせていただくため、皆さまのご意見をお聞かせください。(あてはまるものに○等を記入してください。)
アンケートのみ記入の方は、O's ロビー (1階) で回収させていただきます。
(先着順で粗品をプレゼントします。)



1 今回のイベントは、どこで知りましたか？ (複数回答可)

-
1. 駅ポスター・チラシ 2. ホームページ 3. 遊びマップ、C-work 等フリーペーパー・広告
4. A T C に来て知った・A T C の広告 5. 大阪府広報誌 6. その他官公庁広報
7. 学校 8. 人権関係施設等からの案内 9. 知人・家族からの案内
10. その他 ()

2 今回のイベントについて、参加されていかがでしたか？

-
1. 大変よかった 2. よかった 3. あまりよくなかった 4. わるかった

3 今回のイベントに参加して、人権問題について関心や理解が深まりましたか？

-
1. 大変深まった 2. まあ深まった 3. あまり深まらなかった 4. まったく深まらなかった

4 今回のイベントについて、よかったものに○を記入してください。(複数回答可)

-
1. オープニングセレモニー 2. 小錦八十吉スペシャルトークショー 3. う～みふれあいトーク&ライブ
4. 「こころの再生」府民運動トケッショ 5. AED 心肺蘇生法の体験ステージ
6. 桂かい枝の～みんな英語で笑わせませー!
7. 英語落語コンテスト・表彰式優勝者実演会 8. 人権シンポジウム
9. サンセット音楽会 10. 住宅確保困難者の問題解決に向けたフォーラム
- 6日
11. それいけ! アンパンマン ショー 12. 青春ストリート 13. 国際人権フォーラム
14. 平松愛理ハートフルコンサート 15. 郷土芸能「三輪太鼓」 16. 補助犬ふれあいステージ
7日
17. 男女共同参画に関する講演会
18. 犯罪被害者の人権等を考える「人形劇&講演会」 19. 守ろう女性のこころと体
20. 大学サークル対抗フットサル大会 21. 「ハンセン病問題」ってなあに?
8日
22. 人権啓発資料展 23. 府人権関連施策トピックス紹介 24. ミニ電車の運行
25. 映画「カールじいさんの空飛ぶ家」 26. 草の根人権活動賞受賞者活動発表
27. 人権問題関連研修会 28. 物産展、ブース展示他 (出展名等:)

5 今回のイベントに参加するきっかけや感想、今後人権に関してどのようなテーマのイベントがあるとよいかなど、ご意見があれば記入してください。

-
- 年齢 () 歳代
●住所 () 市・町・村 大阪府外 () 都・道・府・県
ご協力ありがとうございました。

平成22年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理				
評価対象 施策名等	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 【政策体系上の位置付け：IV-11-(1)】				
施策の基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。				
施策の予算額・ 執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額(百万円)	1,938	1,994	1,731	
	執行額(百万円)	1,427	1,668		
評価実施時期	平成23年8月		所管部局	大臣官房訟務企画課	
評価方式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体として相当の迅速化が図られてきているが、医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟等のように、訴訟が大型化・広域化、複雑化、専門化しているなどの理由から、依然として長期間を要しているものも少なくない状況にある。

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

また、審理期間の長期化は、訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって、経済的、精神的負担となることから、裁判が迅速に行われることは重要な課題である。

(2) 目的・目標

訟務組織(法務省訟務部門、管区法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のことをいう。以下同じ。)は、裁判の迅速化に関する法律第2条第1項及び第3条の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与することを目指している。訴訟の大型化、複雑化、専門化等が生じる状況下で、適正・迅速な訴訟追行を実現するためには、

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度¹⁾の積極的利用の促進

を図る必要がある。

(3) 具体的内容

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

(ア) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施

各種研修・打合せ会において、裁判を適正・迅速に行うための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進める。そして、その結果を業務に反映させ、実践を徹底するなどして、計画的で充実した訴訟追行を図る。

(イ) 準備書面作成支援システム²⁾の活用

準備書面作成支援システムを活用して、広範囲の分野にわたる法律文献等を素早く収集・分析し、より迅速な訴訟対応を行う。また、広範囲の分野にわたる法律知識や高度な専門的知識等を要する複雑・難解な訴訟に対応するため、モバイルパソコン等を活用したプレゼンテーションを行い、国の主張・立証をより明確にする。

(ウ) テレビ会議装置の活用

訴訟の大型化・広域化により同種訴訟が全国で提起されており、訟務組織として

統一的・一元的に訴訟を進行するためには、訴訟を担当する本省及び複数の管区法務局間等において情報の交換、協議等が不可欠であるところ、協議等の招集のためには時間を要し、迅速な事務処理の妨げとなる。そこで、本省及び管区法務局等を映像と音声で結ぶテレビ会議装置を活用し、効率的に適正かつ迅速な訴訟進行を図る。

イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

法律意見照会制度が訴訟のより適正・迅速な進行に寄与するためには、行政機関による積極的な制度の利用が不可欠である。そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

3. 評価手法等

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 訟務担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数
- (2) 訟務担当者向けの研修の内容充実の状況
- (3) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (4) モバイルパソコン等の活用状況
- (5) テレビ会議装置の活用状況
- (6) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況並びに法律意見照会事件の受理及び回答等の状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の進行に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

4. 評価結果等

(1) 平成22年度に実施した政策（具体的内容）

ア 訟務担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数

裁判の迅速化に対応するための方策、事務処理体制の充実・強化方策等について検討・協議するため、以下のとおり訟務担当者を対象とした研修、打合せ会等を行った。

○研修、打合せ会の開催に関する調査

		回数（回）			延べ日数（日）			参加者数（人）		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
研 修	本省開催	4	3	3	40	25	26	162	168	147
	地方開催	91	84	98	158	139	162	1,426	1,746	1,796
事 件 等 打合せ会	本省実施	28	18	17	34	25	25	1,495	970	1,139
	地方実施	93	93	95	120	124	120	2,093	2,707	2,762

平成22年度に開催した研修、打合せ会の実施回数は前年度とほぼ同数であり、開催日数、参加人数についても前年度とほぼ同数を確保することができた。

打合せ会等を実施することによって得たノウハウを類似事件にも応用することが可能となるなど、訟務担当者の能力向上に役立っているものと考えられる。

イ 訟務担当者向けの研修の内容充実の状況

訟務担当者の能力向上のためには、訟務担当者が対応に苦慮している特定のテーマを取り上げて研修や打合せ会等を実施することも効果的である。平成22年度においては、管区法務局及び地方法務局の訟務担当者を対象とした訴訟対応に関する事務打合せ会を実施した。この打合せ会では証人尋問をテーマとして取り上げ、効果的な証人

尋問を実施するための具体的方策について協議を行うとともに、尋問の実施に当たり苦慮している事項と具体的対応策について意見交換を行った。証人尋問は担当者の個人的力量・経験に負う部分が大きいところ、特に尋問経験の少ない担当者にとって尋問技術を習得する機会を付与されたことは、その能力向上に役立ったものとする。

ウ 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況

(ア) 準備書面等を作成する際には、法律雑誌等に掲載されている情報を参照又は引用することが頻繁にある。しかし、法律雑誌等の情報が必要となるたびに、準備書面等の作成を中止し、法律雑誌等を保管している書架から当該雑誌等を取り出してくるのでは効率的な作業の妨げになる。そこで、法律雑誌等の内容を参照することができるインターネットサービスを平成22年度に導入し、準備書面等の作成を集中的に作業することのできる環境を整えた。

(イ) 現在、訟務組織では、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報をデータベース化し、複数のシステムにて運用しているところである。しかし、システムごとに操作方法が異なり、情報の検索もそれぞれのシステムのデータベースに対して行う必要があるなど煩雑な面がある。

そこで、平成22年度においては、各局の訟務担当者の意見を徴した上で、これらのシステムを統合し、併せて機能強化を図るための検討を行った。システム開発は平成23年度から行う予定であるが、システムが統合された場合、操作方法が統一されるとともに、これまで各システムごとに保有していた情報を横断的に検索することが可能となることから、事務処理の効率化及び準備書面作成の迅速化が図られることが期待できる。

エ モバイルパソコン等の活用状況

訟務組織においては、平成21年1月にモバイルパソコン等の導入を完了し、その活用を図ってきたが、平成22年度も引き続きその活用を図った。平成22年度の使用回数は、下表のとおりであり、前年度と比べると15回増、平成20年度と比べると65回の増と、その利用は着実に進んでいると考える。

なお、平成22年度においては、裁判所における使用回数が減少しているが、これはこれまでモバイルパソコンを利用してきた事件が平成22年度に終結をしたものがあつたためである。

○モバイルパソコンの活用状況に関する調査

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
モバイルパソコンの使用回数	261 (25)	301 (31)	326 (11)

※ 括弧内は裁判所における使用回数（内数）である。

裁判所において、複雑、専門的な知識が必要な訴訟について、モバイルパソコンを使用して、裁判官及び訴訟の相手方に対し、国の主張を端的にまとめた資料を作成し、視覚的にも分かりやすい説明を行うことは、訟務担当者のプレゼンテーション能力の向上にもつながり、裁判の迅速化につながったものとする。

さらに、行政機関の訴訟担当者との協議会や事件打合せにおいて、具体的な訴訟手続、訴訟における争点や法律上の問題点について説明する際に、モバイルパソコンを使用して、図、表、イラスト等を利用し、参加者の視覚に直接的に訴えることにより、説得力を高め、参加者の理解を深めることができたものとする。また、意見交換の結果をその場で準備書面等に反映させることができるため、準備書面等の作成の充実化・迅速化が図られたものとする。

オ テレビ会議装置の活用状況

事件を追行するに当たり、訴訟対応方針や主張内容の整理などを検討するには、訴訟担当者間での率直な意見交換が必要不可欠である。平成21年11月から本省と各管区法務局を映像と音声で結ぶテレビ会議装置を導入し、平成22年度には6地方方法務局にも導入を拡大したところ、平成22年度において本省と管区法務局又は地方方法務局との間で利用した回数は延べ206回（333時間）であった。テレビ会議装置の導入により訟務担当者間において、相手の反応を見ながら率直な意見交換が迅速に行えるようになり、主張の方向性や争点内容についての理解が早まることが期待できる。

カ 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況並びに法律意見照会事件の受理及び回答の状況

法律意見照会制度の周知状況については、(ア)のとおり、また、法律意見照会事件の数は、(イ)のとおりであった。

(ア) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査

	本省			法務局			地方方法務局		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政機関担当者との打合せ会（回）	13	15	14	23	23	21	36	30	41
行政機関に出向いての説明（回）	32	35	36	79	90	91	72	81	118

(イ) 法律意見照会事件の受理状況に関する調査

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法律意見照会事件数（件）	1,559	1,759	1,777	1,565	2,008

平成22年度の法律意見照会の数は、前年度に比べ443件の増加となった。これは、法律意見照会制度の周知に関して、行政機関への説明の機会を増加させるなど積極的に取り組んだことにより、これまで以上に他の行政機関との連携が緊密となったためと考えられる。

また、平成22年度において、新たに受け付けた法律意見照会事件数は2,008件、行政庁へ回答したことにより終了した件数は1,999件であり、同一年度内に新たに受け付けた事件数とほぼ同数の事件を処理している。

法律意見照会制度の活用により、行政機関を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まるほか、訴訟提起がされた場合における訴訟追行の適正・迅速化が図られることが期待される。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

イ 国が行う必要性

国が訴訟の統一的・一元的な処理を行うことは、国の正当な利益の擁護、訴訟の迅速・適正な追行、国民と国家との間の法律上の紛争の適正な解決を図る上で必要である。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に

努める必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に進行するために、前記（1）の各施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた情報を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、このことは、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟進行をすることができるという点で効率的である。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

前記（1）の各施策を実施したことにより、訟務組織が進行し判決により終了した本案訴訟で、平成22年度に地方裁判所で言い渡された第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間（以下「審理期間」という。）が2年以内であったものの率は、前年度を下回っているものの、依然として80パーセントの高率を維持している。これは、いずれの施策も訴訟進行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、各施策が的確かつ有効な手段であったといえる。

イ 所期の事業効果の発現状況

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進については、前記（1）のとおり、①各種会議等の開催及び内容の充実化による訟務担当者の能力向上、②モバイルパソコンの活用による争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③テレビ会議装置の導入による事件対応の効率化・迅速化、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進等により、おおむね実現することができたものとする。

なお、訟務組織が進行する本案訴訟で、平成22年度に地方裁判所において言い渡された第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率は80.9パーセントであり、前年度比で6.7パーセント下回っている。

これは、平成22年度においては、前年までに提起され蓄積されていた難民認定事件や労災関係事件が判決によって終了したためであるが、これらの事件においては、日本と国交のないミャンマーなどの外国における政治的迫害の有無などが問題となったり、因果関係の有無などにつき医学的な専門的知見を前提とする主張立証が必要となったりするため、一般的に、原告側も国側も、その主張立証の準備等に長時間を要することになり、審理が長期化することは避けられない状況にあることが影響している。

そのような中で、審理期間が2年以内であったものが80パーセント以上の達成率を維持し、また、審理期間が3年以内であったものも93.4パーセントと、ほぼ前年度並みの達成率を維持していることは、訟務組織がこれまで取り組んできた各施策が一定の効果を発揮しているといえ、今後とも、前記の各施策を推進していくことが有益であると考えられる。

○審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査

参考データ	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
達成率(%)	82.8	82.3	84.2	87.6	80.9
判決数(件)	1,001	1,170	1,427	1,255	1,208
全判決数(件)	1,209	1,421	1,695	1,432	1,493

(参考) 達成率：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率

判決数：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの数

全判決数：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決数

(参考) 審理期間が3年又は4年以内であったものの率及び判決数に関する調査

参考データ	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
3年以内の率 (%)	92.5	92.8	95.1	93.4
同 判決数 (件)	1,314	1,573	1,362	1,395
4年以内の率 (%)	96.7	96.8	98.2	98.3
同 判決数 (件)	1,374	1,641	1,406	1,468

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に評価することができることから、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図ることとする。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。

6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号

○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第3条

○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日)

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

・「研修、打合せ会の開催に関する調査」

(大臣官房訟務企画課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成23年3月31日)

・「モバイルパソコンの活用状況に関する調査」

(大臣官房訟務企画課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成23年3月31日)

・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」

(大臣官房訟務企画課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成23年3月31日)

・「法律意見照会事件数に関する調査」

(大臣官房訟務企画課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成18年4月1日～平成23年3月31日)

・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」

(大臣官房訟務企画課平成23年5月作成, 対象期間: 平成18年4月1日～平成23年3月31日)

・「審理期間が3年又は4年以内であったものの率及び判決数に関する調査」

(大臣官房訟務企画課, 平成23年5月作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成23年

3月31日)

9. 備考

*1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において，各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について，当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり，助言などを行う制度。訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか，紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものである。

*2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン，プリンタ，OCR装置（光学式文字読取装置），インターネットによる判例・文献の情報提供サービス等を組み合わせたもので，ネットワークで結ぶことによって，訴訟に必要な準備書面等の作成の効率化・迅速化を図るものである。

平成22年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	出入国の公正な管理				
評価対象 施策名等	出入国の公正な管理 【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】				
施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。				
施策の予算額・ 執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額(百万円)	12,930	12,163	11,666	
	執行額(百万円)	11,903	11,032		
評価実施時期	平成25年8月(平成23年度は 中間報告)	所管部局		入国管理局総務課入国管理 企画官室	
評価方式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

ア 不法滞在者5年半減計画^{*1}により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数^{*2}はほぼ半減した。他方で、国際化の進展に伴い我が国に入学し、定着する外国人は年々増加し、我が国に在留する外国人の構成が大きく変化し、外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。これに伴って、教育、福祉等の行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者、不法就労者への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを受用することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。

このような問題を解消し、不法滞在者・偽装滞在者^{*3}を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度^{*4}の創設を始めとする施策を講じていく必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまで各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入学するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

(2) 目的・目標

ア 不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の実現に向けた施策を強力に推進するとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度に係る法令の整備を進める。さらに、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組についても着実に実施することにより、安全かつ安心な社会の実現に寄与する。

イ 空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標とし、審査待ち時間短縮に向けた取組を実施することにより、我が国を訪れる外国人の円滑な入学の環境を整備し、国際協調と国際交流を推進する。

(3) 具体的内容

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

(ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する制度の構築に向けた関係法令を整備し、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

具体的には、次のような制度を構築する。

- ・ 在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し、「在留カード」を交付し、不法滞在者は有効な在留カードを持ち得ないこととすることにより、両者の違いを明確化
- ・ 外国人から、在留期間の途中において、氏名・生年月日・性別・国籍といった基本的な身分事項のほか、住居地、その他その在留資格に応じて教育機関、研修先等の所属機関等、所定の事項に変更があった場合、それらの法務大臣（住居地については市区町村を經由）への届出を義務付けることにより、外国人の在留情報の正確性を向上
- ・ 法務大臣は、外国人の教育機関、研修先等の所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報の正確性を担保
- ・ 新たな在留管理制度の導入を前提として、在留期間の上限を伸長するほか、出国後1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度を導入するなど、適法に在留する外国人の利便性を向上 など

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、次のような取組を行う。

- ・ 外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（A P I S）^{*5}等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施
- ・ 在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止
- ・ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化 など

イ 円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・ 事前旅客情報システム（A P I S）の運用
- ・ セカンダリ審査（二次的審査）^{*6}の実施
- ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
- ・ 出入国カードの多言語化

3. 評価手法等

(1) 新たな在留管理制度の創設は、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに共生社会を実現するためのものである。そこで本件総合評価においては、以下のとおり評価等を行う。

ア 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後に、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価する。平成22年度においては、当該法令の施行に向けた作業等の状況の説明を中心とする。

イ その他の施策については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、

現在我が国に存在する不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局における取組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。

- (2) 円滑な出入国審査の実施による国際交流の増進については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的な分析を行う。

4. 評価結果等

(1) 平成22年度に実施した政策（具体的内容）

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

(ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行に向けた作業等の状況

新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行に向けた平成22年度の取組状況は次のとおりである。

① 政令等の検討

新たな在留管理制度の施行に必要な政令等についての検討を行った。特に、在留外国人等の関心が高いと思われる在留カード及び特別永住者証明書の仕様について、広く国民一般の意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施し、その結果を公表した。

② 電算システムの設計

新たな在留管理制度への円滑な移行のため、新たに電算システムの設計を行った。具体的には、次世代外国人出入国情報システム等の設計及び在留カード等発行システムの設計を行った。

③ その他の各種取組

新たな在留管理制度の導入は、我が国に在留する外国人やその関係者に大きな影響を与えることから、地方入国管理局の窓口においてリーフレットの配布などを行うほか、市町村、関係行政機関、在外公館、報道機関等にも協力を要請するなど、新たな制度の周知に向けた取組についても、併せて検討をしている。

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、平成22年度に実施した取組の具体的内容は、次のとおりである。

① 厳格な出入国審査

不法滞在を目的とする者を入国させないための方策として、平成19年11月に開始したバイオメトリクスを活用した出入国審査に加え、不法残留発生状況に関する綿密な分析、偽変造文書鑑識機器の活用などの水際対策を強化した。

また、平成21年10月、東京入国管理局新潟出張所及び福岡入国管理局に入国警備官計12人を増配置の上、専従の入国警備官からなる機動班を配置し、船舶による不法入国者対策を引き続き実施している。

そのほか、平成18年度から、偽変造文書等を行使し、我が国への入国を企図する者を、海外において発見阻止するための水際対策として、1名のリエゾンオフィサー（連絡渉外官）をタイに派遣しており、平成22年度も1名の派遣を行った。

なお、平成22年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は3,489人となっている（別表1参照）。

② 摘発体制の強化等

不法滞在者が多く潜在している大都市圏を抱える地方入国管理官署に摘発業務を専従とする「摘発方面隊」を設置（東京局6方面隊、名古屋局・大阪局各2方面隊、横浜支局1方面隊）しているところ、不法滞在者の稼働地域が東京都等大都市以外の地域へと拡散し、その稼働場所が分散化している上、摘発先1か所当たりの不法滞在者数も小口化している状況の下、効率的かつ機動的な摘発の推進

のため、必要に応じて摘発に従事する一個班をより少人数なものに編成し直す等の措置を講じている。また、都道府県警察との連携の更なる強化を図ったほか、平成22年においては、全国9,519か所において不法滞在者の摘発を実施した。このほか、東京入国管理局において、閉庁日における不法滞在者に係る情報について、電話での受付を継続して行っている。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成22年中に退去強制手続を執った外国人は、2万4,213人に上った（別表2参照）。

③ 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成22年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼した。また、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じた啓発等の広報を行った。

④ 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由の追加

不法就労助長行為等に的確に対処するため、平成21年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）改正により、i 他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的で、偽変造文書等の作成等を教唆・幫助する行為をしたこと、ii 不法就労助長行為をしたこと、iii 資格外活動の罪により禁錮以上の刑に処せられたことといった新たな退去強制事由が加えられた（平成22年7月1日施行「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「改正入管法」という。))。

このように、上記4（1）アの（ア）及び（イ）を始めとして、総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成23年1月1日現在の不法残留者数は7万8,488人で、前年同期と比較して1万3,290人（14.5パーセント）の減少となった（別表3参照）。また、偽装滞在者の在留資格取消しの状況を見ると、平成18年には62件であったものが、平成22年には248件まで増加（別表4参照）するなど偽装滞在者対策も着実に進められており、安全かつ安心な社会の実現に貢献したといえる。

イ 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進

出入国審査については、審査の円滑化の実現だけでなく、不法滞在者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められている。両者を同時に推進していくためには、問題のない大多数の外国人にはできるだけ迅速な審査を行いつつ、慎重な審査が必要と思われる者を選別して別途取り扱うという考え方が基本となる。このような観点から、平成22年度においては次のような取組を行った。

（ア）事前旅客情報システム（A P I S）の運用

事前旅客情報システム（A P I S）は、航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合するものである。これにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にしている。

（イ）セカンダリ審査（二次的審査）の実施

セカンダリ審査（二次的審査）は、上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するものである。これは、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、成田空港、中部空港及び関西空港に加え、平成22年10月からは羽田空港においても実施した。

(ウ) 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
成田・中部・関西の3空港及び平成22年10月からは羽田空港において、日本人・外国人審査ブースの振り分けの見直し及び勤務時間の見直しによる入国審査官の機動的配置を実施している。

(エ) 審査待ち時間の表示

成田・中部・関西・羽田の4空港において、外国人用に審査待ち時間の表示を実施している。また、いわゆるフォークライン方式^{*7}を常時導入している空・海港において、審査待ち時間の長短にかかわらず、審査待ち時間を表示している。

(オ) 出入国カードの多言語化

空港における審査待ち時間の長時間化の一因となっている出入国カードの未記載・誤記載削減策の一つとして、韓国語、中国語（簡体字及び繁体字）併記の出入国カード様式を作成・使用した。

(カ) 自動化ゲートの設置

自動化ゲートは、あらかじめ利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人出入国者について入国審査官から出帰国証印や再入国許可による上陸許可証印を受けることなく、同ゲートを通過することにより出入国手続を完了するものである。平成19年11月20日から成田空港において運用を開始しており、平成21年9月からは、中部空港、関西空港、平成22年10月21日からは羽田空港においても運用を開始している。

このように、上記4（1）イの（ア）～（カ）を始めとして、審査待ち時間の短縮に向けた取組を進めた結果、各空港における待ち時間の結果は、別添の表のとおりである（別表5及び6参照）。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

（ア）我が国に在留する外国人について、公正な在留管理を行うことにより、適法に我が国に滞在する外国人と日本人が全国それぞれの地域において安心して共生できる社会を創り出すことが求められており、その基盤となる新たな在留管理制度の構築に向けた施策に取り組んでいくことは社会のニーズに合致している。

また、不法滞在者数は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあり、不法就労期間も長期化傾向にあるほか、正規滞在を装いつつ日本で就労し生活することを企図した偽装滞在者も相当存在しているものと予想される。こうした不法滞在者や偽装滞在者が適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、外国人との共生社会の実現に貢献するためにも不法滞在者等対策に取り組むことは社会のニーズに合致している。

（イ）不法滞在を目的とする者を入国させないための施策等水際対策の強化が求められている一方で、平成22年に「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオへ～」が閣議決定され、我が国においては政府を挙げて観光立国実現に向けた取組を進めている。このように、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

（ア）適正な出入国管理を実施することは国の本来的業務であり、外国人との共生社会の実現、不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会を構築するために、新たな在留管理制度の導入を始めとした各種施策について、国が取り組む必要がある。

（イ）公正な出入国管理は国が本来的に担うべきものであり、観光立国実現に向けて政府を挙げて取り組んでいることから、本事業については国が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

（ア）国際化の進展に伴い、我が国に入国・在留する外国人の数が増加するとともにそ

の目的も多様化し、従来の制度では外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。その結果、行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者等への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、公正な在留管理の基盤となる新たな在留管理制度の構築に向け、緊急に施策を講じていく必要がある。

また、不法残留者数は依然として高水準にあり、不法入国を企図する者の数も相当数に上ると見られるほか、正規在留者を装う偽装滞在者の増加も懸念されている。このような状況は、適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、緊急に施策を実施する必要がある。

(イ) 出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものである。また、その円滑な実施については、政府を挙げての取組である観光立国を推進するために求められているものであり、緊急に施策を実施する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

ア 外国人との共生社会実現への貢献及び我が国社会の安全と秩序を維持するため、上記のとおり様々な施策に取り組むことにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

イ 外国人に対する出入国審査を円滑に行うため、上記のとおり考え得る様々な施策を実施してきた。他方、出入国管理の厳格化という一見相反する要請に対しても対応する必要がある。そのような中で、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

(ア) 外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する新たな在留管理制度を構築するためには、現行の入管法と外国人登録法による二元的な情報把握の制度を改めることが前提となることから、平成21年度に法改正を実施したものである。

また、安全かつ安心な社会の構築に向けた不法滞在者等対策を実施してきたところ、平成23年1月1日現在の本邦における不法残留者数は前年同期と比較して14.5パーセント減少し、約7万8千人となっている。

これらのことから、平成22年度における取組が妥当であったと評価できる。

(イ) 出入国管理を厳格に行うため、指紋等の個人識別情報を活用した入国審査を実施している。また、国際交流の増進を図るためには、A P I Sの効果的な活用やセカンドリ審査の実施等により、入国審査を迅速化・円滑化させる必要があり、妥当な取組であると考えている。

イ 所期の事業効果の発現状況

(ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた取組について、平成22年度は上記(1)アのとおり、関係法令の施行に向けた作業等を行ったところである。

また、安全かつ安心な社会の構築に向けた取組については、上記(1)イのとおり、不法滞在者対策等を着実に実施したものであり、所期の事業効果が得られたものと評価できる。

(イ) 中部空港においては、最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができた。平成22年における入国者数が前年より約24パーセント増加したこともあり、成田、羽田及び関西空港においては、20分以下とすることはできなかったものの、その他の地方空港においては、平成21年における平均待ち時間と比較して、3空港において待ち時間の短縮が図られたことから、平成22年度における審査待ち時間短縮に向けた取組は一定の成果を挙げたものと考えられ、所期の事業効果があったものと評価できる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

(1) 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

新たな在留管理制度の導入に向けた取組及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。

(2) 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進

平成22年における入国者数は、対前年比約24パーセント増加したという背景があったことから、審査待ち時間の短縮に向けた取組を進めた結果、中部空港においては、最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができた。また、その他の地方空港においては3空港において待ち時間の短縮が図られた。引き続き最長待ち時間を年平均で20分以下に維持できるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム(A P I S)、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲートの積極的な利用の促進を推進していくこととする。

なお、行政事業レビューにおいて、自動化ゲートについては費用対効果を明確にする必要があるとの指摘を受けているところ、現状の設備での利用状況に基づいた利便性、コストパフォーマンス等の検証を行い、平成23年のできる限り早い時期に完了させ、その後の配置計画を検討することとしている。また、出入国カードの正確な記入等について、入国審査手続案内要員である審査ブースコンシェルジュの配置の拡大や、航空会社等への周知を徹底することとしている。さらに、上陸審査場が著しく混雑する成田空港を始めとして主要空港の上陸審査場において、日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。

また、概ね2,000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船(クルーズ船)については、船上入国審査を実施することで、当該船舶が我が国の到着港に着岸するまでに審査の大半を終了し、訪日外国人が速やかに上陸できるようにする予定である。

平成19年11月より導入された個人識別情報を活用した審査について、平成24年の改正入管法の施行に合わせて導入される次世代システムにより、最新の取得・照合技術を活用した機能強化やシステム運用の効率化を図るとともに審査時間の短縮化につなげる予定である。

6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)
- 外国人登録法(昭和27年法律第125号)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-① 新たな在留管理制度の創設
「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・(以下略)」
- 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)第2章-1 成長戦略の推進

- 「国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成，世界からのアクセス抜本改善（(中略) 空港審査待ち時間の短縮等）（以下略）」
- 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）
 - 2－（4）観光立国・地域活性化戦略
 - 「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人，将来的には3,000万人まで伸ばす。」
 - 第174回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）
 - 「訪日外国人を2020年までに2,500万人，さらに3,000万人まで増やすことを目標に，総合的な観光政策を推進します。」
 - 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
 - （4）観光立国・地域活性化戦略
 - 「訪日外国人を2020年までに2,500万人，将来的には3,000万人まで伸ばす。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の過程で使用したデータや文献等

- ・「上陸拒否者数の推移」
（入国管理局審判課，平成23年5月作成，対象期間：平成18年1月1日～平成22年12月31日）
- ・「退去強制手続を執った入管法違反者数の推移」
（入国管理局警備課，平成23年5月作成，対象期間：平成18年1月1日～平成22年12月31日）
- ・「不法残留者数の推移」
（入国管理局総務課出入国情報管理室，平成23年5月作成，対象期間：平成19年1月1日～平成23年1月1日）
- ・「在留資格取消し件数の推移」
（入国管理局入国在留課，平成23年5月作成，平成18年1月1日～平成22年12月31日）
- ・「主要空港最長審査待ち時間」
（入国管理局入国在留課，平成23年5月作成，平成20年1月1日～平成22年12月31日）
- ・「地方空港最長審査待ち時間」
（入国管理局入国在留課，平成23年5月作成，平成20年1月1日～平成22年12月31日）

9. 備考

*1 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間で不法滞在者の半減を目標として策定された計画。

*2 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月現在約11.3万人となり、5年間で48.5パーセントの削減を実現した。なお、不法滞在者数は不法残留者数に不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

*3 「偽装滞在者」

偽装婚、偽装留学など身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者。

*4 「新たな在留管理制度」

新たな在留管理制度は、これまで出入国管理及び難民認定法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものである。

新たな在留管理制度では、我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カードが交付されるほか、住居地やその所属機関に変更があった場合等に届出を義務付けている。

新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能になる。

新たな在留管理制度は、平成21年7月8日、第171回国会において可決・成立し、同月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」により導入されることとなったものである。

新たな在留管理制度に係る措置は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされ、具体的には平成24年7月ころを予定している。また、施行に併せて、外国人登録法は廃止される。

*5 「事前旅客情報システム（APIS）」

航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、航空会社から乗客等の身分事項等の事前提出を受け、迅速かつ厳格な入国審査の実施を実現するもの。

*6 「セカンダリ審査（二次的審査）」

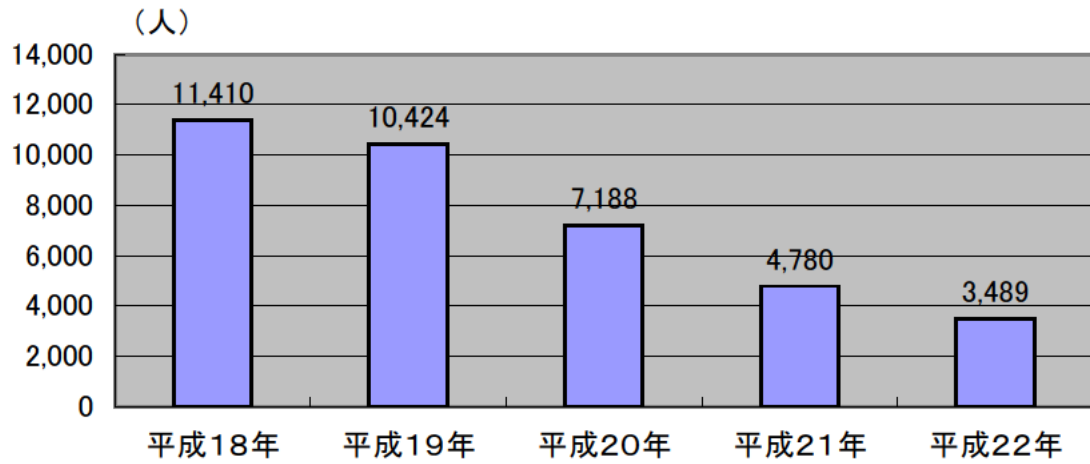
入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにするもの。

*7 「フォークライン方式」

審査ブースごとに列を作るのではなく、上陸審査場に到着した人から順番に一つの列に並んでもらい、審査が終了して空いたブースに順次進んでもらう方式。

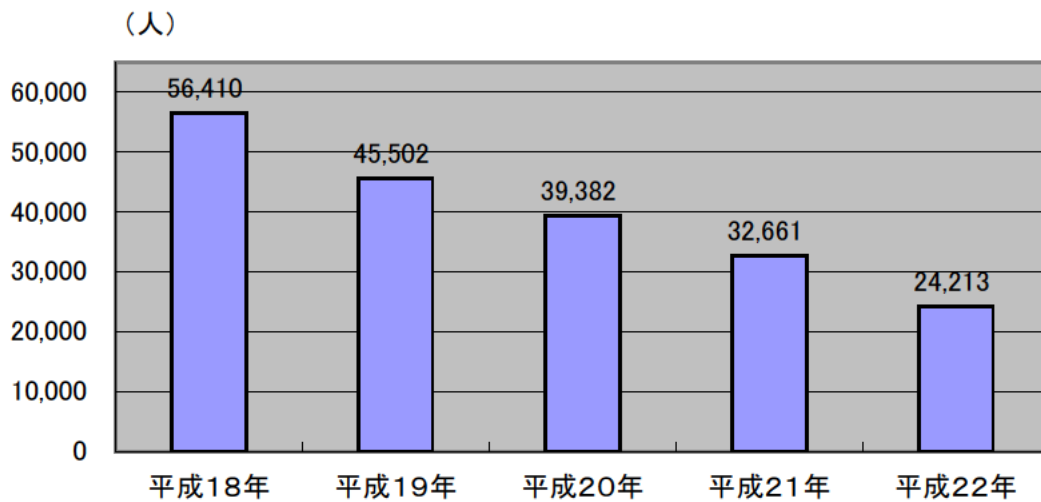
別表1

上陸拒否者数の推移



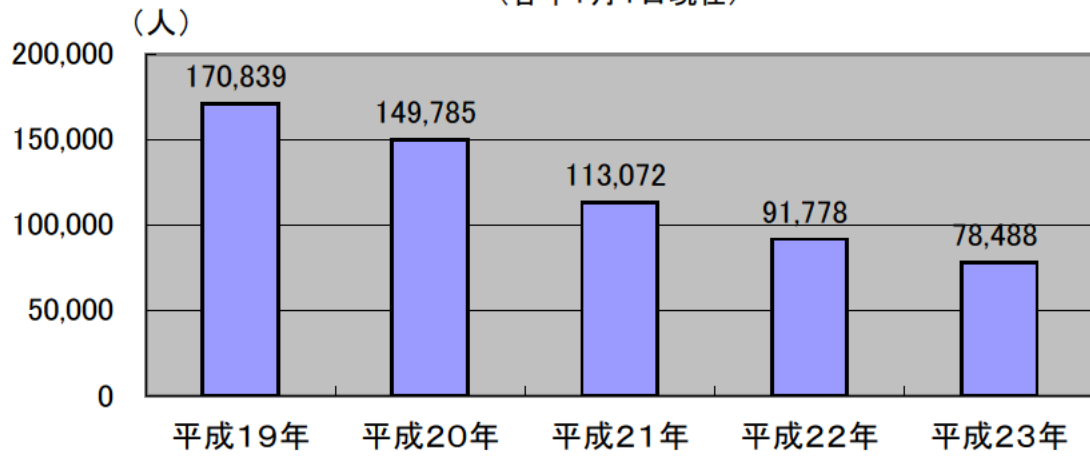
別表2

退去強制手続を執った入管法違反者数の推移



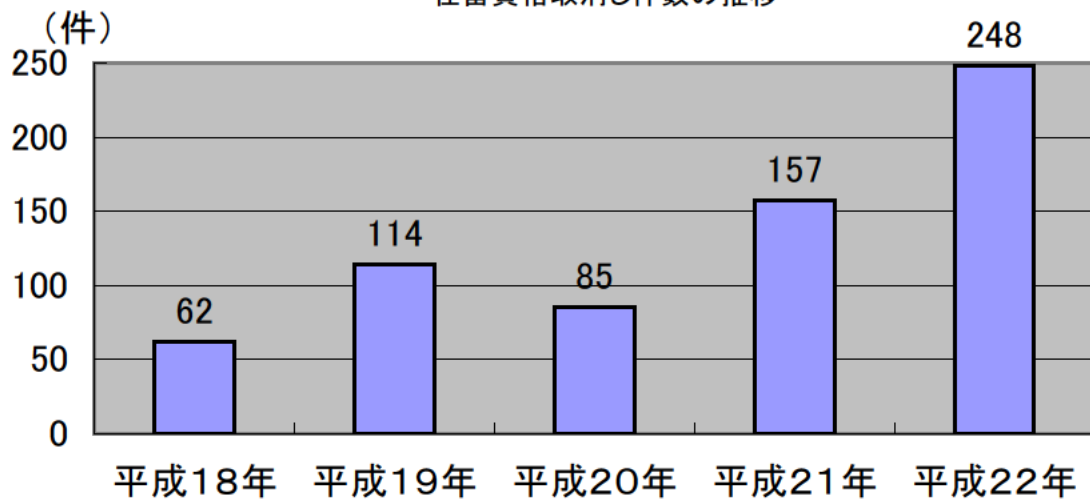
別表3

不法残留者数の推移
(各年1月1日現在)



別表4

在留資格取消し件数の推移



別表5

主要空港最長審査待ち時間(分)

	成田1ビル	成田2ビル	中部	関空北	関空南	羽田
平成20年平均	26	30	26	38	35	28
平成21年平均	22	21	18	28	26	26
平成22年1月	24	21	17	35	26	30
2月	26	21	18	41	24	29
3月	38	25	16	45	34	30
4月	38	30	19	45	42	30
5月	28	20	20	36	40	27
6月	34	21	18	39	31	28
7月	37	26	18	50	37	29
8月	39	23	18	48	38	27
9月	33	21	17	46	40	26
10月	26	17	18	40	35	23
11月	25	14	17	36	30	18
12月	22	15	15	34	31	24
平成22年平均	31	21	18	41	34	27

(注) フォークラインの最後尾に並んだ外国人が、上陸審査ブースに到達するまでの時間を記入する紙を配布する等して計測し、

1日のうちで最も長かった時間を毎日調査・集計した数値の月平均である。

別表6

地方空港最長審査待ち時間(分)

	平成20 年平均	平成21 年平均	平成22年												平均
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
新千歳	21	36	43	55	41	31	34	39	52	46	38	31	26	40	40
函館	28	30	44	42	35	38	39	36	40	35	30	31	39	39	37
旭川	29	30	41	45	50	51	41	58	56	53	50	41	48	49	49
釧路	36	40	48	50	44	44	43	44	51	48	35	48	38	51	45
帯広	35	29	-	82	80	-	-	-	64	60	29	-	-	-	63
女満別	33	26	-	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	51
仙台	21	24	24	23	25	22	18	20	24	28	25	24	18	17	22
福島	27	20	15	19	16	25	31	23	25	25	23	32	18	12	22
秋田	23	22	53	50	36	31	28	27	27	27	25	31	29	29	33
青森	26	24	29	30	23	27	33	36	35	25	24	25	30	30	29
新潟	23	25	24	28	30	30	20	21	25	27	25	23	19	19	24
茨城	-	-	-	-	49	25	23	27	39	41	34	33	36	37	34
富山	19	22	20	24	29	36	31	21	20	25	25	32	25	16	25
小松	25	25	29	29	29	29	31	27	29	30	30	34	27	23	29
富士山 静岡	-	35	44	46	38	45	40	40	44	44	40	42	36	37	41
広島	17	22	23	26	26	26	24	25	27	29	26	24	24	21	25
岡山	22	28	31	32	39	40	32	33	35	36	34	37	33	28	34
米子	20	20	27	25	20	27	23	21	24	22	25	19	20	19	23
高松	24	23	22	26	32	29	28	31	29	26	31	31	29	25	28
松山	27	26	32	36	39	31	26	23	29	27	34	30	39	28	31
福岡	17	32	41	43	44	46	44	43	45	45	39	42	43	40	43
北九州	27	24	36	34	30	26	27	34	30	31	29	25	29	33	30
佐賀	21	32	-	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	68	55
長崎	17	22	28	25	25	21	20	18	25	20	18	18	15	18	21
熊本	23	24	33	33	29	34	32	34	27	29	30	30	28	26	30
大分	25	22	29	33	37	40	32	27	25	28	23	34	33	30	31
宮崎	19	19	27	23	25	26	25	24	24	24	22	24	29	29	25
鹿児島	19	23	44	44	36	29	27	22	24	24	22	23	35	36	31
那覇	24	20	21	23	20	24	25	25	24	25	26	22	23	23	23
平均	24	26	32	36	35	32	30	30	33	33	29	30	30	31	34

(注)到着便の最初の乗客に対する審査開始から最後の乗客に対する審査終了までの時間を全便について計測した数値の月平均である。

平成22年度事後評価実施結果報告書

(法務省VI-13-(2))

施策名	法務行政における国際協力の推進				
施策の基本目標	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。				
取組内容	<p>①犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。</p> <p>②国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。</p> <p>③開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援¹⁾活動の一環として行う国際研修を実施する。</p> <p>④法制度整備支援に関し，諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。</p> <p>⑤法制度整備支援に関し，支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。</p> <p>⑥法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。</p>				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予 算 額 (百万円)	176	178	133	
	執 行 額 (百万円)	160	157	/	/
関係する法令、施政方針演説等(主なもの)	<p>○我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）</p> <p>「法制度整備支援は，自由，民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着，途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり，海外経済協力の重要分野の一つとして，戦略的に進めていくべきである。」</p> <p>○法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）</p> <p>「世界各地の開発途上国に対し，立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに，我が国が将来に渡り，国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり，戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって，政府開発援助（ODA）大綱，ODA中期政策等に基づき，（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着，（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，（3）我が国の経験・制度の共有，我が国との経済連携強化といった観点から，基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」</p> <p>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）</p> <p>「我々は，国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について，各分野におけるG</p>				

8 各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」

○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」

測定指標	取組内容 ①	指標1 (研修の実施件数)	実績値					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			9	9	9	9	9	9
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (研修への参加人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			178	187	168	162	162	155
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標3 (研修参加者の研修に対する満足度)	実績値					
			20年度	21年度	22年度			
			別添1-1のとおり					
		目標値等	研修参加者の満足度の割合80%以上					
		参考指標 (平成22年度に実施した研修及び参加国・参加人数)	施策の進捗状況(実績)					
			別添2(別表1)のとおり、アジア・太平洋地域を中心とした諸国の刑事司法関係者を対象として、国連の重要施策や各国のニーズを踏まえて選定した各主要課題について国際研修・セミナー等を実施し、同諸国の刑事司法関係者の実務運用等に資するための知識及					

		び手法の習得に貢献した。また、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーをフィリピンで開催し、同諸国における法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立に向けて取り組んだ。
--	--	---

測定指標	取組内容②	指標1 (国際会議への参加回数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			1	1	3	3	4	3
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (国際会議への参加人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	2	2	5	4	8	9		
	目標値等	前年度の実績を維持						
	参考指標 (平成22年度に開催された国際会議及び参加人数)	施策の進捗状況（実績）						
		別添2（別表2）のとおり、国際会議に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力するとともに、第12回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の公式ワークショップを企画・運営し、組織犯罪対策、各国のテロ対策及び国連腐敗防止条約に係る技術支援の現状等に関する情報の収集・共有を図った。						

測定指標	取組内容③	指標1 (研修の実施件数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			10	10	7	11	12	11
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (研修への参加人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	95	75	72	114	100	104		

	目標値等	前年度の実績を維持				
	指標3 (研修参加者の研修に対する満足度)	実績値				
		20年度	21年度	22年度		
		別添3-1のとおり				
	目標値等	研修参加者の満足度の割合80%以上				
	参考指標 (研修実施件数及び参加人数)	施策の進捗状況(実績)				
		別添2(別表3)のとおり、支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタン及び韓国の10か国から司法省職員、裁判官、検察官、弁護士等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹養成などをテーマとした研修を実施した。研修では、講義、研修参加者の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。				

測定指標	取組内容 ④	指標1 (諸外国への調査職員の派遣件数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			1	2	4	3	5	4
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (諸外国からの研究員の招へい人数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		8	9	9	8	13	16	
	目標値等	前年度の実績を維持						
	参考指標 (I 調査職員派遣先及びその目的、II 研究員招へい対象国、その目的及び人数)	施策の進捗状況(実績)						
		別添2(別表4-1)のとおり、カンボジア、インドネシア、ラオス及び中国に対し調査職員を派遣した。内容を見ると、例えば、ラオス政府から要請を受けて実施される技術						

	<p>協力プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト）の開始準備のため、ラオスにおける法・司法制度運用の実情について調査を行った。この調査結果を踏まえて、プロジェクト開始時のアプローチ等を明確化・具体化するなど、ラオス政府の要請に応じるために、国際研修を含む今後の法制度整備支援の計画立案等に必要な情報を得ることができ、法制度整備支援を推進する上での基盤強化に寄与することができた。</p> <p>別添2（別表4-2）のとおり、ベトナム、韓国、中国及びインドネシアの4か国から研究員16名を招へいした。具体的には、ベトナムから最高人民検察院検察理論研究所刑事法研究課長ほか1名を招へいし、ベトナムの司法制度改革の現状と問題点、ベトナム刑事訴訟法及び人民検察院組織法改正の動向等をテーマに情報交換を行った。さらに、同国司法省次官ほか2名を招へいし、法・司法制度改革の進捗状況及び平成23年3月終了予定の技術支援プロジェクトの後継プロジェクトの在り方について協議を行った。また、韓国から韓国法制研究院研究委員ほか1名を招へいし、韓国における法分野に関する支援の現状について情報交換を行い、今後の両国の支援協力の方法について検討するなどした。その結果、今後の支援対象国に対する有効で適切な法制度整備支援に資する情報を得ることができた。</p>
--	--

測定指標	取組内容 ⑤	指標1 （専門家の派遣依頼件数に係る対応率） ・依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			100%	100%	100%	100%	100%	100%
		依頼件数	10	11	9	4	9	13
		派遣件数	10	11	9	4	9	13
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 （専門家の派遣依頼人数に係る対応率） ・依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			100%	100%	100%	100%	100%	100%

	依頼人数	10	11	9	3	11	15
	派遣人数	10	11	9	3	11	15
	目標値等	前年度の実績を維持					
	参考指標 (JICA専門家(長期・短期)等派遣先及びその目的)	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>別添2(別表5)のとおり、ベトナムに2名の教官をJICA²長期専門家として派遣し、現地に常駐して支援内容の企画・立案・調整、相手国に対する各種助言等を行い、さらに、他の教官もJICA短期専門家として現地セミナーの講師等の業務に従事した。</p> <p>また、UNDP³の要請に応え、ベトナムで開催された現地セミナーに教官を派遣し、同セミナーにおける意見発表等の業務に従事した。</p>					

測定指標	取組内容 ⑥	指標1 (会議の開催回数)	実績値					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			1	1	1	1	1	1
		目標値等	前年度の実績を維持					
		指標2 (会議への参加人数)	実績値					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	84	100	105	121	109	111		
	目標値等	前年度の実績を維持						
	参考指標 (法整備支援連絡会の開催の概要)	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>別添2(別表6)のとおり、法整備支援連絡会を開催した。同連絡会では、ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長が「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」についての講演を行った。その後、「日本の法制度整備支援をどう検証・評価するか」をテーマに、国内外の法制度整備支援関係機関からの出席者によるパネルディスカッションを行い、活発な意見、情報交換が行われた。その</p>						

		結果、今後よりよい法制度整備支援活動を行っていくため、過去の活動結果に対する適正な検証・評価を行う上で、各関係機関間の協力・連携の必要性を再認識するに至った。
--	--	---

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>取組内容①について、国際研修等の実施件数は前年度と同数であること、参加人数は国際研修等の参加国の都合等により多少増減するものの、ほぼ前年度と同数であることから、「前年度の実績を維持」したものととして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。また、研修参加者の研修に対する満足度は、アンケートを行うことによって測定が可能であるところ、アンケート調査結果によれば、各質問項目において、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した割合が90パーセントを超えていたことから、「研修参加者の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容②について、参加人数は前年度より増加したこと、参加回数は第12回国連犯罪防止刑事司法会議において公式ワークショップを企画・運営するため、同会議に6名もの職員を参加させたことから、前年度に比べ1回減となったが、ほぼ前年度と同数であり、「前年度の実績を維持」したものととして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容③について、実施件数は前年度を下回ったものの、参加人数については前年度より増加している。これは実施する研修が、対象国内で実施されている支援の進行状況を反映して決定されているため、実施回数に変動したもので、「前年度の実績を維持」するとした指標1及び2の目標は達成できたものと評価できる。また、研修参加者の研修に対する満足度は、アンケートを行うことによって測定が可能であるところ、アンケート調査結果によれば、各質問項目において、「習得できた。」「多くの知識を習得できた。」又は「有意義であった。」「大変有意義であった。」と回答した割合は100パーセントであったことから、「研修参加者の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したものと評価できる。</p> <p>取組内容④について、派遣件数は支援対象国での支援の進捗状況等により1件減少したが、招へい人数は前年度より増加しており、「前年度の実績を維持」するものとした、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>取組内容⑤について、派遣依頼件数に係る対応率及び派遣依頼人数に係る対応率は前年度と同じ100パーセントであることから、「前年度実績を維持」するものとした、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。</p>
------------------------	---------	---

	<p>取組内容⑥について、会議の開催回数は前年度と変わらず、会議の参加人数は前年度を上回っており、「前年度実績を維持」するとの指標1及び2の目標は達成できたものと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>国連の施策及び取組を踏まえ、国際スタンダード及び各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修等を実施した。また、国際会議に参加することにより、最新の国際的知見・情報を収集し、国連を始めとする関係機関との関係を強化することができた。</p> <p>また、支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修や国際会議の招へい等における成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。</p> <p>したがって、国際協力を推進するという所期の目標を十分達成できたと総括できる。</p> <p>○国際連合に協力して行う研修・研究及び調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式は妥当である。 <p>我が国の先進的な実務運用を紹介するためには、本邦において研修を行うことが適当である。</p> <p>国際研修・セミナーの参加者の満足度は目標値である80パーセントを超えており非常に有効であった。</p> <p>東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、同地域内の各国が今後取り組むべき課題を示す勧告を採択するとともに、共催機関であるフィリピン司法省と緊密な関係を構築することができ有効であった。</p> <p>国際研修・セミナーでは、発展途上国を中心に合計34か国から155名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。</p> <p>国際研修・セミナーでは、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして講義を行うなど、質の高い内容の研修を行い、効率的に研修効果を高めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連を始めとする国際機関、あるいは外国政府関係者との人的ネットワークを強化するためには、国際会議に直接参加して意見交換を行うことが極めて有効である。 <p>国際会議に参加することで得られた情報や人的ネットワークは、今後の国際研修等の遂行に活用できるとともに、我が国の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており有効であった。</p> <p>参加した3つの国際会議は、いずれも国連主催の犯罪防止に関する重要な会議であり、我が国の刑事司法運営上の貴重な資産となった上、効率的に人的ネットワークを拡充することができ、費用に見合った効果を上げることができた。</p>

○支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究

・法務省法務総合研究所で行う法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意している。また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段である。

・国際研修の参加者の満足度は80パーセントを超えており非常に有効である。

ベトナム、カンボジア等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者であり、研修、研究の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映された。

支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり有効である。

・対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催、国際専門家会議の開催、学者や法律実務家等によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援が実施されており、費用に見合った効果を上げた。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際連合に協力して行う研修・研究及び調査については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究については、政府においても、平成21年4月「法制度整備支援に関する基本方針」が決定され、同年4月22日の第21回海外経済協力会議において、同基本方針が報告され了承されており、法制度整備支援をより積極的に取り組むことが求められていることから、引き続き本施策を継続実施することとする。

なお、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも

	<p>貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。</p> <p>また、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。</p>		
政策評価懇談会の知見の活用	1	実施時期	
	2	実施方法	
	3	意見及び反映内容の概要	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。 		
所管部局	法務総合研究所総務企画部企画課	評価実施時期	平成23年8月

*1 「法制度整備支援」

開発途上国や市場経済への移行を進める旧共産圏の国などに対して、それらの国々が進める法律の起草や法律家の育成など法制度の整備を支援すること。

*2 「JICA」

独立行政法人国際協力機構

*3 「UNDP」

国連開発計画

研修参加者アンケート調査結果（取組内容①）

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度
研修参加人数		162	162	155
質問	回答区分※3	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	多くの知識を習得することができた。	49.4%	63.0%	
	非常に役立った。			69.0% (107人)
	習得することができた。	39.9%	29.6%	
	役立った。			26.5% (41人)
	どちらとも言えない。	2.7%	0.6%	0.6% (1人)
	習得できなかった。	1.1%	0.0%	
	役立たなかった。			0% (0人)
	全く役立たなかった。			0% (0人)
	無回答※5	6.9%	6.8%	3.9% (6人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2、※4	非常に有益であった。	58.2%	74.3%	74.2% (95人)
	有益であった。	28.1%	17.6%	23.4% (30人)
	どちらとも言えない。	3.0%	2.9%	0% (0人)
	有益ではなかった。	0.2%	0.0%	0% (0人)
	全く有益ではなかった。			0% (0人)
	無回答※5	10.5%	5.1%	2.4% (3人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	40.2%	62.3%	65.8% (102人)
	役立った。	43.3%	31.5%	28.4% (44人)
	どちらとも言えない。	3.0%	0.0%	1.3% (2人)
	役立たなかった。	0.4%	0.0%	0% (0人)
	全く役立たなかった。			0.6% (1人)
	無回答※5	13.1%	6.2%	3.9% (6人)
アジア研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。		75.3%	72.3% (112人)
	有益であった。		18.5%	22.6% (35人)
	どちらとも言えない。		0.0%	1.3% (2人)
	有益ではなかった。		0.0%	0% (0人)
	全く有益ではなかった。			0% (0人)
	無回答※5		6.2%	3.8% (6人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。		68.5%	64.5% (100人)
	有益であった。		24.1%	29.7% (46人)
	どちらとも言えない。		1.2%	0.6% (1人)
	有益ではなかった。		0.0%	0.6% (1人)
	全く有益ではなかった。			0.6% (1人)
	無回答※5		6.2%	4.0% (6人)

※1 平成20年度は、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。」との質問を行った。

※2 平成20年度は、「刑事関係施設の見学は有益であったか。」との質問を行った。

※3 平成20年度と平成21年度・22年度とでは、回答区分が異なっている。

※4 東南アジア諸国のためのグットガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※5 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

参考資料

別添1-2 研修参加者アンケート

研修参加者アンケート

- 全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。
 - () 非常に役立った。
 - () 役立った。
 - () どちらとも言えない。
 - () 役立たなかった。
 - () 全く役立たなかった。

- 全体として、刑事関係施設の見学は有益であったか。
 - () 非常に有益であった。
 - () 有益であった。
 - () どちらとも言えない。
 - () 有益ではなかった。
 - () 全く有益ではなかった。

- グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。
 - () 非常に役立った。
 - () 役立った。
 - () どちらとも言えない。
 - () 役立たなかった。
 - () 全く役立たなかった。

- アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。
 - () 非常に有益であった。
 - () 有益であった。
 - () どちらとも言えない。
 - () 有益ではなかった。
 - () 全く有益ではなかった。

- この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。
 - () 非常に有益であった。
 - () 有益であった。
 - () どちらとも言えない。
 - () 有益ではなかった。
 - () 全く有益ではなかった。

別添 2

別表 1 平成22年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国	人数
国際研修・セミナー	3	ネパール、インドネシア、スリランカ等	56
国別・地域別研修	4	フィリピン、ケニア、中国等	49
汚職防止刑事司法支援研修	1	アフガニスタン、パキスタン、タイ等	23
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア等	27
計	9		155

別表 2 平成22年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会議名	人数
サルバドル	22. 4. 12～19	第12回国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）	6
ウィーン	22. 5. 17～21	第19回国連犯罪防止刑事司法委員会	2
ケルマイヨール	22. 12. 9～10	国連犯罪防止刑事司法（プログラムネットワーク）機関間調整会議	1
計		（3回）	9

別表 3 研修実施件数及び参加人数

招へい国	研修テーマ	件数	参加人数
ベトナム等 10か国	裁判実務の改善，法曹養成，不動産登記制度，戸籍法，刑事訴訟法改正，民事訴訟法及び民事関連法，和解・調停制度強化，企業法制の比較研究等	11	104

別表 4 - 1 調査職員派遣先及びその目的

対象国	派遣期間	目的
カンボジア	22. 5. 30 ～ 22. 6. 5	カンボジア現地調査（法制度整備実施に関する現状調査）
インドネシア	22. 8. 10 ～ 22. 8. 18	インドネシア現地調査（司法制度及びその運用調査）
ラオス	22. 7. 26 ～ 22. 8. 25	ラオス現地調査（司法制度及びその運用調査）
中国	23. 3. 7 ～ 23. 3. 10	日中民商事法セミナー出席（コーポレートガバナンスに関する調査・協議）

別表 4 - 2 研究員招へい対象国，その目的及び人数

対象国等	期間	目的	人数
ベトナム	22. 6. 21 ～ 22. 6. 25	ベトナムの司法制度改革の現状と問題，ベトナム刑事訴訟法及び人民検察院組織法改正の動向等に関する情報収集及び今後のベトナム最高人民検察院に対する支援に関する情報交換	2
韓国	22. 8. 29 ～ 22. 8. 31	アジア・太平洋監査制度セミナーでの講演	1
中国	22. 8. 29 ～ 22. 8. 31	アジア・太平洋監査制度セミナーでの講演	2
ベトナム	22. 8. 29 ～ 22. 8. 31	アジア・太平洋監査制度セミナーでの講演	1
ベトナム	22. 10. 4 ～ 22. 10. 8	ベトナムにおける今後の支援のあり方に関する協議	3

インドネシア	22. 11. 29 ～ 22. 12. 3	インドネシア法曹養成制度の現状 と同国と日本の法曹養成制度につ いて共同研究	5
韓国	23. 3. 6 ～ 23. 3. 7	日本と韓国による法分野に関する 支援協力方法の検討	2

別表5 JICA専門家（長期・短期）等派遣先及びその目的

対象国	派遣期間 (延長期間)	人数	目的
ベトナム	21. 4. 1 ～ 23. 3. 31 (22. 4. 1 ～ 23. 3. 31)	1人	法・司法制度改革支援
	22. 4. 1 ～ 23. 3. 31	1人	
カンボジア	22. 4. 1 ～ 24. 3. 31	1人	裁判官・検察官養成校民事教育改善支 援
	22. 4. 1 ～ 23. 3. 31	1人	
ラオス	22. 7. 20 ～ 23. 7. 19	1人	法律人材育成強化支援
中国	22. 5. 16 ～ 22. 5. 19	1人	終了時評価（民事訴訟法・仲裁法改善 プロジェクト）
ベトナム	22. 7. 25 ～ 11. 7. 31	1人	終了時評価（法・司法制度改革支援プ ロジェクト）
ベトナム	22. 9. 9 ～ 22. 9. 14	1人	UNDPベトナム事務所主催現地セミ ナー（最高裁における過誤判決に対す る措置）
カンボジア	22. 9. 14 ～ 22. 9. 22	2人	現地セミナー（民事裁判教育改善指導 [親族法, 親権, 相続法]）
中国	22. 11. 15 ～ 22. 11. 18	1人	現地セミナー（行政訴訟法）
ベトナム	22. 11. 21 ～ 22. 12. 1	1人	事前調査（法・司法制度改革支援プ ロジェクト[フェーズ2]）
ラオス	23. 2. 20 ～ 23. 2. 26	1人	現地セミナー（民事訴訟法及び刑事訴 訟法）
カンボジア	23. 3. 15 ～ 23. 3. 24	2人	現地セミナー（民事教育改善指導[不 法行為, 執行保全]）

別表6 法整備支援連絡会

会議名	法整備支援連絡会
開催日	平成23年1月21日(金)
開催場所	大阪会場 法務総合研究所国際協力部国際会議室(大阪中之島合同庁 舎2階)(本会場) 東京会場 法務総合研究所3階共用会議室(テレビ会議システムで 接続)
概要	法務省, JICA, 最高裁判所, 日弁連, 大学教授等の我が国の法 制度整備支援関係機関の関係者が一堂に会し, 「法制度整備支援の評価 ～新しい評価指標の可能性と課題」をテーマとしたパネルディスカッ ションを行い, 我が国の法整備支援対象国であるベトナムの最高人民 裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長, 大学教授等が講演を行った。
参加人員	111名

研修参加者アンケート調査結果（取組内容③）

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度
研修参加人数		114	100	104
アンケート回収数		114	100	104
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%

質問	回答区分※6	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新しい知識を習得したか	今後の役に立つ多くの知識を習得できた。	72.8%		
	多くの知識を習得できた。	23.7%	74.0%	68.3% (71人)
	習得できた。	2.6%	25.0%	31.7% (33人)
	どちらとも言えない。		0.0%	0% (0人)
	あまり習得できなかった。	0.9%		
	習得できなかった。		1.0%	0% (0人)
	全く習得できなかった。		0.0%	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	86.8%	86.0%	82.7% (86人)
	概ね有意義であった。	13.2%		
	有意義であった。		14.0%	17.3% (18人)
	どちらとも言えない。	0.0%	0.0%	0% (0人)
	あまり参考にならなかった。	0.0%		
	有意義でなかった。		0.0%	0% (0人)
	全く有意義でなかった。		0.0%	0% (0人)

※ 平成20年度と平成21年度・22年度とでは、回答区分が異なっている。

参考資料
別添3-2 研修アンケート

研修アンケート

(各項目右端の口の該当する箇所に☑ を付けてください)

セッション名：

実 施 日：

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	
2	ちょうど良かった。	
3	短すぎた。	

2 講義、協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	
2	どちらとも言えない。	
3	あまり快適ではなかった。	

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	
2	修得できた。	
3	どちらとも言えない。	
4	修得できなかった。	
5	全く修得できなかった。	

4 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	
2	有意義であった。	
3	どちらとも言えない。	
4	有意義でなかった。	
5	全く有意義でなかった。	

ご協力に感謝します。

平成22年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	登記情報システム再構築事業
評価実施時期	平成24年8月（平成23年度は中間報告）
所管部局	民事局総務課
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の実施計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護				
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】				
上記施策の基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額（百万円）	37,734	30,389	26,499	
	執行額（百万円）	35,426	28,231		

2. 課題・目的・必要性

旧登記情報システム（以下「旧システム」という。）は、メインフレーム^{*}を中心とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープンな市場で安価なハード・ソフトを選択することができず、新たな情報処理技術の活用も困難であった。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高い新たなシステム（以下「新システム」という。）へ切り替えることにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。

また、登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請及び登記事項証明書等交付請求が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し、国民の負担軽減、利便性の向上を図る必要がある。

なお、本事業のうち、平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了し、平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請をすることが可能となっている。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

登記情報システムの運用経費を削減する。

【目標期間】

平成18年度から平成23年度まで

【目標値等】

平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。

年 度	平成15年度 (基準年度)	平成23年度 (達成年度)
運 用 経 費	約366億円	
目標値(削減額)		約130億円

○平成15年度と比較する理由

本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行ったためである。

(2) 目標設定の考え方

「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、平成22年度末までに新システムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

A（達成）

【判定方法】

平成22年度末までに新システムへの切替えが完了することから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。

本事業は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき実施されており、平成20年度から平成22年度までの間においては、全国の登記所数に対する新システムへの切替登記所数の割合について、各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値等に対する進捗状況（割合）により判定する。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約30%	約60%	100%
実績	9%	67%	100%

※平成19年度までは開発期間中であるため、目標値等は設定していない。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

旧システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高い新システムへ切り替えることにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{*2}、目の大括り化^{*3}

【上記措置による効果】

国庫債務負担行為及び目の大括り化の導入によって、このような措置がない場合と比較してライフサイクルベースでの合理的な価格による調達が可能となった。

5. 評価結果等

(1) 平成22年度に実施した政策（具体的内容）

「登記情報システム業務・システム最適化計画」（<http://www.moj.go.jp/content/00008851.pdf>）に従って、新システムへの切替えを行った。その結果、平成22年12月27日をもって全登記所（平成23年4月1日現在445庁）について切替えを完了したことから、平成22年度の目標値（100パーセント）を達成した。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

旧システムは、メインフレームと呼ばれる当時の最も標準的なコンピュータを利用して開発されたものであり、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、新たな情報処理技術の活用が困難であった。

一方で、これまでの技術革新の結果、情報システム基盤の動向はメインフレームで

構成されたシステムから、ハード・ソフトともオープン化・標準化されたオープンプラットフォームで構成されたオープンシステム^{*4}へと変化し、その信頼性の向上も図られつつある。

このため、登記情報システムについてもオープンシステムへ切り替えることにより、行政サービスの向上及びコスト削減を行う必要があった。

本事業は、これらの背景を踏まえて実施しており、国民や社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を保護するとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなす制度であり、また、商業・法人登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度である。これらはいずれも、国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度である。

登記情報システムは、同制度を支える社会基盤システムであることから、本事業は、全国統一した運用を確保するため、同制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日及び平成20年12月25日一部改定）において、最適化対象の業務・システムについては可能な限り早期に最適化の効果を発現することが求められている。

本事業を行わなければ、特定の事業者に依存しないハード及びソフトを調達するための調達方法を見直すこと（随意契約から一般競争入札への移行）が困難となり、最適化の効果であるコストの削減が実現できない。

このため、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までにオープンシステムへの切替えを完了する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

本事業については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、単にメインフレームをオープンシステムに置き換えるだけではなく、システムの設置箇所数を削減するなど、コストが過大とならないように実施している。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

メインフレームの技術を利用した旧システムは、信頼性は高いものの、柔軟性・拡張性は低く、運用・保守を特定の事業者に依存せざるを得ない。

本事業により、オープンシステムへの切替えを行い、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施することで、柔軟性・拡張性の向上及びコストの削減を実現することができる。

このため、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づくオープンシステムへの切替えは、目的を達成するための手段として妥当である。

イ 所期の事業効果の発現状況

平成22年度においては、全登記所において新システムへの切替えを完了したことから、平成22年度目標値である100パーセントを達成した。これにより、平成23年度における登記情報システムの運用経費の削減について、目標を達成できる見通しである。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

新システムへの切替えは、特段の問題なく平成22年度に完了したところであり、今後は、引き続き効率的なシステム運用を推進する。

7. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

8. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○電子政府推進計画（平成18年8月31日決定、平成20年12月25日一部改定）

第2 目標達成のための施策

II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策

2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化

(2) 業務・システム最適化の実施

「各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。」

9. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

・「新システム切替登記所数」

（民事局総務課，平成23年4月作成，対象期間：平成20年4月1日～平成23年3月31日）

10. 備考

*1 「メインフレーム」

情報処理を高速で処理する大型コンピュータのことをいう。汎用コンピュータともいう。

*2 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、あらかじめ予算をもって国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

*3 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

*4 「オープンシステム」

様々なメーカーのハードウェアやソフトウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムをいう。

平成22年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	地図管理業務・システムの最適化事業
評価実施時期	平成23年8月
所管部局	民事局民事第二課
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の実施計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護				
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】				
上記施策の基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額（百万円）	14,277	12,841	10,597	
	執行額（百万円）	13,490	12,422		

2. 課題・目的・必要性

従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所では地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の点で課題がある。

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、これによりインターネットを利用した地図情報の提供等、国民の利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

3. 目標の内容等

【達成目標1】

(1) 達成目標

平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。

【目標期間】

平成18年度から同22年度まで

【目標値等】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	15%	35%	60%	80%	100%
実績	16%	36%	63%	83%	99%
	90庁/550庁	182庁/510庁	311庁/490庁	381庁/461庁	442庁/445庁

(2) 目標設定の考え方

従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムの全国展開により、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、上記達成目標を設定し、その達成度合いについては、「全国の登記所数に対する

地図情報システム導入登記所数の割合」で測ることとした。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

B (おおむね達成)

【判定方法】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合について、上記のとおり各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況 (割合) により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況 (割合)	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、これによりインターネットを利用した地図情報の提供等の国民の利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。そこで、地図情報システムを導入するためのデータの作成・移行作業を実施し、平成22年度末までに、全国の登記所へのシステムの導入を完了することとした。

【達成目標2】

(1) 達成目標

地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減する。

※ 「年間約3億円程度」とは、平成18年度から平成21年度までの削減額の平均値である。

【目標期間】

平成18年度から平成21年度まで

【目標値等】

「地図管理業務の業務・システム最適化計画」(平成17年10月20日法務省情報化統括責任者(CIO)決定)に基づき、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減する。

年 度	平成17年度 (基準年度)	平成18年度～21年度 の平均 (目標期間)
運 用 経 費	約15億円	約12億円 (目標値) 約11億円 (実績)
目標値(削減額)	—	約3億円
実績(削減額)	—	約4億円

(2) 目標設定の考え方

本事業については、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させること等により、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

A (達成)

【判定方法】

平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均が、平成17年度と同経費と比較して、年間約3億円削減されれば達成とし、その達成度合いは、当該目標値に対する削減額の割合により判定する。

【基準】

ランク	削減額の割合	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

従来の地図管理システムから地図情報システムへ移行することにより、オープンな技術が活用されるとともに、地図情報センターが全国1か所に集中されることになり、運用経費の削減が図られる。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{*1}、目の大括り化^{*2}

【上記措置による効果】

上記措置を講じたことにより、本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

5. 評価結果等

【達成目標1及び2】

(1) 平成22年度に実施した政策（具体的内容）

本事業は、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」(URL: <http://www.moj.go.jp/content/000008847.pdf>) に沿って実施されている。

平成22年度においては、地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約99パーセントの登記所について地図情報システムを導入しており、目標をおおむね達成しているものと評価できる（なお、平成22年度末までに導入できなかったのは、東日本大震災の影響により導入の延期を余儀なくされた3庁のみであり、これらの庁についても、現地の状況を勘案しつつ、速やかに導入する予定である。）。

また、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均は、平成17年度と同経費と比較して、年間約4億円削減されており、目標を達成している。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率的となっていたため、システム整備による事務処理の効率化が求められていた。

また、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定されていたため、インターネットを利用した地図情報の提供を可能とするなど、国民の利便性を向上すべきとの要請もあった。

このため、システムを整備することにより、事務処理の効率化によるコスト削減及び行政サービスの向上を行う必要があった。

本事業は、これらの要請を踏まえて実施しているものであり、国民や社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

登記所に備え付けられている地図は、不動産取引の安全と円滑に資することを目的

とした不動産登記制度の根幹を支えるものであることから、当該地図の管理業務の問題点を踏まえて見直すという本事業は、同制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

本事業が行われなければ、システム整備による事務処理の効率化を図ることができないほか、新たなサービスの実現による国民の利便性の向上も図ることができない。

このため、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入するとともに、運用経費の削減を図る必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

本事業については、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させるなど、コストが過大とならないように実施している。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率的となっており、また、情報の提供方法が紙という手段に限定されていたため、国民の利便性の点で課題があった。

本事業は、地図管理業務の見直しを行い、新たに地図情報システムを導入するものである。これにより、登記情報と地図情報の一体的な事務処理や、インターネットを利用した地図情報の提供等が可能となり、事務処理の効率化や国民の利便性の向上を図ることができるとともに、運用経費の削減が図られる。

このため、全国の登記所への地図情報システムの導入は、目的を達成するための手段として妥当である。

イ 所期の事業効果の発現状況

地図情報システムを導入した登記所においては、事務処理の効率化や国民の利便性の向上とともに、運用経費の削減が図られており、所期の事業効果が着実に発揮されている。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

地図情報システムの導入は、予定どおり進められたところであり、今後は、引き続き効率的なシステム運用を推進する。

7. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

8. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○電子政府推進計画（平成18年8月31日決定、平成20年12月25日一部改定）

第2 目標達成のための施策

II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策

2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化

(2) 業務・システム最適化の実施

「各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化

計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。」

9. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

- ・「地図情報システム稼動庁一覧」

(民事局総務課，平成23年4月作成，対象期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日)

10. 備考

*1 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度間に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、あらかじめ予算をもって国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

*2 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

平成22年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
評価実施時期	平成26年8月（平成23年度は中間報告）
所管部局	入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の実施計画上の位置付け）

政策名	出入国の公正な管理				
施策名等	出入国の公正な管理 【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】				
上記施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。				
施策の予算額・執行額	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算額（百万円）	10,961	10,180	11,805	
	執行額（百万円）	10,647	9,817		

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーター^{*1}の増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行等、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入及び新たな在留管理制度^{*2}の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【目標期間】

平成18年度から平成25年度まで

【目標値等】

達成年度	平成25年度
目標値（増加額の上限）	30.1億円
参考（達成年度までの削減額）	38.7億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は、出入国審査、在留審査、退去強制等に関する外国人出入国情報システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム^{*3}からオープンシステム^{*4}へ刷新するとともに、外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスシステムを活用した出入国審査体制の構築、外国人登録証明書に代わり在留カードを発行する「新たな在留管理制度」の施行等、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステムの導入及び新たな

在留管理制度等の施行に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は、以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新並びに在留管理の実施及び外国人・外部機関との情報連携の強化等に伴い、平成25年度以降において年間約38.7億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスシステム及び新たな在留管理制度の導入等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成25年度以降新たに年間約68.8億円が必要となる。そこで、両者の差額である30.1億円を、「システム運用経費全体の増加額」として目標値に設定した。

（3）目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

A（達成）

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{*5}」が完了する平成25年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成19年度から平成25年度までの間においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

（4）手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{*6}、目の大括り化^{*7}

【上記措置による効果】

国庫債務負担行為及び目の大括り化によって、当初の計画どおり、本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

5. 評価結果等

（1）平成22年度に実施した政策（具体的内容）

平成18年度において、最適化計画における最適化実施工程を工程どおりスムーズに実施するために、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義^{*8}、基本設計を実施した。

平成19年度においては、次世代出入国審査システム（日本人分）についての詳細設計を実施し、平成20年度においては、提報^{*9}、摘発情報等を電子地図上に展開し、視覚的な情報分析に資する位置情報システム^{*10}の運用を開始している。これらを受ける形で、平成21年度においては、次世代出入国審査システム（日本人分）を導入するとともに、新たな在留管理制度の実施及び従来機能の拡充^{*11*12}のための要件定義を行った。

そして、平成22年度においては新たな在留管理制度導入のため、次世代外国人出入国情報システム及び統合データ管理システムの改修並びに在留カード等発行システムの開発を開始した。

システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は平成24年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難であるが、平成20年度においては位置情報システム、平成21年度においては次世代出入国審査システム（日本人分）の運用を開始したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものといえる。

平成22年度から平成23年度にかけて、新たな在留管理制度導入のための次世代出入国情報システムの設計・開発並びに在留カード等発行システム及び連携機能の設計・開発等を実施しているところ、平成22年度において、これらのシステム開発はスケジュールどおり順調に進んでいることから、A判定とした。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

公正な出入国管理により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものであり、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

アで述べたとおり、出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり、利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより、観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも、現時点で優先して行う必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

平成22年3月23日に改定された「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでいるところであり、平成22年度における取組が妥当であったと評価できる。

イ 所期の事業効果の発現状況

本事業は、出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを達成目標としており、その評価は平成25年度において実施されるものであるが、(1)のとおり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものであり、所期の事業効果が得られているものと評価できる。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

おおむね最適化計画に掲げる工程どおり進められており、現時点においては特段の問題等は存在しないことから、引き続き、平成24年度に導入する新たな在留管理制度の実施及

び従来機能の拡充のためのシステム開発・設計等を実施していくこととしている。

7. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

8. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第3-2-① 新たな在留管理制度の創設

「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」

○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

第3章-（4） 観光立国・地域活性化戦略

「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

9. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

10. 備考

*1 「リピーター」

過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用するなどして繰り返し不法入国を企図する者。

*2 「新たな在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立した。

「新たな在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするもの。

我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが発行されるほか、届出・届出取消手続などが変更される。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって、在留期限の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について利便性をさらに向上させるものである。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録制度は廃止されることとなっているほか、在留カードの発行対象になっていない特別永住者に対しては、特別永住者証明書が交付されることとなっている。

*3 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

*4 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が可能となるメリットがある。

*5 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新たな在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情に鑑み、平成19年8月31日に改定されたものであり、本政策評価はこれに基づき実施したものである。なお、新たな在留管理制度の導入を内容とする入管法等改正法の成立を受け、平成22年3月23日に再度改定されたところである。最適化の基本理念として、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

業務・システムの最適化を進めるに当たり、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我

が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築することを基本理念としている。

また、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的として本最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を最適化の基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>を参照。

*6 「国庫債務負担行為」

法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、国が債務を負担する行為をなすには、あらかじめその事項について国会の議決を経るか、または、災害復旧その他緊急の必要がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができ、これを国庫債務負担行為という。

国庫債務負担行為は、後年度の歳出となるべき債務負担契約を認めるものであるため、継続的な事業の執行について継続費と同様な効果をもっており、また、継続費と異なり年割額の定めがないために、より弾力的な運営が可能となる。

*7 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

*8 「要件定義」

当該業務のシステム化に対する様々な要求を調査・分析し、システム化の対象を絞り込み、最終的な要件として定義すること。主要な成果物は、「要件定義書」。

システム化目標に即した形で、ユーザーからの各システム化要求に対する優先順位付けを行った上で、費用対効果、実現可能性、開発期間、コスト等のバランスを考慮しながらシステム化の対象を絞り込み、最終的な開発対象範囲を確定していく作業。その手法は、開発事業者によって異なる。

「新たな在留管理制度」の実現に向けた要件定義は、「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る全体工程管理支援等」（平成21年3月公示）の受託者である、日本アイ・ビー・エム株式会社が実施しており、平成21年9月30日に、「要件定義書」一式の納品を受けている。

*9 「提報」

一般人からの投書や電話、面接などにより提供される入管法第24条各号で定められた退去強制事由の一到該当すると思われる外国人についての情報。

*10 「位置情報システム」

地図上に外国人在留者や受入機関等に関する位置情報をマッピングし、実態調査や違反調査を実施する上で必要な情報を視覚的に分かり易い形で端末（モバイル型端末を含む。）に提供するシステムのこと。効率的な人員配置が可能となり、在留審査業務における実態調査や退去強制業務における違反調査・審査時間の短縮が図られるほか、不法滞在者の摘発が強化されることにより、不法就労関連コストと犯罪関連コストの発生抑止に寄与することが可能となる。

*11 「従来機能」

当該業務を実現するために実装されているシステム化された機能のこと。既存機能とも同義。

「新たな在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「従来機能」とは、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成22年3月23日改定）」の施策「現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新」で記述する現行業務（出入国、在留審査、退去強制及び難民認定業務）を実現するために実装される機能のこと。

*12 「拡充する機能」

当該業務のシステム化のため、従来機能を強化・改良して実現する機能のこと。

法改正などの外的要因、あるいは組織内のルール変更などの内的要因等によって、当初、実装されている機能では充足されず、それらの機能を強化・改良する必要がある場合に、「拡張機能」として実装する。

「新たな在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「拡張する機能」とは、入管法等改正法で定義されている機能以外に、附帯決議による外的要因によって、従来想定していた機能を強化して実装すべき対象として追加した機能のこと。